

知事は、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十一一条の規定により四月十七日から四月三十日までの十四日間公示する。

広島市告示第五十七号

昭和二十八年四月十七日 広島市長 浜井信三

Table with columns: 整理番号, 路線名, 起点, 終点. Lists various bus routes and their endpoints.

広島市告示第五十八号

左記の者に対する昭和二十七年年度不動産差押調書は、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十条及び広島市税条例第十一一条により公示する。

昭和二十八年四月二十七日 広島市長 浜井信三

- List of names and addresses: 広島市鉄砲町一六ノ一番地, 中島政四郎, etc.

広島市告示第五十九号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の規定に基き、百日せきジフテリア及び種痘の予防接種を左記の通り施行する。

昭和二十八年四月二十八日 広島市長 浜井信三. 一、日時 自昭和二十八年五月一日至昭和二十八年七月三十一日. 二、接種場所 三好医院, 大田, etc.

市道路線認定に関する告示 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第八一条の規定に基き、市道の路線を次のように認定する。

昭和二十八年四月十七日

広島市長 浜井信三

Table with columns: 重要な経過地, 路線名, 認定内容. Lists recognized road routes.

三、料金 百日せき 一回につき 三十円. ジフテリア 一回につき 十円. 種痘 一回につき 十円.

四、予防接種を受けなければならない人 1 生後三ヶ月から生後六ヶ月に至る者(三週間間隔で三回接種). 2 前号定期接種後十二ヶ月から十八ヶ月に至る者(追加免疫一回接種).

五、その他 1 種痘は必ず一週間後検診を受け、検診の結果陰性の場合には、直ちに更に一回接種を受けなければならない。 2 百日せきの予防接種を生後受けていない者は今回は三回受けること。 3 各予防接種の済んだ人は受けた病院または医院で証明書をお受け取り下さい。 4 希望の人も受けられます。

広島市告示第六十号

昭和二十八年五月七日 広島市長 浜井信三

第三十八回仮換地予定地変更指定及び第二十五回未指定地補充換地予定地指定の発表について. 一 広島平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴い、左記の土地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、仮換地予定地を変更又は補充することに決定したから、関係者は、東部復興事務所まで詳細承知されたい。

一 第三十八回仮換地予定地変更指定. 二 土地所有者に対する仮換地予定地の指定通知書は、土地所有届を提出済の者にのみ送達する。なお、土地所有届をまだ提出していない者は、至急提出されたい。

Table with columns: 町名, 地所, 番, 土地所有者氏名. Lists land exchange details for various districts.

二 第二十五回未指定地補充換地予定地指定. 千田町二丁目 七二八ノ三外一筆 水元蔵三. 千田町一丁目 五一四ノ一外一筆 大倉多郎.

一 第三十八回仮換地予定地変更指定. 一 開催期日 昭和二十八年五月十三日午前十時. 二 開催場所 広島市国泰寺町三九. 三 申請者住所 広島市翠町一五〇二ノ三. 四 申請者氏名 野沢正治. 五 建築場所 広島市翠町一七九七ノ一一. 六 用途概要 タドン製造場、木造平家建、延五一坪. 七 地域 住居地域.

- 一 1 開催期日 昭和二十八年五月十三日午後二時
- 2 開催場所 広島市国泰寺町三九
- 3 建築主住所 広島市平野町六六二ノ三
- 4 建築主氏名 慶 長 浩 一
- 5 建築場所 広島市平野町六六二ノ三
- 6 用途概要 自動車修理工場、木造二階建、延三三、五坪動力四分一馬力
- 7 地域 住居地域

広島市告示第六十二号

昭和二十八年年度の土地、家屋、償却資産の価格を登録した広島市平野町一六三ノ一番地伊藤好恵外一五五、〇一五件に対する固定資産課税台帳を、地方税法第四百十五條第一項但書の規定により、左記の関係者の縦覧に供する。

昭和二十八年五月十一日

広島市長 浜 井 信 三

- 一場所 広島市役所
- 二期間 昭和二十八年五月十六日から六月四日まで

広島市告示第六十三号

左記の者に対する、昭和二十七年不動産差押調書は、住所不明のため送達不能につき地方税法第二十条及び広島市税条例第十一条により公示する。

昭和二十八年五月十四日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第六十四号

建築基準法第五十四条の規定に基き、左記の通り公開に

広島市千田町二丁目七九三番地 東亜産業株式会社
 広島市舟入川口町六七一番地 関西工業株式会社

- よる疎開を行う。
- 昭和二十八年五月十四日
- 広島市長 浜 井 信 三

訓 令

広島市訓令第十八号

庁中 一般

広島市職員衛生管理規程を次のように定める。

昭和二十八年五月一日

広島市長 浜 井 信 三

この規程の目的

第一条 この規程は、法令は別段の定めがある場合を除く外、職員の衛生管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この規程において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 職員 市長の事務部に属する職員をいう。但し、常時勤務を要しない者及び二月以内の期間を定めて雇用される者(二月をこえて引き続き雇用するに至つた者を除く)を除く。

二 規則 労働安全衛生規則(昭和二十二年労働省令第九号)をいう。

三 療養者 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号に該当し休職を命ぜられた者、規則第四十七条に掲げる疾病により就業禁止を命ぜられた者又は職員の勤務時間及び休暇等に關する規則(昭和二十六年八月十一日広島市規則第三十二号)第四条の規定により引き続き三月をこえる病氣休暇を受けている者をいう。

(衛生管理者)

第三条 職員の衛生管理を行わせるため、必要な衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、規則第十四条に定める資格を有する職員のうちから、市長が任命する。

3 衛生管理者は、規則第十九条に定める職務を行う外、この規程に定める職務を行う。

(衛生管理補助員)

第四条 衛生管理者の事務を補助させるため、各課(これに準ずるものを含む)に必要な衛生管理補助員を置く。

2 衛生管理補助員は、所属長が指名する職員をもつて充てる。

(健康診断の実施)

第五条 職員を採用する場合には、その者に対し、採用時の健康診断を実施する。

2 職員に対しては、毎年一回以上定期の健康診断を実施する。但し、採用時の健康診断を受けてから三月を経過しない者及び休職中の者に対しては、その年の定期健康診断を行わないことができる。

3 市長が必要と認める場合には、その都度、臨時の健康診断を実施する。

第六条 職員は、それぞれ指示された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。但し、やむを得ない事由により指示された健康診断を受けることができないときは、あらかじめ市長の承認を得て他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する書類を健康診断の実施担当者に提出してこれに代えることができる。

第七条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 職員は、規則第四十七条に掲げる疾病にかつたときは、遅滞なくその旨を所属長を経て市長に届け出なければならない。

第十五条 職員は、規則第四十七条に掲げる疾病にかつたときは、遅滞なくその旨を所属長を経て市長に届け出なければならない。

(予防接種等の実施)

第十五条 職員に対し、必要に応じて予防接種及び寄生虫検査を実施する。

2 職員は、それぞれ指示された期日に予防接種及び寄生虫検査を受けなければならない。

(庁舎内の消毒)

第十六条 衛生管理者は、毎年一回以上庁舎内の消毒を行わなければならない。

(衛生管理委員会)

第十七条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

体となり得る見込のもの

「要休養」 現に罹病している者で、勤務を制限し、又は一時中止して休養することによつて快復し得る見込のもの

「要療養」 現に病勢が相当程度まで進行し、又は進行しつつある者で、療養を行うも快復し得るまでに相当の日時を要する見込のもの

(健康診断の結果の報告)

第十条 健康診断の実施担当者は、健康診断を行ったときは、その結果を別記様式による健康診断個人表に記録し必要な事項を市長に報告しなければならない。

(健康診断の結果に対する措置)

第十一条 市長は、健康診断の結果に基いて次の措置を行う。

一 要注意を判定された者に対しては、深夜勤務等過重な勤務を命じないようにし、且つ、六月に一回必要な検査を行うこと。

二 要休養と判定された者に対しては、休養のため必要な期間勤務に従事せず、又は勤務変更等勤務を軽減する措置を講じ、且つ、三月に一回必要な検査を行うこと。

(療養者に対する指導)

第十二条 衛生管理者(市長が衛生管理者の代行者として指名する保健婦を含む。第十三条第一項において同じ)は、少くとも年二回以上療養者の療養状態を調査し、適切な療養指導を行い、その状況及びこれに対して講じた措置を市長に報告しなければならない。

(療養者の義務)

第十三条 療養者は、衛生管理者及び主治医の療養指導に従い、療養に専念しなければならない。

第十四条 療養者は、診察を受けている病院等の名称、所在地及び自己の現住所並びにこれらに変更があつた場合はその事項を、遅滞なく所属長を経由して衛生管理者に報告しなければならない。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

第十四条 市長は、この規定の運用及び職員の衛生管理に關し意見を聞くため、別に定めるところにより広島市職員衛生管理委員会を置く。

健康診断個人表 広島市

所 属	氏 名	性 別	男 女	生 年 月 日	明 治 年 月 日	大 正 年 月 日	昭 和 年 月 日	採 年 月 日	現 住 所		
検 診 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
業 務 内 容											
病 名 又 は 所 見											
病 歴	既 往 症										
	現 在 症										
身 長				cm				cm			
胸 囲				cm				cm			
体 重				kg				kg			
視 力	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	
色 神											
聴 力	左	右	左	右	左	右	左	右	左	右	
ツベルクリン皮内反応	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
B C G 接種	年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		
X 線検査所見	No. () 右 左		No. () 左 右		No. 間 直 右 左		No. 間 直 右 左				
赤血球沈降速度検査	1 時間		2 時間		1 時間		2 時間		1 時間		
喀 痰 検 査	mm		mm		mm		mm		mm		
検 便											
その他の検査											
判 定	採用時の健康診断	健康、就業可能、就業不適		健康		要注意		健康		要注意	
	定期及び臨時の健康診断	健康、要注意、要休養、要療養		健康		要注意		要休養		要療養	
就業上の注意事項											
備 考											
医師氏名印											

◎教育委員会規則

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月二十日

広島市教育委員会

委員長 岩 井 常 吉

広島市教育委員会規則第四号

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

第一条 中指導課の「初等教育係」及び「中等教育係」を「指導係」に改め、施設課の「管理係」を削る。

第二条 中指導課の初等教育係及び中等教育係の事務分掌を削り、指導係の事務分掌を次のように定める。

- 一 学校教育の指導に関する事
- 二 教科課程及び教材研究に関する事
- 三 教科用図書及び教材の採択及び教具の選定に関する事
- 四 校長及び教員の研修に関する事
- 五 学校教育諸行事の指導に関する事
- 六 課内庶務に関する事

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

広島市児童図書館規則をここに公布する。

昭和二十八年四月二十日

広島市教育委員会

委員長 岩 井 常 吉

広島市教育委員会規則第五号

広島市児童図書館規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、広島市児童図書館条例(昭和二十八年広島市条例第十九号。以下「条例」という。)第五条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開館時間)

第二条 広島市児童図書館(以下「本館」という。)の開館時間は、左の通りとする。但し、都合により伸縮することがある。

一 午前九時から午後五時まで(休館日)
第三条 本館の定期休館日は、左の通りとする。但し、都合により臨時休館日を設けることがある。

(入館の制限)

第四条 左の各号の一に該当する者は、入館を禁じ、又は退館を命ずる。

- 一 この規則に違背し、又は係員の指示に従わない者
- 二 器物を害し、秩序をみだす虞のある者
- 三 伝染性の病気がかかっている者又は精神に異常がある者
- 四 動物を携帯する者
- 五 その他館長において不相当と認める者

(閲覧又は利用の場所)
第五条 図書その他の教育参考資料(以下「図書等」という。)の館内における閲覧又は利用は、所定の場所で行なければならない。

◎公安委員会告示

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

昭和二十八年四月十五日

広島市公安委員会

広島市公安委員会告示第三号

広島市道路交通取締条例第三十一条の規定に基づいて、広島市道路交通取締条例施行規則を次の通り定める。

第一条 広島市道路交通取締条例(以下「条例」という。)の施行取扱については、この規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

◎公安委員会告示

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年四月一日から適用する。

昭和二十八年四月十五日

広島市公安委員会

広島市道路交通取締条例施行規則

第一条 広島市道路交通取締条例(以下「条例」という。)の施行取扱については、この規則の定めるところによる。

第二条 条例第十二条の規定に基づき、自転車所有者の住所

及び所有者名の明示は、自転車の後面どうよけに後輪が二輪あるものにあつては左側どうよけに、後面どうよけのないものにあつてはその車体の見易い箇所に別記様式第一号により記載し、常に明瞭の状態におくものとする。

2 官公庁、あるいは会社、工場等団体所有の自転車にあつては、その所在地及び所属団体名を前項に準じ、明示するものとする。

第三条 条例第十七条の規定に基く、荷車所有者の住所及び所有者名の明示は、その車体右側の見易い箇所に、別記様式第二号により記載し、常に明瞭の状態におくものとする。

2 官公庁、あるいは会社、工場等団体所有の荷車にあつては、その所在地及び所属団体名を、前項に準じ、明示するものとする。

附 則
1 この規則は、昭和二十八年五月一日から施行する。
2 この規則施行の際、現に第二条及び第三条の規定の实效を損じない程度に明示せられていた車両については、明瞭の状態の存する限りにおいて様式の如何にかかわらずこれを条例の規定に適合するものとみなす。

別記様式第一号

【例】
広島市国泰寺町一三 山 中 頼 母
(広島市国泰寺町一五 山中鉦山支店)

備考 各文字は、楷書おおむね長さ二五耗以上、幅三〇耗以上とし、どうよけ地色に对照して、鮮明に記載し得る色であること。

別記様式第二号

【例】
広島市大手町八丁目一〇三
(広島市大手町八丁目一〇二)
山 中 頼 母
(山中鉦山支店)

概ね一八〇耗以上
概ね80耗以上

◎ 辞 令

技術吏員 甲 斐 太 郎
事務吏員 永 井 要 郎
技術吏員 胤 森 幸 徳
広島市職員考査委員会臨時委員を免する
昭和三十八年四月三十日
産業局農水産課長事務取扱を免する
事務吏員 加 藤 政 夫
戦災児育成所長事務取扱を免する
事務吏員 丹 羽 諦 順
保健所西支所総務課長兼事務を免する
事務吏員 壺 見 清
中央卸売市場長を免する
事務吏員 件 谷 勇
産業局農水産課長を免する
事務吏員 春 川 一 夫
会計課長を免する
事務吏員 吉 川 一 夫
社会保険広島市民病院庶務課長兼会計課長を免する
事務吏員 國 安 栄

保健所西支所総務課長を命ずる
事務吏員 池 内 邦 政
牛田出張所長を命ずる
事務吏員 小 林 延 恩
段原出張所長を命ずる
事務吏員 小 林 節 夫
舟入出張所長を命ずる
事務吏員 三 浦 益 登
喜生園長を命ずる
事務吏員 三 浦 益 登
競輪競馬事務局長を命ずる
技術吏員 甲 斐 太 郎
乳児院長兼産院院長を命ずる
技術吏員 中 川 行 夫
保健所予防課長事務取扱を命ずる
事務吏員 林 春 三
市長室広報係長を命ずる
事務吏員 藤 本 千 万 太
市長室広報係長兼事務を免する
事務吏員 藤 本 千 万 太
渉外課主任を命ずる
事務吏員 為 広 哲 郎
会計課出納係長を命ずる
事務吏員 三 宅 広 三
総務局財務課資金係長を命ずる
事務吏員 秋 山 福 一
総務局徴収課徴収第一係長を命ずる
事務吏員 渡 辺 良 一
総務局徴収課徴収第三係長を命ずる
事務吏員 菅 原 道 義
総務局戸籍課戸籍係長を命ずる
事務吏員 楠 本 実 史
総務局調査課主任を命ずる
事務吏員 横 山 楽 水
福 田 稜 威 夫

厚生局労働課庶務係長を命ずる
事務吏員 小 林 岷 陽
厚生局労働課庶務係長を命ずる
事務吏員 原 田 種 吉
厚生局衛生課保健係長を命ずる
事務吏員 木 村 豊
社会保険広島市民病院庶務課庶務係長を命ずる
技術吏員 齊 木 正 道
保健所衛生課環境衛生係長を命ずる
事務吏員 竹 升 潔
建設局土木課庶務係長を命ずる
事務吏員 植 野 群 三
建設局東部復興事務所補償課補償係長を命ずる
事務吏員 竹 中 忠 雄
総務局職員課勤務を命ずる
事務吏員 本 田 尚 尙
市長室勤務を命ずる
事務吏員 小 浦 実 男
総務局総務課勤務を命ずる
技術吏員 岡 崎 行 雄
舟入病院勤務を命ずる
事務吏員 川 上 盾 盾
福祉事務所勤務を命ずる
事務吏員 吉 岡 敏 勉
東京出張所勤務を命ずる
事務吏員 坂 本 敏 巳
地方公務員法第二十八條第二項第一号により三箇月間休職を命ずる
事務吏員 脇 田 芳 雄
広島市事務吏員に任命する
土 佐 岡 武 一
主事に補する
八級八号給を給する
戦災児育成所長心得を命ずる

広島市出納員を免する
事務吏員 國 安 栄
広島市出納員を命ずる
事務吏員 吉 川 一 夫
広島市収入役代理者を免する
事務吏員 壺 見 清
地方自治法第七十條第四項により収入役職務代理を命ずる
事務吏員 春 川 一 夫
広島市事務改善委員会委員を免する
事務吏員 壺 見 清
広島市事務改善委員会委員を命ずる
事務吏員 春 川 一 夫
広島市技術吏員に任命する
技師に補する
九級二号給を給する
産院勤務を命ずる
事務吏員 壺 見 清
広島市中央卸売市場運営委員会委員を命ずる
事務吏員 見 備
広島市中央卸売市場運営委員会委員を命ずる
事務吏員 件 谷 勇
広島市中央卸売市場運営委員会委員を免する
事務吏員 西 村 武 雄
西 山 昌 平
合 田 一 栄
中 田 健 一
中 田 健 一
山 本 茂 夫
小 林 喜 代 登
住 村 礼 三
広島市中央卸売市場運営委員会委員を免する
事務吏員 壺 見 清

広島市中央卸売市場取引改善委員会委員を免する
事務吏員 件 谷 勇
広島市中央卸売市場取引改善委員会委員を命ずる
事務吏員 下 久 保 一 勇
二 井 勇 一
寺 田 又 雄
岡 井 フ サ ヨ
高 田 健 一
中 田 突 藏
中 田 突 藏
山 本 茂 夫
小 林 喜 代 登
住 村 礼 三
広島市中央卸売市場取引改善委員会委員を委嘱する
事務吏員 天 方 昇 造
中 村 俊 郎
井 上 正 正
広島市中央卸売市場取引改善委員会委員を免する
事務吏員 中 脇 貞 夫
中 脇 貞 夫
市 村 利 三 郎
市 村 利 三 郎
河 内 勉
木 村 貞 吉
寺 田 又 雄
広島市中央卸売市場取引改善委員会委員を免する
事務吏員 大 橋 完 造
昭和三十八年五月一日(各通)
広島市中央卸売市場取引改善委員会監察員を免する
事務吏員 大 橋 完 造
技師に補する
十一級四号給を給する
社会保険広島市民病院内科部長を命ずる
尾 島 英 之

廣島市技術吏員に任命する
 技師に補する
 九級四号給を給する
 社会保険廣島市民病院眼科部長心得を命ずる
 昭和二十八年五月十五日(各通)
 事務吏員 小川善夫
 基町出張所勤務を命ずる
 事務吏員 山根
 中央卸売市場管理課勤務を命ずる
 事務吏員 黒橋敏行
 書記に補する
 厚生局労政課勤務を命ずる
 事務吏員 松本純
 事務吏員 吉本登
 事務吏員 山根喜助
 事務吏員 長根
 事務吏員 浜尾洋三
 書記に補する
 福祉事務所勤務を命ずる
 事務吏員 木村福三
 事務吏員 織田公明
 衛生巡視に補する
 厚生局衛生課勤務を命ずる
 技術吏員 松村久
 建設局土木課勤務を命ずる
 技師に補する
 十級四号給を給する
 社会保険廣島市民病院耳鼻咽喉科部長を命ずる
 昭和二十八年五月十六日(各通)

◎雑報

出張所管区域別人口及び世帯状況について

(二八・五・一現在) △印減

出張所別	人口	同上前月世帯との比較	同上前月人口との比較
牛田	九,七三三	△一〇八	△二,四三三
尾崎	一四,四九九	△二一	△三,四九九
青島	一〇,〇二二	△三	△二,四二二
段原	三,六六六	△三	△五,九八八
比治山	七,九三三	△三	△四,四〇〇
仁保	五,八八八	△三	△一,五〇〇
大河	二,八八八	△三	△二,九六六
皆実	一,八八八	△三	△四,三三三
宇品	三,〇〇〇	△三	△六,六六六
似島	二,一〇〇	△三	△四,四四四
基町	三,七三三	△三	△七,七三三
本庁直轄区域	三,五五五	△三	△二,七三三
十日市	三,三三三	△三	△五,六六六
舟入	三,七三三	△三	△四,一〇〇
親音	一〇,一二三	△三	△四,八〇〇
己斐	一〇,四三三	△三	△五,二〇〇
三篠	七,六六六	△三	△四,四〇〇
草津	三,三三三	△三	△三,三三三
合津	三,三三三	△三	△二,〇〇〇

戸籍上の市勢について (二八年四月分)

種別	件数	同上一日分	前年同月	期件数増△減	引	摘要
離婚	二〇	↑	二〇	△	△	
婚姻	一〇	↑	一〇	△	△	

戸籍別	出生		死亡	
	計	男女	計	男女
本市内	三三三	三三三	二二二	二二二
本市外	二二二	二二二	一一一	一一一
合計	五五五	五五五	三三三	三三三

一、本市内の出生を死亡から見た増△減数
 男 一五〇人 女 一四四人 計 二九四人
 一日平均 九、八人
 一、前年右同
 男 一五五人 女 一九二人 計 三四七人
 一日平均 一一、六人
 一、謄抄本作製数 八、七六二枚
 淨写 七、一一七人 従事人員延 一八一一人
 一日平均 二八四、六八枚 一人平均 三九、三枚
 一、失期件数 四三件
 内訳 死亡 三 出生 三八 相続 二
 一、() は本籍地以外での事件を本籍地である本市へ郵送届出たもの。婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分その他は二十五日分で計算したもの

広島市報

(号外)
発行
昭和28年5月25日
(月曜日)

電話
中三三三(代表)
中六六一(市会事務局長)
中一五七(秘書)
中一五八(秘書)
中一五九(秘書)
中一六〇(秘書)
中一六一(秘書)
中一六二(秘書)
中一六三(秘書)
中一六四(秘書)
中一六五(秘書)
中一六六(秘書)
中一六七(秘書)
中一六八(秘書)
中一六九(秘書)
中一七〇(秘書)
中一七一(秘書)
中一七二(秘書)
中一七三(秘書)
中一七四(秘書)
中一七五(秘書)
中一七六(秘書)
中一七七(秘書)
中一七八(秘書)
中一七九(秘書)
中一八〇(秘書)
中一八一(秘書)
中一八二(秘書)
中一八三(秘書)
中一八四(秘書)
中一八五(秘書)
中一八六(秘書)
中一八七(秘書)
中一八八(秘書)
中一八九(秘書)
中一九〇(秘書)
中一九一(秘書)
中一九二(秘書)
中一九三(秘書)
中一九四(秘書)
中一九五(秘書)
中一九六(秘書)
中一九七(秘書)
中一九八(秘書)
中一九九(秘書)
中二〇〇(秘書)

発行人 所 広島市役所

◎財政事情公表

広島市告示第七十号

地方自治法第二百四十四条の規定並びに広島市「財政事情」の作成及び公表に関する条例により本市の「財政事情」を次のように公表する。
昭和二十七年五月三十日
広島市長 浜井信三

広島市の財政事情

まえがき
一 本市の財政事情

- (一) 昭和二十七年各種会計予算一覧……………一頁
- (二) 昭和二十七年一般会計予算概要……………二頁
- (三) 昭和二十七年一般会計収入、支出の状況……………三頁
- (四) 特別会計について……………四頁
- (一) 建設費……………四頁
- (二) 社会保険広島市民病院費……………六頁
- (三) 公益質屋費……………七頁
- (四) 競輪事業費……………八頁
- (五) その他の特別会計……………九頁
- (一) 市民負担の状況……………九頁
- (二) 市民負担の状況……………九頁
- (三) 市有財産……………九頁
- (四) 公有債……………九頁

(一) 一時借入金

ここに第十一回の本市財政事情を公表いたします。今回は、昨年十月から本年三月末までの予算その他の財政状況を公表し、市民各位に市財政の事情を充分御認識いただくとともに、今後一層市政の上に深い御理解と御協力をお願いする次第であります。

なお、今回から水道公営企業会計につきまして、地方公営企業法の制定に伴いまして、別にこれを公表することになりました。

本市財政の歩み

前回公表の際に申し述べたごとく、昭和二十七年の予算編成に当っては、終戦以来の赤字累増を解消する計画のもとに緊縮予算の編成に努力したのであります。また、これが予算の執行に当っては、

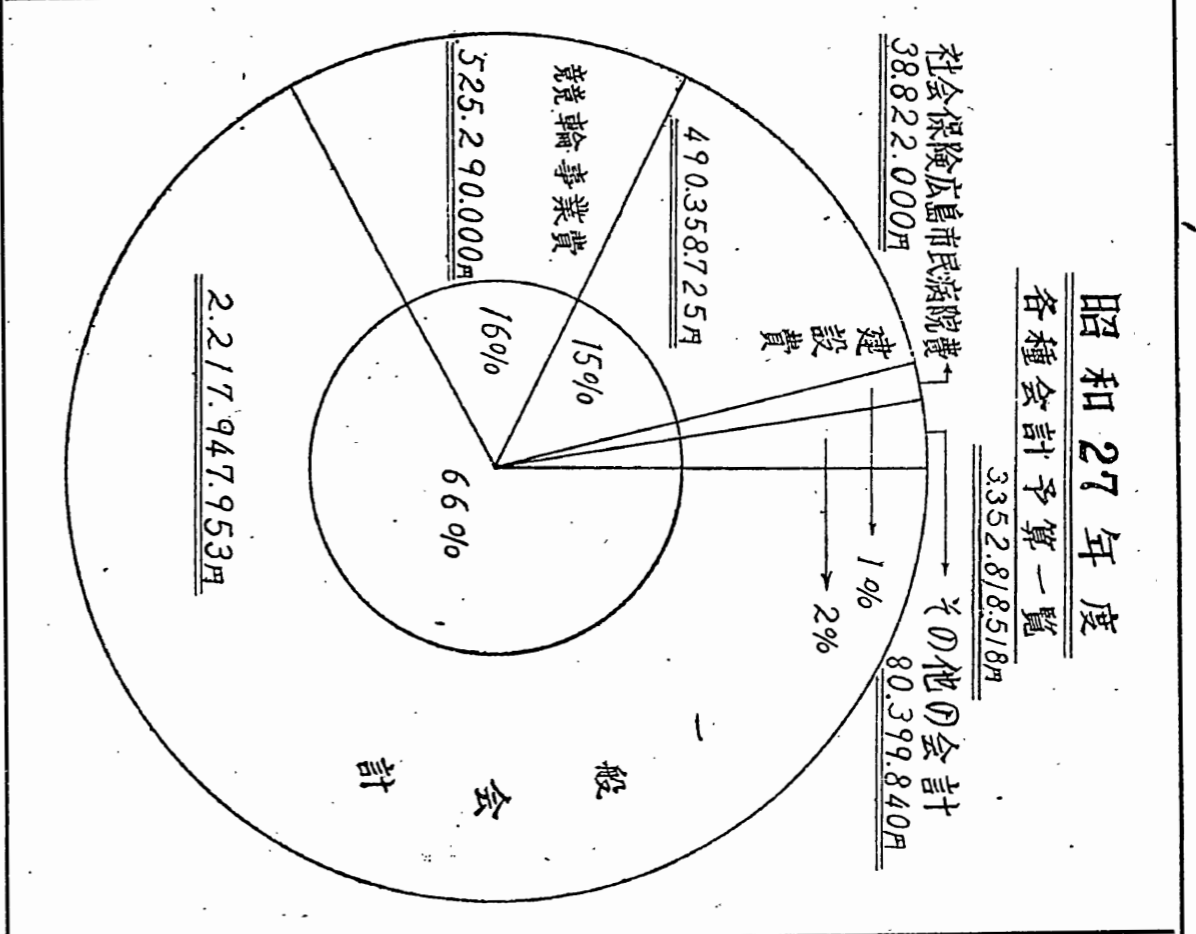
- (一) 経費の合理的、重点的、効率的な使用
 - (二) 市民負担の均衡化と徴税の確保
 - (三) 平衡交付金及び起債の増額と確保
 - (四) 給与の適正化と事務的経費の節減
- に努め健全財政の徹底を期して参つたのであります。その後給与の改訂、社会情勢の変動と臨時突発的経費の必要を生じた等の結果、左表に示すごとく全会計(水道事業会計を除く)を通じ、当初予算額二十三億八千四百九万余円に九億六千八百七十一万余円(前年度繰越分一億六千三百

十一万余円を含む)の追加を生じ、最終予算額は、三十三億五千二百八十万円となり、予算執行に困難を加え、本年度未了事業約一億五千万円の繰越を見込んで、なお、およそ一億七千七百七十余万円程度の歳入欠陥を生ずるに至つたのであります。

これが財政事情の悪化につきましては、毎回の公表においてその推移と実情を訴え、そのつど強力な御協力をお願いして参つたのであります。これが原因といたしましては、独自財源である市税、使用料及び手数料は、そのほとんどが通常の行政事務を執行するに必要な人件費及び、これに伴う物件費に充当され、平和記念都市建設その他の公共事業、六・三割整備事業その他の学校整備費、太田川改修事業に対する負担金等こんにち本市として最も必要なこれらの建設的経費は、すべて国庫及び起債等に依存のやむなき実情であり、しかもこれが起債の承認の状況は左表の通りでこれら純市費負担の累積が今日の財政窮迫の現状に及んでいるのであります。

科目	目	計	備考
一 市	地方財政平衡交付金	4,170,000	
二 市	地方財政平衡交付金	4,170,000	
三 公企業及び財産収入	税金	1,310,000	
四 分損金及び負担金	税金	1,400,000	
五 使用料及び手数料	税金	1,400,000	
六 国庫支出金	税金	1,400,000	

(内) 昭和二十七年度一般会計予算概算



事業名	事業費	財源	備考
特別都市建設事業	1,000,000	国庫補助	
六、三副警備事業	1,000,000	国庫補助	
高等学校復旧事業	1,000,000	国庫補助	
失業対策事業	1,000,000	国庫補助	
住宅建設事業	1,000,000	国庫補助	
太田川改修事業	1,000,000	国庫補助	
下水道改良事業	1,000,000	国庫補助	
港湾修築負担金	1,000,000	国庫補助	

昭和二十七年度公共事業財源調

歳入	合計	歳入	合計
一 市	税金	一 市	税金
二 市	税金	二 市	税金
三 公企業及び財産収入	税金	三 公企業及び財産収入	税金
四 分損金及び負担金	税金	四 分損金及び負担金	税金
五 使用料及び手数料	税金	五 使用料及び手数料	税金
六 国庫支出金	税金	六 国庫支出金	税金

(内) 昭和二十七年度一般会計収入支出の状況

歳入	合計	歳入	合計
一 市	税金	一 市	税金
二 市	税金	二 市	税金
三 公企業及び財産収入	税金	三 公企業及び財産収入	税金
四 分損金及び負担金	税金	四 分損金及び負担金	税金
五 使用料及び手数料	税金	五 使用料及び手数料	税金
六 国庫支出金	税金	六 国庫支出金	税金

歳入	合計	歳入	合計
一 市	税金	一 市	税金
二 市	税金	二 市	税金
三 公企業及び財産収入	税金	三 公企業及び財産収入	税金
四 分損金及び負担金	税金	四 分損金及び負担金	税金
五 使用料及び手数料	税金	五 使用料及び手数料	税金
六 国庫支出金	税金	六 国庫支出金	税金

昭和二十八年五月二十五日 廣島市報 (外)

科	目	最終予算額		支出額		備考
		自四月至九月	自十月至三月	自四月至九月	自十月至三月	
一 職	二 役所費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	三 土木費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	四 警察消防費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	五 土木費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	六 教育費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	七 社会労働施設費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	八 保健衛生費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	九 産業経済費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十 財産管理費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十一 統計調査費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十二 公選準備費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十三 公選送金費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十四 監査委員費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十五 災害復旧費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十六 諸支出金	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
計		10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
備考		対予算額の百分率に對し				

二、特別会計について
 (一) 建設費の概要
 (二) 予算の概要

科	目	最終予算額		支出額		備考
		自四月至九月	自十月至三月	自四月至九月	自十月至三月	
一 建設費	一 区域整理費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	二 幹線街路費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	三 補助街路費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	四 瓦斯及び軌道費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	五 公共地盤整備費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	六 水路整備費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	七 排水施設整備費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	八 路面舗装費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
計		10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
備考		対予算額の百分率に對し				

科	目	最終予算額		支出額		備考
		自四月至九月	自十月至三月	自四月至九月	自十月至三月	
一 建設費	一 橋梁費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	二 重要幹線街路費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	三 記念館建設費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	四 記念公園造成費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	五 住宅建設費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	六 下水道改良費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	七 下水道費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	八 下水道築造費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	九 下水道供費	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
	十 公共諸支出金	10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
計		10,200,000	10,200,000	10,200,000	10,200,000	
備考		対予算額の百分率に對し				

貸付高	交付高	買入高	未取高	三月末在庫高
5,700,000	5,700,000	5,700,000	5,700,000	5,700,000
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000	4,700,000

科目	当切予算額	自四月至九月追加予算額	自十月至三月追加予算額	計	比する総額に占める百分率	備考
競輪事業費	5,700,000	—	—	5,700,000	100%	
入場料収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	52.6%	
投票券売上収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	3,000,000	52.6%	
雑収入	—	—	—	—	0%	
歳入合計	5,700,000	2,000,000	2,000,000	9,700,000	170%	
歳出合計	—	—	—	—	0%	

科目	目	最終予算額	自四月至九月収入額	自十月至三月収入額	収入総額	予算額に占める百分率	備考
競輪事業収入	競輪事業収入	5,700,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	35%	
入場料収入	入場料収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	35%	
投票券売上収入	投票券売上収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	35%	
雑収入	雑収入	—	—	—	—	0%	
歳入合計	歳入合計	7,700,000	3,000,000	3,000,000	6,000,000	78%	

科目	目	最終予算額	自四月至九月支出額	自十月至三月支出額	支出総額	予算額に占める百分率	備考
競輪事業費	競輪事業費	5,700,000	—	—	—	0%	
事務費	事務費	5,700,000	—	—	—	0%	
閉場費	閉場費	5,700,000	—	—	—	0%	
競輪場建設費	競輪場建設費	5,700,000	—	—	—	0%	
子備費	子備費	1,000,000	—	—	—	0%	
歳出合計	歳出合計	17,400,000	—	—	—	0%	

(四) 競輪事業費

(イ) 予算の概要

入

科目	目	最終予算額	自四月至九月支出額	自十月至三月支出額	支出総額	予算額に占める百分率	備考
競輪事業費	競輪事業費	5,700,000	—	—	—	0%	
事務費	事務費	5,700,000	—	—	—	0%	
閉場費	閉場費	5,700,000	—	—	—	0%	
競輪場建設費	競輪場建設費	5,700,000	—	—	—	0%	
子備費	子備費	1,000,000	—	—	—	0%	
歳出合計	歳出合計	17,400,000	—	—	—	0%	

(イ) 収入支出の状況

科目	目	最終予算額	自四月至九月収入額	自十月至三月収入額	収入総額	予算額に占める百分率	備考
競輪事業収入	競輪事業収入	5,700,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	35%	
入場料収入	入場料収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	35%	
投票券売上収入	投票券売上収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	35%	
雑収入	雑収入	—	—	—	—	0%	
歳入合計	歳入合計	7,700,000	3,000,000	3,000,000	6,000,000	78%	

註 1 「純収益高」は、売上額より開催費及び事務費の一切を控除した額である。

2 開催費の中には、私もどし金、売上額の

75	100
1.5	100
2.5	100
3	100

が含まれている。
 3 十二月第一回開催においては、売上収入に比し、経費面では平均所要額以上の多額を必要としたため、欠損の結果となったものである。
 4 競輪場建設費四千四百九十九万九千九百九十九円は本業には含まれないものとする。

(四) その他の特別会計

(イ) 予算の概要

科目	目	当切予算額	自四月追加修正額	自十月追加修正額	計
失用品調達費	失用品調達費	9,700,000	—	—	9,700,000
競馬事業費	競馬事業費	7,300,000	—	—	7,300,000
奨学資金	奨学資金	2,300,000	—	—	2,300,000
天満町外部落着財産	天満町外部落着財産	—	—	—	—
計	計	19,300,000	—	—	19,300,000

(イ) 収入支出の状況

科目	目	最終予算額	自四月収入額	自十月収入額	収入総額
失用品調達費	失用品調達費	9,700,000	2,000,000	—	2,000,000
競馬事業費	競馬事業費	7,300,000	—	—	—
奨学資金	奨学資金	2,300,000	—	—	—
天満町外部落着財産	天満町外部落着財産	—	—	—	—
計	計	19,300,000	2,000,000	—	2,000,000

(イ) 歳入

科目	目	最終予算額	自四月支出額	自十月支出額	支出総額
失用品調達費	失用品調達費	9,700,000	—	—	—
競馬事業費	競馬事業費	7,300,000	—	—	—
奨学資金	奨学資金	2,300,000	—	—	—
天満町外部落着財産	天満町外部落着財産	—	—	—	—
計	計	19,300,000	—	—	—

計

科目	目	最終予算額	自四月支出額	自十月支出額	支出総額
失用品調達費	失用品調達費	9,700,000	—	—	—
競馬事業費	競馬事業費	7,300,000	—	—	—
奨学資金	奨学資金	2,300,000	—	—	—
天満町外部落着財産	天満町外部落着財産	—	—	—	—
計	計	19,300,000	—	—	—

三、市民負担の状況

人口 八三、二七〇人
世帯数 二八、三五七世帯
昭和二十八年三月一日現在

区 分	予算額	旧法による税			
		市民固定資産税	自動車税	電気ガス税	その他
予算額	一、二〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一人当り負担額	一、一六六、六六六	一、〇八〇、〇八〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一世帯当り負担額	一、一六六、六六六	一、〇八〇、〇八〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
備考					

担 額

項目	24	25	26	27
市税	1,500	1,500	1,500	1,500
市民一人比較表	1,500	1,500	1,500	1,500
各年度	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十八年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十七年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十六年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十五年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十四年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十三年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十二年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十一年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二十年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十九年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十八年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十七年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十六年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十五年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十四年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十三年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十二年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十一年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和十年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和九年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和八年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和七年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和六年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和五年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和四年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和三年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和二年	1,500	1,500	1,500	1,500
昭和元年	1,500	1,500	1,500	1,500
計	1,500	1,500	1,500	1,500
備考				

四 財産、公債及び一時借入金の状況

(一) 市有財産
土地 四拾九万五千四百六拾肆坪五勺五
建物 拾万八千七百参坪二勺一
建設資金の現在高 貳百五拾貳万四千参拾五匁
借入先別市債現在高調(水道企業会計分を除く)

(二) 公債
昭二八、三、三現在

借入先	金額	自総額に対する比	備考	一時借入金				借入残額	借入年月日	利率	備考
				財政調整資金	借入額	償還額	償還年月日				
大藏省資金運用部	1,000,000	100%									
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%									
計	2,000,000	200%									
費目	金額	自総額に対する比	備考	借入				借入額	償還年月日	利率	備考
				警察消防費	土木費	教育費	社会労働施設費				
警察消防費	3,000,000	30%									
土木費	3,000,000	30%									
教育費	3,000,000	30%									
社会労働施設費	3,000,000	30%									
産業経済費	3,000,000	30%									
保健衛生費	3,000,000	30%									
災害復旧費	3,000,000	30%									
建設費(震災復旧)	3,000,000	30%									
その他	3,000,000	30%									
計	30,000,000	300%									
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%	
計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%		計	2,000,000	200%	
借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考	借入先	金額	自総額に対する比	備考
大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%		大藏省資金運用部	1,000,000	100%	
同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,000,000	100%		同 他 の 銀 行	1,		

廣 島 市 報

(号外)

発 行
昭和28年5月25日
(月曜日)

電 話

中三三	中三九	中三五	中三〇	中二五	中二〇	中一五	中一〇	中〇五	中〇〇
中三五	中三〇	中二五	中二〇	中一五	中一〇	中〇五	中〇〇	中〇五	中〇〇
中三五	中三〇	中二五	中二〇	中一五	中一〇	中〇五	中〇〇	中〇五	中〇〇

廣 島 市 役 所

◎選挙管理委員会規則

公職選挙法第七十三條及び第七十五條の二の規定による各種選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十四日

広島市選挙管理委員会
委員長 平 井 憲 太郎

広島市選挙管理委員会規則第一号

各種選挙における公職の候補者の氏名及び党派別の掲示に関する規則

第一条 公職選挙法(以下法という。)第七十三條及び第七十五條の二の規定による公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示別(以下候補者の氏名等の掲示という。)に關しては、法令その他別段の定めがあるものを除く外、この規則の定めるところによる。

第二条 法第七十三條第一項の規定による候補者の氏名等の掲示は、次の場所にこれを行う。

一、各投票区域内にある広島市役所の掲示場若しくは広島市選挙管理委員会の臨時に定めた掲示場

第三条 前条の掲示及び法第七十五條の二の規定による候補者の氏名等の掲示は、別記様式による。

第四条 法第七十四條第三項の規定による候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、掲示開始の前二

日まで公職選挙法施行令第九十二條第一項及び第二項の規定により通知のあつた候補者については掲示開始の日以前午前十時に、掲示開始の日以前以後に通知のあつたものでその通知の到達が同時である候補者については通知の到達の都度広島市役所においてこれを行う。

法第七十五條の二第一項の規定による候補者の氏名等の掲示の掲載の順序を定めるくじは、選挙の期日の前二日午前十時に広島市役所(広島市選挙管理委員会)においてこれを行う。

第五条 法第七十三條第一項の規定による候補者の氏名等の掲示は、天災その他避けることのできない事故により、これを行うことができないときは中止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十七年九月四日広選管告示甲第十二号各種選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示に関する規則は、これを廃止する。

別 記

昭和 年 月 日 執行 何々選挙知事(議員) (委員) 候補者	(党派)	(党派)	(党派)	(党派)	(党派)
	氏	氏	氏	氏	氏
	名	名	名	名	名
					(ふりかな)

備 考

1 氏名欄は必要により二段以上にすることができらる。

2 氏名欄を二段以上設けた場合の氏名等の掲載の順序は、上欄右を1とし、順を追って下欄右に至り左に順を追うものとし、以下これにならう。

選挙運動のためにする個人演説会の施設の使用及びその使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年四月十五日

広島市選挙管理委員会
委員長 平 井 憲 太郎

広島市選挙管理委員会規則第二号

選挙運動のためにする個人演説会の施設の使用及びその使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に關する規則(昭和二十五年広島市選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十三條 別記第八号様式中「九五二円」を「一、〇三八円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇八六円」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行し、第十三條別記第八号様

式の改正規定は昭和二十八年三月二十四日から適用する。

◎選挙管理委員会告示

広選管告示甲第九十二号

広島市選挙管理委員会を左記により開催する。

昭和二十八年三月十五日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

記

一、日時 昭和二十八年三月十七日午前十時

一、場所 広島市役所

一、議題 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙各執行経費予算に関する件

広選管告示甲第九十三号

昭和二十八年三月十七日開催の広島市選挙管理委員会
は、三月十八日午後三時に変更開催する。

昭和二十八年三月十七日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

広選管告示甲第九十四号

広島市選挙管理委員会を左記により開催する。

昭和二十八年三月十九日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

記

一、日時 昭和二十八年三月二十日午前十時

一、場所 広島市役所

一、議題 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙における開票管理者、投票管理者並びに同上代理者の

選任について

広選管告示甲第九十五号

選挙運動のためにする立会演説会開催のために必要な設備の程度等に関する規則を左記の通り一部改正する。

昭和二十八年三月二十日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

記

選挙運動のためにする立会演説会開催のために必要な設備の程度等に関する規則

第一条 一 昭明中広島市立三篠小学校の次へ

会場による区分

昭明の程度

広島市児童文化会館 廊下を便用しない
一〇七坪につき
一〇〇燭光
一七灯

弁士控室 八坪につき一〇〇燭光二灯

便所 東側一三坪につき
西側一六坪につき
〇〇燭光二灯
〇〇燭光二灯

二 演壇中広島市立三篠小学校の次へ

会場による区分

種類及び程度

広島市児童文化会館 廊下を便用しない
卓子(覆を付す)一台、椅子一組、コップ一個、黒板一面、白墨五本、黒板拭一個

三 聴衆席中広島市立三篠小学校の次へ

会場による区分

種類及び程度

広島市児童文化会館 廊下を便用しない
腰掛(四人掛)一五二脚

四 弁士控室中広島市立三篠小学校の次へ

会場による区分

種類及び程度

広島市児童文化会館 控室をこね椅子一台、椅子一〇脚

五 会場表示場所及表示方法中広島市立三篠小学校の次へ

会場による区分 表示場所 表示方法

広島市児童文化会館 正面玄関入口 何議員(委員)候補者
立会演説会場と記した表札

六 使所中、広島市立三篠小学校の次へ

会場による区分 位 置

広島市児童文化会館 会館東及び西側

を加える。

第二条中広島市立三篠小学校の次へ「広島市児童文化会館」を加える。

附 則

この規則は、次の選挙から施行する。

広選管告示甲第九十六号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及び開票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十八年三月二十四日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

開票管理		開票代理									
開票区	所属局名	職名	氏名	住所	開票区	所属局名	職名	氏名	住所		
東部	総務	理事	江口	松芳基	町	厚生社会	主事	吉田	達雄	霞町	
中部	助役	第一	高山	一三翠	町	総務市民税	主事	龍神	龍神	龍神町	
西部	助役	第二	坂田	修一	町	入川口	総務戸籍	主事	徳永	健三	庚午町

投票管理		同上代理								
投票区	所属課名	職名	氏名	住所	投票区	所属課名	職名	氏名	住所	
矢野	東復工務	技師	住田	春男	矢野	社会教育	書記	田中	利三	尾長町
尾長	建設下水	主事	奥田	弘尾	長町	水道施設	技師	住田	守矢	賀町
愛宕	建設管財	主事	菅尾	眞澄	西置屋町	管渠出張所	書記	池上	利美	若草町
二葉	教委指導	主事	田中	浩造	牛田町	厚生社会	主事	岡友	柄男	基町
荒神	青崎出張所	主事	川本	照男	西置屋町	保健予防	書記	岡田	繁若	草町
大洲	総務資産税	主事	石田	貞夫	安芸郡府中町	産業商工	主事	隅田	男三	京橋町
青崎	計	主事	塩見	清	安芸郡船越町	教委総務	書記	小浜	隆	安芸郡府中町
向洋	厚生衛生	理事	川本	浄直	安芸郡府中町	総務戸籍事務員	書記	川崎	俊三	郎仁保町
仁保	仁保出張所	主事	馬場	續東	雲町	尾長出張所	書記	深山	惠仁	保町
淵崎	己斐出張所	主事	松本	正爾	仁保町	計	書記	大村	繁見	仁保町
楠那	水道経理	主事	桑田	一人	仁保町	水道経理	主事	奥村	昌司	仁保町

広選管告示甲第九十七号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者及び投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。
昭和二十八年三月二十四日
広島市選挙管理委員長 平井憲太郎

大河	教委施設	主事	盛岡	幹造	出汐町	総務徴収	主事	渡辺	良一	霞町
第一	水道経理	主事	宮本	基	段原山崎	水道経理	主事	中村	直彌	白島九軒
第二	厚生社会	主事	吉田	達雄	霞町	総務徴収	主事	三宅	広三	霞町
第三	比治山出張所	主事	戸沢	実登	基	町	書記	原田	種吉	段原新町
牛田	水道給水	主事	野村	秀夫	牛田町	総務資産税	主事	箕村	知道	牛田町
白島	総務調査	主事	森弘	助治	白島東中	社会教育	主事	土屋	大作	白島東中
幟	町牛田出張所	主事	沢田	鎮雄	東白島町	総務戸籍	主事	田中	孟夫	幟町
堀川	東復庶務	主事	桑田	茂平	塚町	福祉事務所	主事	川本	徳一	三川町
竹屋	舟入出張所	主事	小林	延恩	昭和	渉	主事	竹升	潔	基町
皆実	基町出張所	主事	景山	豊	翠	町	主事	小里	末喜	皆実町
翠	町総務市民税	主事	龍神	漸	翠	町	書記	西田	辰康	段原新町
元宇品	教委指導	主事	坂江	重雄	元宇品町	厚生社会	主事	手島	悟	元宇品町
第一	建設下水	技師	丹羽	賢象	宇品町	総務資産税	主事	本田	久一	宇品町
第二	監査	主事	上川	実	皆実町	福祉事務所	主事	大王	茂	宇品町
第三	市会	理事	山田	益雄	翠	町	技師	渡辺	久雄	宇品町
似島	似島出張所	書記	浜本	多三郎	似島町	総務市民税	主事	松原	茂	樹
基町	厚生衛生	主事	井川	満	基	町	保	院	院	院
袋町	建設住宅	技師	奥井	忠太郎	大手町	建設住宅	主事	野間	英作	平野町
大手	市会	主事	教佐	春男	雑魚場町	総務財務	主事	原	一	法基町
千田	厚生体育	主事	山根	力男	皆実町	教委総務	主事	栗部	健三	基町
中島	段原出張所	主事	池内	邦政	吉島本町	総務調査	書記	牧村	武男	基町
吉島	保健普及	主事	村上	敬夫	吉島本町	三篠出張所	主事	佐々木	隆夫	南千田町
広瀬	総務職員	主事	向井	一	廣瀬元町	総務財務	主事	山野	忠治	基町

Table listing various municipal departments and their staff members, including positions like 'Main Director' and 'Secretary' across different divisions.

Table listing municipal departments and staff members, including positions like 'Main Director' and 'Secretary' across different divisions.

広選管告示甲第九十八号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び開票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十八年三月二十四日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

Table listing election management staff members, including names, positions, and addresses.

広選管告示甲第九十九号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び投票管理者に故障があるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十八年三月二十四日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

Table listing election management staff members, including names, positions, and addresses.

広選管告示甲第百号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙において公職選挙法施行令第五十三条の規定による投票用紙並びに同封筒の交付及び投票の期日場所は、左記によりこれを取り扱う。

昭和二十八年三月二十四日
委員 長 平 井 憲 太郎
一 投票期日 昭和二十八年三月二十四日から四月十八日まで
二 場 所 広島市役所

広選管告示甲第百一号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙において公職選挙法施行令第五十三条の規定による投票用紙並びに同封筒の交付及び投票の期日場所は、左記によりこれを取り扱う。

昭和二十八年三月二十四日
委員 長 平 井 憲 太郎
一 投票期日 昭和二十八年三月二十四日から昭和二十八年四月二十三日まで
二 場 所 広島市役所

広選管告示甲第百二号

昭和二十六年四月三日広選管告示第十五号改正による広島市の投票区域の一部を、左記の通り変更し、次の各種選挙より実施する。
昭和二十八年三月二十四日
広島市選挙管理委員会

委員 長 平 井 憲 太郎

一、投票区域の変更
投票区域名 投票区域
高須投票区 古田町(古江)の内(通称高須及び高須本町に属する区域)、庚午北町五丁目、庚午北町六丁目、庚午北町七丁目、庚午北町八丁目、庚午北町九丁目、庚午北町十丁目より庚午北町十一丁目まで(観光道路西側以西に属する区域)、庚午町の内(庚午北町十一丁目以北の鉄道線路以東に属する区域中已斐第二投票区に属しない区域)
古田投票区 古田町(古江)の内(他の投票区に属しない区域)、古田町(山田)庚午北町十二丁目

Table with columns: 種別, 演説会場, 坪数, 納付日, 費用額. Rows include '何々学' and '何々々' with specific values for each field.

但し、右費用の額は、演説会が十一月一日より三月三十一日までの間に行われる場合は百二十円を加算する。
附 則
この規則は、昭和二十八年三月二十四日から施行する。

広選管告示甲第百四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十六条の規定により調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間を、同法第二十七条第三項の規定により次の通り定める。
昭和二十八年三月二十九日
広島市選挙管理委員会
委員 長 平 井 憲 太郎

及び庚午町の内(観光道路西側以西に属する区域)

選挙運動のために個人演説会の施設の使用及びその使用による演説会の開催のために必要な施設の公営に關する規則(昭和二十五年五月四日広島市選挙管理委員会規則第一号)の一部を次のように改める。
昭和二十八年三月二十八日
広島市選挙管理委員会
委員 長 平 井 憲 太郎
第九条第二項の別記第五号ノ二様式中「投票用紙を創る。」第十三条の別記第八号様式中の表を次のように改める。

Table with columns: 演説会場, 坪数, 納付日, 費用額. Rows include '一、〇〇〇円' and '一、〇三八円'.

昭和二十八年三月二十九日
広島市選挙管理委員会
委員 長 平 井 憲 太郎
調製の現在期日 選挙の期日前十五日
登録申請期間 選挙の期日前十五日から五日間
登録申請の方法 選挙管理委員会の定める別記登録申請書に準じ記入の上提出すること
調製期限 選挙期日前九日
縦覧期日 選挙期日前八日から三日間
異議決定期間 異議の申立を受けた日から二日以内
確定期日 選挙の期日前三日
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

昭和二十二年法律第二号(衆議院議員選挙法第十二条の特例等に関する件)第一条の規定により調製する衆議院議員選挙人名簿又は旧法第三条の規定による臨時補充選挙人名簿の調製、縦覧等に関する期日、期間等を定める件(昭和二十三年十二月十五日広選管告示甲第四十一号)は、廃止する。
(別記)
(表)

補充選挙人名簿登録申請書

Form for supplementary election name registration with fields for name, address, birth date, sex, and occupation.

(裏)

注 意
一、本籍、氏名、生年月日等は戸籍にある通り正確に書いて下さい。
二、未復員及出稼中の人も記入して下さい。
目録(略図記載)

Form for investigation with fields for name, address, and date.

広選管告示甲第百五号

公職選挙法第七十三条の規定により公職の候補者の氏名及び宛別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示場所(昭和二十七年九月十七日広選管告示甲第三十号)の一部を次の通り改める。
昭和二十八年三月二十九日
広島市選挙管理委員会
委員 長 平 井 憲 太郎

広選管告示甲第一号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示順位を定めるくじを左記の日時場所において行う。
昭和二十八年四月五日
広島市選挙管理委員会
委員 長 平 井 憲 太郎

Table with columns: 投票区名, 場 所, 場 所 備 考. Lists various polling stations and their locations.

広選管告示甲第二号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における投票管理者の代理者を、左記の通り選任を変更する。
昭和二十八年四月六日
広島市選挙管理委員会
委員 長 平 井 憲 太郎

Table with columns: 投票区名, 場 所, 場 所 備 考. Lists polling stations and their locations.

る開票管理者を、左記の通り選任を変更する。

昭和二十八年四月十三日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

西部開票管理者 広島市宝町 石井博
右の者を解任し左の者を選任する。

西部開票管理者 佐伯郡五日市町 加藤政夫

広選管告示甲第十七号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者を、左記の通り選任を変更する。

昭和二十八年四月十三日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

西部開票管理者 広島市宝町 石井博
右の者を解任し、左の者を選任する。

西部開票管理者 佐伯郡五日市町 加藤政夫

広選管告示甲第十八号

昭和二十八年四月十九日執行の衆議院議員総選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示順位を定めるくじを左記日時場所において行う。

昭和二十八年四月十四日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

日時 昭和二十八年四月十七日午前十時
場所 広島市役所内広島市選挙管理委員会

広選管告示甲第十九号

平山忠外二八六名より申立のあつた補充選挙人名簿につ

いての異議申立は、左記決定書の通り決定した。

昭和二十八年四月十六日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

右申立の要旨は、三月三十一日調製の広島市補充選挙人名簿に昭和 年 月 日より本市 町 番地に居住し四月一日までに引続き三箇月以上住所を有し何等選挙権に關する資格事項がないので、該名簿に登録せられたといふので、公職選挙法第二十九条による同法第二十三条の規定によりこれを受理し、審査の結果、申立人の申立は正当であるので、選挙人平山忠外二八六名は選挙権を有するものとする。

右の理由により左の如く決定する。

異議申立に係る選挙人は、昭和二十八年三月三十一日現在により調製の本市補充人名簿に登録せられるものとする。

決定書

異議申立人 平山 忠 外二八六名

昭和二十八年四月十六日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

広選管告示甲第二十号

昭和二十八年三月三十一日現在において調製の本市補充選挙人名簿に關する異議申立に対する四月十六日の決定に基き公職選挙法第二十九条による同法第二十三条第二項の規定により補充選挙人名簿を別紙要領により修正した。

昭和二十八年四月十六日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

広選管告示甲第二十一号

昭和二十八年三月三十一日現在において調製した補充選挙人名簿は、同四月十七日確定したので、広島市における選挙権を有する者のその総数の五十分の一の数並びに三分の一の数は次の通りである。

昭和二十八年四月十七日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

記
五十分の一の数 三、六三八
三分の一の数 六〇、六四〇

広選管告示甲第二十二号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙における公職選挙法第七十五条の二の規定による投票所の候補者の氏名及び党派別の掲示順位を定めるくじを左記日時、場所において行う。

昭和二十八年四月十八日

広島市選挙管理委員会

委員長 平井憲太郎

日時 昭和二十八年四月二十二日午前十時
場所 広島市役所内広島市選挙管理委員会

東部開票区開票管理者告示第一号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙につき東部開票区開票の場所及び日時を、次の通り定める。

昭和二十八年四月十九日

広島市東部開票区開票管理者

基町 江口 松 芳

開票の日時 昭和二十八年四月二十五日午前八時
開票の場所 広島市荒神町小学校

中部開票区開票管理者告示第一号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙につき中部開票区開票の場所及び日時を、次の通り定める。

昭和二十八年四月十九日

広島市中部開票区開票管理者

桑町 高山 一三

開票の日時 昭和二十八年四月二十五日午前八時
開票の場所 広島市中中央公民館

西部開票区開票管理者告示第一号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院議員通常選挙につき西部開票区開票の場所及び日時を、次の通り定める。

昭和二十八年四月十九日

広島市西部開票区開票管理者

佐伯郡五日市町 加藤 政夫

開票の日時 昭和二十八年四月二十五日午前八時
開票の場所 広島市舟入小学校

西部開票管理者告示第二号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院(全国選出)議員選挙における西部開票区開票立会人のくじを、左記日時、場所において行う。

昭和二十八年四月二十一日

広島市西部開票区開票管理者

加藤 政夫

日時 昭和二十八年四月二十二日午後一時四十分
場所 広島市役所(議会議事堂)

中部開票管理者告示第二号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院(全国選出)議員選挙における中部開票区開票立会人のくじを、左記日時、場所において行う。

昭和二十八年四月二十一日

広島市中部開票区開票管理者

高山 一三

日時 昭和二十八年四月二十二日午後一時二十分
場所 広島市役所(議会議事堂)

東部開票管理者告示第二号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院(全国選出)議員選挙における東部開票区開票立会人のくじを、左記日時、場所において行う。

昭和二十八年四月二十一日

広島市東部開票区開票管理者

江口 松 芳

日時 昭和二十八年四月二十二日午後一時
場所 広島市役所(議会議事堂)

西部開票管理者告示第三号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院(地方選出)議員選挙における西部開票区開票立会人のくじを、左記日時、場所において行う。

昭和二十八年四月二十一日

広島市西部開票区開票管理者

加藤 政夫

日時 昭和二十八年四月二十二日午後一時四十分
場所 広島市役所(議会議事堂)

中部開票管理者告示第三号

昭和二十八年四月二十四日執行の参議院(地方選出)議員選挙における中部開票区開票立会人のくじを、左記の日

広島市報目録

(自第八十一号至第八十六号)

番号	件名	月日	市報番号	頁
----	----	----	------	---

一	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例	三、三	八	一
二	広島市報酬並びに費用弁償条例の一部改正	三、三	八	二
三	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正	三、三	八	三
四	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	三、三	八	四
五	広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部改正	三、三	八	五
六	広島市教育委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正	三、三	八	六
七	広島市社会教育委員条例の一部改正	三、三	八	七
八	広島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正	三、三	八	八
九	広島市農業委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正	三、三	八	九
十	広島市保健所結核検査協議会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正	三、三	八	十
十一	広島市建築審査会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正	三、三	八	十一
十二	広島市水道使用条例の一部改正	三、三	八	十二
十三	市長の承認を受けて取得及び処分をなすべき広島市水道事業の資産に関する条例	三、三	八	十三
十四	広島市職災児童育成所条例	三、三	八	十四
十五	広島市中央卸売市場業務条例の一部改正	三、三	八	十五

十六	部改正	三、七	八	十六
十七	広島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条例	三、六	八	十七
十八	広島市公園条例の一部改正	三、六	八	十八
十九	広島市税条例の一部改正	三、六	八	十九
二十	広島市診療所条例の一部改正	三、三	八	二十
二十一	母子住宅条例	三、三	八	二十一
二十二	広島市定期家畜市場条例	三、三	八	二十二
二十三	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正	三、三	八	二十三
二十四	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	三、六	八	二十四
二十五	広島市職員退職手当支給条例の一部改正	三、六	八	二十五
二十六	広島市官吏退職料、退職給与金、遺族扶助料及び死亡給与金条例の一部改正	三、六	八	二十六
二十七	広島市職員定数条例の一部改正	三、六	八	二十七
二十八	広島市立学校授業料並びに入学料、寮料条例の一部改正	三、六	八	二十八
二十九	広島市衛生保護相談所条例	三、六	八	二十九
三十	広島市道路占用料徴収条例	三、六	八	三十
三十一	広島市税条例の一部改正	三、六	八	三十一
三十二	広島市教育長の給与等に関する条例	三、六	八	三十二
三十三	広島市児童図書館条例	三、六	八	三十三
三十四	広島市監査委員条例の一部改正	三、六	八	三十四
三十五	広島市道路交通取締条例	三、六	八	三十五
三十六	広島市常設家畜市場使用料条例の一部改正	三、六	八	三十六
三十七	広島市工事執行条例を廃止する条例	三、六	八	三十七
三十八	広島市公営企業の「業務状況」の作成、提出及び公表に関する条例	三、六	八	三十八
三十九	広島市警察条例の一部改正	三、六	八	三十九

四十	部改正	三、七	八	四十
四十一	広島市工業指導所使用料及び手数料条例の一部改正	六、一	八	四十一
四十二	水道局職員で、労働組合を結成し又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例の一部改正	六、一	八	四十二
四十三	社会保険広島市民病院条例の一部改正	六、一	八	四十三
四十四	広島市競輪競馬事務局条例の一部改正	六、一	八	四十四
四十五	職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正	三、五	八	四十五
四十六	広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例施行規則	三、三	八	四十六
四十七	広島市職員昇給規則の一部改正	三、三	八	四十七
四十八	広島市保健所組織規程	三、三	八	四十八
四十九	広島市職災児童育成所運営規則	三、三	八	四十九
五十	広島市警察官吏給与品及び貸与品規則の一部改正	三、三	八	五十
五十一	広島市職員住宅貸与規則の一部改正	三、三	八	五十一
五十二	広島市水道事業に関する手数料の額を定める規則	三、三	八	五十二
五十三	広島市消防吏員階級規則	三、三	八	五十三
五十四	広島市賞しゅつ審査委員会規程	三、三	八	五十四
五十五	広島市観光案内所規則	三、三	八	五十五
五十六	広島市消防職員及び消防団員の訓練及び礼式に関する規則	三、三	八	五十六
五十七	広島市競輪競馬特別会計規則	三、三	八	五十七
五十八	広島市手数料規則の一部改正	三、三	八	五十八
五十九	広島市町界町名地番整理審議規則の一部改正	三、三	八	五十九

三	廣島市の公務員に対する臨時特別手当の支給に関する条例施行規則	三、六	三
四	廣島市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正	三、〇	四
五	廣島市予算、決算及び会計規則の一部改正	三、〇	五
六	廣島市収入証紙規則の一部改正	三、〇	六
七	廣島市定期家畜市場業務規則	三、三	七
八	職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正	三、六	八
九	廣島市共済組合条例施行規則の一部改正	三、〇	九
一〇	廣島市同和对策推進審議会規則	四、一	一〇
一一	廣島市建設工事執行規則	四、一	一一
一二	道路占用規則を廃止する規則	四、一	一二
一三	廣島市警察表彰条例施行規則	四、一	一三
一四	廣島市競輪実施規則の一部改正	四、一	一四
一五	廣島市下水道条例施行規則の一部改正	四、一	一五
一六	廣島市危険物取締条例施行規則の一部改正	四、八	一六
一七	廣島市共済組合条例施行規則の一部改正	四、七	一七
一八	廣島市同和对策推進審議会規則の一部改正	四、〇	一八
一九	廣島市住民登録施行規則の一部改正	四、一	一九
二〇	廣島市保健所運営協議会規程の一部改正	五、一	二〇
二一	廣島市収入証紙規則の一部改正	五、六	二一
二二	廣島市屋間人口調査規則	五、二	二二
二三	廣島市予算、決算及び会計規則の一部改正	六、一	二三
二四	廣島市更生資金運営審議会規則	六、一	二四
二五	臨時市議会招集について	六、一	二五
二六	臨時市議会付議事件について	六、一	二六
二七	臨時市議会付議事件の一部取消について	六、一	二七
二八	議決予算公告(一般会計)	三、六	二八
二九	議決予算公告(水道事業費)	三、三	二九
三〇	議決予算公告(水道事業費)	三、三	三〇
三一	議決予算公告(建設費)	三、三	三一
三二	廣島市金庫事務一部取扱所の店舗の名称並びに所在地の変更について	三、三	三二
三三	第二十四回未指定地補充換地予定地指定及び第二十五回仮換地予定地変更指定の発表について	三、三	三三
三四	廣島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関の指定について	三、三	三四
三五	公示送達について	三、三	三五
三六	建築に関する公開聴聞について	三、三	三六
三七	公示送達について	三、三	三七
三八	公示送達について	三、三	三八
三九	公示送達について	三、三	三九
四〇	公示送達について	三、三	四〇
四一	公示送達について	三、三	四一
四二	公示送達について	三、三	四二
四三	公示送達について	三、三	四三
四四	公示送達について	三、三	四四
四五	公示送達について	三、三	四五
四六	公示送達について	三、三	四六
四七	公示送達について	三、三	四七
四八	公示送達について	三、三	四八
四九	公示送達について	三、三	四九
五〇	公示送達について	三、三	五〇
五一	公示送達について	三、三	五一
五二	公示送達について	三、三	五二
五三	公示送達について	三、三	五三
五四	公示送達について	三、三	五四
五五	公示送達について	三、三	五五
五六	公示送達について	三、三	五六
五七	公示送達について	三、三	五七
五八	公示送達について	三、三	五八
五九	公示送達について	三、三	五九
六〇	公示送達について	三、三	六〇
六一	公示送達について	三、三	六一
六二	公示送達について	三、三	六二
六三	公示送達について	三、三	六三
六四	公示送達について	三、三	六四
六五	公示送達について	三、三	六五
六六	公示送達について	三、三	六六
六七	公示送達について	三、三	六七
六八	公示送達について	三、三	六八
六九	公示送達について	三、三	六九
七〇	公示送達について	三、三	七〇
七一	公示送達について	三、三	七一
七二	公示送達について	三、三	七二
七三	公示送達について	三、三	七三
七四	公示送達について	三、三	七四
七五	公示送達について	三、三	七五
七六	公示送達について	三、三	七六
七七	公示送達について	三、三	七七
七八	公示送達について	三、三	七八
七九	公示送達について	三、三	七九
八〇	公示送達について	三、三	八〇
八一	公示送達について	三、三	八一
八二	公示送達について	三、三	八二
八三	公示送達について	三、三	八三
八四	公示送達について	三、三	八四
八五	公示送達について	三、三	八五
八六	公示送達について	三、三	八六
八七	公示送達について	三、三	八七
八八	公示送達について	三、三	八八
八九	公示送達について	三、三	八九
九〇	公示送達について	三、三	九〇
九一	公示送達について	三、三	九一
九二	公示送達について	三、三	九二
九三	公示送達について	三、三	九三
九四	公示送達について	三、三	九四
九五	公示送達について	三、三	九五
九六	公示送達について	三、三	九六
九七	公示送達について	三、三	九七
九八	公示送達について	三、三	九八
九九	公示送達について	三、三	九九
一〇〇	公示送達について	三、三	一〇〇

告示

一	建築許可申請に関する公開聴聞について	三、三	一
二	出張所における印鑑の登録及び証明事務の開始について	三、三	二
三	公示送達について	三、三	三
四	太田川放水路開き工事に対する事業認定申請について	三、三	四
五	畜犬登録及び狂犬病予防注射について	三、三	五
六	公示送達について	三、三	六
七	公示送達について	三、三	七
八	公示送達について	三、三	八
九	公示送達について	三、三	九
一〇	公示送達について	三、三	一〇
一一	公示送達について	三、三	一一
一二	公示送達について	三、三	一二
一三	公示送達について	三、三	一三
一四	公示送達について	三、三	一四
一五	公示送達について	三、三	一五
一六	公示送達について	三、三	一六
一七	公示送達について	三、三	一七
一八	公示送達について	三、三	一八
一九	公示送達について	三、三	一九
二〇	公示送達について	三、三	二〇
二一	公示送達について	三、三	二一
二二	公示送達について	三、三	二二
二三	公示送達について	三、三	二三
二四	公示送達について	三、三	二四
二五	公示送達について	三、三	二五
二六	公示送達について	三、三	二六
二七	公示送達について	三、三	二七
二八	公示送達について	三、三	二八
二九	公示送達について	三、三	二九
三〇	公示送達について	三、三	三〇
三一	公示送達について	三、三	三一
三二	公示送達について	三、三	三二
三三	公示送達について	三、三	三三
三四	公示送達について	三、三	三四
三五	公示送達について	三、三	三五
三六	公示送達について	三、三	三六
三七	公示送達について	三、三	三七
三八	公示送達について	三、三	三八
三九	公示送達について	三、三	三九
四〇	公示送達について	三、三	四〇
四一	公示送達について	三、三	四一
四二	公示送達について	三、三	四二
四三	公示送達について	三、三	四三
四四	公示送達について	三、三	四四
四五	公示送達について	三、三	四五
四六	公示送達について	三、三	四六
四七	公示送達について	三、三	四七
四八	公示送達について	三、三	四八
四九	公示送達について	三、三	四九
五〇	公示送達について	三、三	五〇
五一	公示送達について	三、三	五一
五二	公示送達について	三、三	五二
五三	公示送達について	三、三	五三
五四	公示送達について	三、三	五四
五五	公示送達について	三、三	五五
五六	公示送達について	三、三	五六
五七	公示送達について	三、三	五七
五八	公示送達について	三、三	五八
五九	公示送達について	三、三	五九
六〇	公示送達について	三、三	六〇
六一	公示送達について	三、三	六一
六二	公示送達について	三、三	六二
六三	公示送達について	三、三	六三
六四	公示送達について	三、三	六四
六五	公示送達について	三、三	六五
六六	公示送達について	三、三	六六
六七	公示送達について	三、三	六七
六八	公示送達について	三、三	六八
六九	公示送達について	三、三	六九
七〇	公示送達について	三、三	七〇
七一	公示送達について	三、三	七一
七二	公示送達について	三、三	七二
七三	公示送達について	三、三	七三
七四	公示送達について	三、三	七四
七五	公示送達について	三、三	七五
七六	公示送達について	三、三	七六
七七	公示送達について	三、三	七七
七八	公示送達について	三、三	七八
七九	公示送達について	三、三	七九
八〇	公示送達について	三、三	八〇
八一	公示送達について	三、三	八一
八二	公示送達について	三、三	八二
八三	公示送達について	三、三	八三
八四	公示送達について	三、三	八四
八五	公示送達について	三、三	八五
八六	公示送達について	三、三	八六
八七	公示送達について	三、三	八七
八八	公示送達について	三、三	八八
八九	公示送達について	三、三	八九
九〇	公示送達について	三、三	九〇
九一	公示送達について	三、三	九一
九二	公示送達について	三、三	九二
九三	公示送達について	三、三	九三
九四	公示送達について	三、三	九四
九五	公示送達について	三、三	九五
九六	公示送達について	三、三	九六
九七	公示送達について	三、三	九七
九八	公示送達について	三、三	九八
九九	公示送達について	三、三	九九
一〇〇	公示送達について	三、三	一〇〇

一	議決予算公告(建設費)	三、三	一
二	議決予算公告(一般会計)	三、三	二
三	議決予算公告(水道事業)	三、三	三
四	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	四
五	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	五
六	議決予算公告(建設費)	三、三	六
七	議決予算公告(水道事業)	三、三	七
八	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	八
九	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	九
一〇	議決予算公告(建設費)	三、三	一〇
一一	議決予算公告(水道事業)	三、三	一一
一二	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	一二
一三	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	一三
一四	議決予算公告(建設費)	三、三	一四
一五	議決予算公告(水道事業)	三、三	一五
一六	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	一六
一七	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	一七
一八	議決予算公告(建設費)	三、三	一八
一九	議決予算公告(水道事業)	三、三	一九
二〇	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	二〇
二一	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	二一
二二	議決予算公告(建設費)	三、三	二二
二三	議決予算公告(水道事業)	三、三	二三
二四	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	二四
二五	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	二五
二六	議決予算公告(建設費)	三、三	二六
二七	議決予算公告(水道事業)	三、三	二七
二八	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	二八
二九	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	二九
三〇	議決予算公告(建設費)	三、三	三〇
三一	議決予算公告(水道事業)	三、三	三一
三二	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	三二
三三	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	三三
三四	議決予算公告(建設費)	三、三	三四
三五	議決予算公告(水道事業)	三、三	三五
三六	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	三六
三七	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	三七
三八	議決予算公告(建設費)	三、三	三八
三九	議決予算公告(水道事業)	三、三	三九
四〇	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	四〇
四一	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	四一
四二	議決予算公告(建設費)	三、三	四二
四三	議決予算公告(水道事業)	三、三	四三
四四	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	四四
四五	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	四五
四六	議決予算公告(建設費)	三、三	四六
四七	議決予算公告(水道事業)	三、三	四七
四八	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	四八
四九	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	四九
五〇	議決予算公告(建設費)	三、三	五〇
五一	議決予算公告(水道事業)	三、三	五一
五二	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	五二
五三	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	五三
五四	議決予算公告(建設費)	三、三	五四
五五	議決予算公告(水道事業)	三、三	五五
五六	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	五六
五七	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	五七
五八	議決予算公告(建設費)	三、三	五八
五九	議決予算公告(水道事業)	三、三	五九
六〇	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	六〇
六一	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	六一
六二	議決予算公告(建設費)	三、三	六二
六三	議決予算公告(水道事業)	三、三	六三
六四	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	六四
六五	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	六五
六六	議決予算公告(建設費)	三、三	六六
六七	議決予算公告(水道事業)	三、三	六七
六八	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	六八
六九	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	六九
七〇	議決予算公告(建設費)	三、三	七〇
七一	議決予算公告(水道事業)	三、三	七一
七二	議決予算公告(競輪事業費)	三、三	七二
七三	議決予算公告(天満町外部落有財産)	三、三	七三
七四	議決予算公告(建設費)	三、三	七四
七五	議決予算公告(水道事業)	三、三	七五
七六	議決予算公告(競輪事業費)	三、	

正する条例
広島市工業指導所使用材料及び手数料条例(昭和二十二年二月五日広島市条例第一号)の一部を次のように改正する。

一 使用料
工作設備 一日一件につき五〇〇円以上一、〇〇〇円以下
伝 習 一月につき 五〇〇円以下

二 手数料
材料強度試験 試片一個につき 一〇〇円以上五〇〇円以下
材料組織検査 試片一個につき 一〇〇円以上三〇〇円以下
金屬分析試験 一成分又は一件につき 三〇〇円以上一、〇〇〇円以下
鑄物砂試験 一件につき 五〇円以上一、〇〇〇円以下
機器の精度検査 一個又は一台につき 一〇〇円以上一、〇〇〇円以下
試片製作 一個につき 五〇円以上一、〇〇〇円以下
意匠図案の調製 一件につき 三〇〇円以上一、〇〇〇円以下
設計及び製図 実費
機器又は工芸品製作 実費
特別の経費を要する指導及び資料のしゆり集 実費

成績書又は証明書の謄本 一件につき 四〇〇円以下
高周波乾燥機 一石につき 三、〇〇〇円以下
型合板 附 則

この条例は、公布の日から施行する。
水道局職員で、労働組合を結成し又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年六月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十七号
水道局職員で、労働組合を結成し又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例の一部を改正する条例
水道局職員で、労働組合を結成し又はこれに加入することができない者の範囲を定める条例(昭和二十七年広島市条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

四 総務課の総務係長、人事係長及び財務係長並びに会計課の会計係長
五 総務課に勤務する職員で、局の秘書、人事又は労働関係に関する事務を担当する吏員
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

社会保険広島市民病院条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和二十八年六月一日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十八号
社会保険広島市民病院条例の一部を改正する条例
社会保険広島市民病院条例(昭和二十七年広島市条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。
広島市競輪競馬事務局条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年六月二日
広島市長 浜 井 信 三

広島市条例第二十九号
広島市保健所運営協議会規程の一部を改正する規則
広島市保健所運営協議会規程(昭和二十三年十二月一日広島市規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「一年」を「二年」に改め、同条に次の但書を加える。
但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にその職にある委員の任期は、改正後の広島市保健所運営協議会規程第五十条の規定にかかわらず、昭和二十九年三月三十一日までとする。
広島市収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年五月二十九日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十号

広島市競輪競馬事務局条例の一部を改正する条例

広島市収入証紙規則の一部を改正する規則
広島市収入証紙規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条但書中「若しくは公金取扱所(広島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十七号)第八十三条の二第二項の公金取扱所をいう。)」を、「公金取扱所(広島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日広島市規則第三十七号)第八十三条の二第二項の公金取扱所をいう。若しくは金庫収納店(広島市予算、決算及び会計規則第八十三条の三第二項の金庫収納店をいう。))に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市屋間人口調査規則をここに公布する。
昭和二十八年五月二十九日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十一号
広島市屋間人口調査規則
(この規則の趣旨)

第一条 本市が指定統計調査として行う広島市屋間人口調査(以下「屋間人口調査」という。)については、別に定があるものの外、この規則の定めるところによる。
(調査の目的)

第二条 屋間人口調査は、広島平和記念都市建設事業に必要な重要資料及び行政各般に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
(定義)

第三条 この規則において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 世帯 住居及び家計をともにする者の集り又は一人で独立して住居若しくは家計を維持する者をいう。この場合において、寄宿舍、下宿その他これらに類する施設に常時宿泊する者については、当該施設に宿泊する

すべての者の集りを一世帯とする。
二 世帯主 前号前段の世帯を主宰する者をいう。
三 世帯の管理者 第一号後段の世帯を管理する者をいう。
四 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校及び同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。
五 従業先 仕事の行われている一定又は不定の場所をいう。
六 一時現在者 六月三日午前零時現在旅行中等でたまたま本市内に滞在して、前日の午後六時以前に本市内に到着していた広島市外常住者及び六月二日午前零時以前から本市内に滞在して六月二日午前六時以後に本市内を出発した広島市外常住者をいう。
(調査の時期)

第四条 屋間人口調査は、昭和二十八年六月三日午前零時現在(以下「調査の時期」という。)によつて行う。
(調査の対象)

第五条 屋間人口調査は、左の各号に掲げる者を対象として行う。但し、連合国軍の将兵、外国政府の公務を帯びて日本に滞在する者及びこれらの家族を除く。
一 調査の時期において広島市内に常住する者
二 調査の時期の前日の午前六時から午後六時までの間に登校、出勤又は一定した業務のため広島市内にかよつた広島市外常住者
三 一時現在者
(調査事項)

第六条 左の各号に掲げる者については、当該各号に掲げる事項について調査するものとする。
一 前条第一号及び第二号に該当する者
イ 氏名
ロ 性別
ハ 生年月日
ニ 満年齢
ホ 現住所

広島市競輪競馬事務局条例(昭和二十七年広島市条例第四十六号)の一部を次のように改正する。
第三条中「局長」の次に「次長」を加える。
第四条第二項を次のように改める。
2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるときは、その職務を代理する。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
昭和二十八年五月十八日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第二十九号
広島市保健所運営協議会規程の一部を改正する規則
広島市保健所運営協議会規程(昭和二十三年十二月一日広島市規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五十条中「一年」を「二年」に改め、同条に次の但書を加える。
但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にその職にある委員の任期は、改正後の広島市保健所運営協議会規程第五十条の規定にかかわらず、昭和二十九年三月三十一日までとする。
広島市収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年五月二十九日
広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十号

広島市競輪競馬事務局条例の一部を改正する条例

〈 従業先又は学校の名称及び場所
ト 従業先の事業の種類
チ 利用交通機関
リ 六月二日午前六時から午後六時までの全時間を通して本市内に在、不在の別(市内常住者のみ。)
ヌ 本市内に居住したい希望の有無(市内常住者のみ。)
ル 昭和二十年八月六日原爆炸裂時に市内に在否の別
二 前条第三号に該当する者
イ 氏名
ロ 性別
ハ 満年齢
ニ 常住地
ホ 宿泊先
ヘ 一時滞在の理由
(調査の方法)

第七条 屋間人口調査の方法は、左の各号に定めるところによる。
一 第五条第一号に該当する者については、世帯を通じて行う。
二 第五条第二号に該当する者については、その者の属する学校又は従業先を通じて行う。
三 第五条第三号に該当する者については、一時滞在先の世帯、旅館等を通じて行う。
(申告の義務)

第八条 世帯主又は世帯の管理者は、調査の時期における世帯員又は一時現在者について、学校長又は事業主は、当該学校又は従業先の被調査者について、別に定める広島市屋間人口調査票(以下「調査票」という。)又は広島市屋間人口調査一時現在者調査票(以下「一時現在者調査票」という。)により、申告しなければならない。
2 第五条各号の一に該当する者のうち、第六条第一号又は第二号に規定する事項について申告しなかった者又は重複して申告した者は、その旨を調査の時期後三日以内

広島市訓令第十九号

広島市警察表審査委員会規程(昭和二十六年五月十日
広島市訓令第二号)は、廃止する。
昭和二十八年五月十四日
広島市長 浜 井 信 三

広島市訓令第二十一号

庁 中 一 般

広島市福祉事務所規程(昭和二十六年十月一日広島
市訓令第十九号の二)の一部を次のように改正する。
昭和二十八年六月一日
広島市長 浜 井 信 三

第三条 庶務係の分掌事務中第五号を第六号とし、以下順
次繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
五 母子福祉資金の貸付等に関する法律の施行に関する
こと。

◎水道局規程

広島市水道局会計規程を次のように定める。
昭和二十八年一月一日

広島市水道事業管理者 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第三号の四

目 次

- 第一章 総 則 (第一条—第六条)
- 第二章 帳簿及び勘定組織 (第七条—第十三条)
- 第一節 帳 簿 (第七条—第十三条)
- 第二節 伝票及び仕訳日計表(第十四条—第十九条)
- 第三節 勘定組織 (第二十条)
- 第三章 金銭会計 (第二十一条—第三十二条)
- 第一節 通 則 (第二十一条—第三十二条)

- 第二節 収 入 (第三十三条—第四十九条)
- 第三節 支 出 (第五十条—第七十六条)
- 第四節 振替収支 (第七十七条—第七十九条)
- 第五節 預り金及び保管有価証券 (第八十条—第八十六条)

第四章 たな卸資産会計

- 第一節 通 則 (第八十七条—第九十一条)
- 第二節 準備計画 (第九十二条—第九十五条)
- 第三節 出 納 (第九十六条—第九十九条)
- 第四節 保管責任 (第一百条—第一百零四条)
- 第五節 実地たな卸 (第一百零五条—第一百零九条)
- 第六節 固定資産会計 (第一百一十条—第一百一十五条)
- 第一節 通 則 (第一百一十条—第一百一十一条)
- 第二節 価 額 (第一百一十二条—第一百一十四条)
- 第三節 取 得 (第一百一十五条—第一百一十七条)
- 第四節 保存管理 (第一百一十八条—第一百二十四条)
- 第五節 貸付、借入及び交換 (第一百二十五条—第一百二十七条)
- 第六節 処 分 (第一百二十八条—第一百三十条)
- 第七節 減価償却 (第三十一条—第三十二条)
- 第八節 整 理 (第三十三条—第三十五条)
- 第九節 諸表報告 (第三十六条—第三十八条)
- 第六章 簿外物品会計 (第三十九条—第四十一条)
- 第七章 決 算 (第四十二条—第四十四条)
- 第八章 予 算 (第四十五条—第四十七条)
- 第一節 予算の編成 (第四十五条—第四十七条)
- 第二節 予算の執行 (第四十八条—第五十条)
- 第九章 事務引継 (第五十一条—第五十三条)
- 附 則 (第五十四条—第五十六条)

第一章 総 則

(目的)
第一条 この規程は、地方公営企業法施行規則(昭和二十七年総理府令第七十三号)第一条の規定により、広島市水道局(以下「局」という。)の会計その他財務の処理に關して必要な事項を定めることを目的とする。
(適要範囲)
第二条 局の会計その他財務の処理に關しては、特別の規定があるものを除く外、この規程の規定による。
(企業出納員)
第三条 次の上欄各号に掲げる課にそれぞれ企業出納員を置く。企業出納員は、管理者の命を受けて、次の下欄各号に掲げる事項を分掌する。
一、経 理 課 固定資産管理
貯出納保管理
金銭出納保管理
課を除く。
二、各課(経理 固定資産管理
課を除く。) 貯藏品出納保管理
2 企業出納員は、前項上欄各号に掲げる当該長をもってこれにあてる。
(企業出納員及び現金取扱員の善管注意)
第四条 企業出納員及び第二十二條に規定する現金取扱員は、善良なる管理者の注意をもつて金銭、貯藏品、その他の資産を取り扱わなければならない。
(副企業出納員)
第五条 局に副企業出納員を置く。
2 副企業出納員は、管理者が任命する。
3 副企業出納員は、企業出納員の事務を補助し、企業出納員に事故があるとき又は企業出納員が欠けたときその職務を代理する。
(経理課長及び会計課長の任務)
第六条 経理課長は、固定資産会計事務を、会計課長は、たな卸資産及び金銭会計事務を統括する。
第二章 帳簿及び勘定組織

第一節 帳 簿

(経理課長の帳簿)

第七条 経理課長は、次に掲げる帳簿を備え付け、予算及び企業債並びに固定資産に關する事項を整理しなければならない。

- 一 収入予算整理簿
 - 二 支出予算整理簿
 - 三 工事費内訳整理簿
 - 四 企業債台帳
 - 五 固定資産台帳
- 2 前項の外、経理課長は、必要の補助簿を設けることができる。
(経理課長の帳簿)
第八条 経理課長は、次に掲げる帳簿を備え付け、決算に關する事項を整理しなければならない。

- 一 仕訳日記帳
 - 二 勘定元帳
 - 三 内 訳 帳
 - 四 現金出納帳
 - 五 保管有価証券整理簿
 - 六 前渡金整理簿
 - 七 概算表整理簿
- 2 前項の外、経理課長は、必要な補助簿を設けることができる。
(各課長の帳簿)
第九条 各課長は、次に掲げる帳簿を備え付け、その主管に關する事項を整理しなければならない。

- 一 徴 収 簿
- 二 収入予算整理簿
- 三 支出予算整理簿
- (企業出納員の帳簿)
第十条 企業出納員は、次に掲げる帳簿を備え付け、その主管に關する事項を整理しなければならない。
- 一 現金出納帳
- 二 貯藏品出納帳

三 固定資産保管台帳

(仕訳日記帳の省略)

第十一条 第八条第一項第一号に規定する仕訳日記帳は、これを省略し、会計伝票(以下「伝票」という。)及び仕訳日計表をもつてこれに代える。
(帳簿の調製)
第十二条 帳簿は、原則として事業年度ごとに調製するものとする。
(帳簿の記載)
第十三条 帳簿の記載については、次の各号によらなければならない。

- 一 帳簿には、各口座の索引を附する。
- 二 帳簿は、伝票又は証憑書類によらなければならないことができない。
- 三 総勘定元帳は、仕訳日計表により転記し、内訳簿は、伝票一件ごとに記入する。
- 四 追次又は合計をなした事項又は金額の記載は、遡及して記入できない。
- 五 一旦記入した事項又は金額の訂正は、その部分に朱線二本を引き、記帳担当者の訂正印を押して、正当な記入をする。
- 六 残高の欄に記入すべき金額がないときには、零を黒書し、予算に対し収入額が超過したときは、その額を朱書する。
- 七 毎月末に月計及び累計を附する。但し、帳簿の性質上これを附する必要のないものは、この限りでない。

第二節 伝票及び仕訳日計表

(伝票の種類)

第十四条 伝票は、収入伝票、仕出伝票及び振替伝票の三種とする。
(伝票の作成)
第十五条 経理課長は、各取引の証憑書類に基いて遅滞なく伝票を発行しなければならない。
2 伝票は、一科目ごとに伝票を作成するものとする。

(伝票の取消等)

第十六条 過誤又はその他の理由により、伝票を取り消し又は訂正をする場合は、取消又は訂正の伝票を発行するものとする。
(伝票内訳記載事項の訂正)
第十七条 伝票内訳記載事項の訂正に當つては、伝票の作成者が訂正印を押すものとする。
(仕訳日計表)
第十八条 経理課長は、伝票により仕訳日計表を作成しなければならない。
(伝票等の保管)
第十九条 経理課長は、毎日の伝票をその種類ごとに一括して仕訳日計表とともに網集保管しなければならない。

第三節 勘 定 組 織

(勘定科目)

第二十条 局の計理は、貸借対照表勘定である資産勘定、資本勘定及び負債勘定、損益勘定である収益勘定及び費用勘定、整理勘定である工事勘定に区分して行い、各勘定を別表に定める勘定科目に区分して整理する。
第三章 金 銭 会 計
第一節 通 則
(金銭の範囲)
第二十一条 この規程において金銭とは、現金、預金、小切手、郵便振替証書、振替貯金証書及び金銭に代わるべき証書をいう。
(現金取扱員)
第二十二条 課に現金取扱員を置く。
2 現金取扱員は、管理者が任命する。
3 現金取扱員の取り扱いは、金額の限度は、水道料金その他の収入金について一件一万円以内とする。但し、企業出納員が必要と認めるときは、これをこえて取り扱わせることができる。
第二十三条 金銭の出納は、拠 類を添付した支出調

又は収入調書によるもの外、これをなすことができない。但し、収入調書は、必要に応じ証憑書類を添付するものとする。

(現金取扱銀行)

第二十四条 局に属する公金の収納及び支払については、企業出納員が取り扱うものの外、地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十七条第二項の規定により市長が指定した金融機関(以下「現金取扱銀行」という。)をして取り扱わせる。

(首票金額の表示)

第二十五条 納額告知書、納付書、現品払込書並びに収入、支出及び振替調書的首票金額を表示する場合においては、アラビア数字を用い、特に明確にこれを記載し、その頭部に「平」文字を併記しなければならない。

(金額、数量の訂正)

第二十六条 収支に関する証憑書類の金額、数量は、訂正することができない。但し、やむを得ない事由のあるものについては、二線をひき、その右側又は上位に正書して訂正削除した文字を明らかに認みうるようにして置かなければならない。

2 前項但書の場合においては、上位余白に正誤の文数を明記し、且つ、訂正部分とともに、これに証印を押さなければならぬ。

(収入、支出及び振替調書の審査)

第二十七条 経理課長は、次の各号の一つに該当するものがあるときは、収入、支出及び振替調書を発行者に返付しなければならない。

- 一 調書の内容に過誤があるとき
- 二 調書の内容が法規に反するものと認められたとき
- 三 調書発行の根拠が明確でないとき
- 四 調書の執行が不能となつたとき

(在高及び収支の照合)

第二十八条 経理課長は、毎日現金の在高を現金出納帳と照合しなければならない。

2 銀行その他の金融機関の預貯金は、毎日現金出納帳と預貯金通帳又は出納日報によつて現金の収支を照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第二十九条 金銭につき不足を生じたときは、企業出納員は、遅滞なくその原因を明らかにし、管理者に報告するものとする。

2 不足金は、一応仮払金としてこれが処置方法を経局の上、次により整理するものとする。

(局負担の場合は経費)

一 職員負担の場合は未収入金

二 職員に過剰を生じたときは、一応仮受金とし、これが処置決定の上、本勘定に振り替え整理するものとする。

(総合収支日計表)

第三十条 経理課長は、収支に関する証憑書類に基づき、毎日総合収支日計表を作成しなければならない。

(収入、支出及び振替調書の編さん)

第三十一条 経理課長は、収入、支出及び振替調書並びにこれらに附属する証憑書類を予算科目の順序によつて毎日編さんしなければならない。

(担保及び保証金に充当する有価証券)

第三十二条 局が徴する担保及び保証金に充当する有価証券の種類及び価格は、次に掲げるとおりとする。

一 有価証券の種類

- (1) 日本政府国債証券
- (2) 都道府県市債証券
- (3) 日本銀行株式
- (4) 勸業債券
- (5) その他管理者において適当と認める有価証券

二 有価証券の価格

- (1) 本市債証券は、額面金額
- (2) その他の有価証券は時価の百分の九十以内

2 時価の算定方法は、管理者がこれを定める。

第二節 収 入

(収入の根拠)

第三十三条 収入は、法令、条例、規則又は規程若しくは契約の定めるところにより、これを徴収又は収納しなければならない。

(収入の測定)

第三十四条 各課長は、収入を徴収すべき事由が生じたときは、徴収の根拠、所属年度、納入者、徴収すべき金額、納期及び予算の収入科目等につき測定しなければならない。

2 各課長は、収入の測定をしたときは、収入調書を発行しなければならない。

(告知書、納付書の発行)

第三十五条 納額告知書により収入すべきもので納期の定めのあるものは、納期の十日前までに、随時の収入は、その都度、納入者に対してこれを発行する。但し、納期の定めのある収入であつても集金制による場合は、この限りでない。

2 納付書によつて収入すべきものは、納入者に対して納付書を交付する。

(測定及び収納整理)

第三十六条 水道料金その他の収入金は、徴収カード又は徴収簿により測定及び収納整理しなければならない。

(納入手続)

第三十七条 集金制によるものの外、納入者は、納額告知書又は納付書に現金を添えて現金取扱銀行又は所定の箇所へ提出して領収証書の交付を受けなければならない。

(測定の変更)

第三十八条 過誤その他の事由によつて測定の変更をしたときは、各課長は、直ちに、振替調書を発行しなければならない。

(欠損処分)

第三十九条 収入の未納金で欠損処分にするものがあるときは、各課長は、欠損処分調書に基づいて振替調書を発行しなければならない。

行しなければならない。

(現金取扱員の収納金)

第四十条 現金取扱員は、その取り扱った収納金を別に定めるところにより即日現金取扱銀行に払い込まなければならない。

(企業出納員の収納金)

第四十一条 企業出納員は、その取り扱った収納金を現金払込書によつて即日現金取扱銀行に払い込まなければならない。但し、特別の事情のあるものについては、管理者が別に指示する。

2 企業出納員は、その取り扱った収納金については、毎月収納金報告書を作成して翌月五日までに管理者に送付しなければならない。

(督促)

第四十二条 水道料金その他の収入金を納期までに完納しない者があるときは、納期後二十日以内に督促状を発行するものとする。

(小切手による納付)

第四十三条 水道料金その他の収入金は、小切手をもつて現金に代えて納付することができる。

2 小切手を使用した者の納付義務は、その小切手金額の支払があつたときに完了する。

(小切手の使用制限)

第四十四条 前条の規定により使用することができる小切手は、広島手形交換所加盟銀行又はこれに代理交換の委託をなした銀行を支払人とし、広島市を支払地と定めた記名式又は持参人払のもので、次の各号の一つに該当しないものに限る。

- 一 小切手金額が納付金額を超過するもの
- 二 振出日から起算し八日を経過したもの

(小切手の支払保証)

第四十五条 納付のため使用する小切手は、管理者において必要があると認めるときは、支払人の支払保証を求めることができる。

(小切手受領の表示)

第四十六条 納入者が小切手により納付したときは、収納機関は、領収済通知書及び領収証書に「小切手受領」の表示をしなければならない。

(不渡小切手の還付)

第四十七条 支払を拒絶された小切手は、納入者に還付する。この場合においては、「小切手不渡による再発」と記載した納額告知書又は納付書を発行する。但し、これがため納期は変更しない。

(収納金の取扱手続)

第四十八条 経理課長は、現金取扱銀行から納額告知書、納付書及び現金払込書による領収済通知書を受けたときは、その収納金報告書と照合の上、証憑書類に基づいてそれぞれ勘定科目に仕訳整理しなければならない。

2 経理課長は、前項の領収済通知書により徴収カード又は徴収簿の整理をしなければならない。

(つり銭の保管)

第四十九条 企業出納員は、水道料金その他の収入金の徴収上つり銭を必要とするときは、管理者の決裁を受け現金を保管することができる。

2 前項の保管額は、管理者が定める。

第三節 支 出

(支出の手続)

第五十条 各課長は、支出すべき事由が生じたときは、その都度証憑書類により支出の根拠、債務確定年月日、債権者、予算科目及び支出すべき金額等につき調査決定し、支出調書を発行しなければならない。

第五十一条 支出調書は、当該予算科目及び債権者ごとに調製し、債権者の請求書を添付しなければならない。但し、債権者に請求書を提出させることが困難な場合は、支出仕訳書をもつてこれに代えることができる。

2 予算科目及び支払期日が同一なものば、二名以上の債権者を台せて、集合支出調書を発行することができる。

3 一葉の証憑書類で支払が二科目以上にわたる場合は、一科目の支出調書に添付し、他の支出調書には摘要欄に証憑書類の所在を付記し又はその写を添付し証憑書類の所在を付記しなければならない。

4 支出調書は、直接支払及び送金払に区分し、発行しなければならない。

(請求者の割印)

第五十二条 数葉をもつて一通とする請求者には、債権者をして割印をなさしめなければならない。請求書が二通以上ある場合においては、支出調書にその通数を記載しなければならない。

(請求書等の計算の基礎)

第五十三条 支出調書に添付すべき請求書又は支出仕訳書には、次に掲げる区分によつて計算の基礎を明らかにすべき内訳を記載し又は調書を添付しなければならない。

- 一 給料、報酬、費用弁償その他一定の給与については、職氏名、給料額、任免異動その他欠勤等の事故により支給額に異動を生ずるものがあるときは、その理由及び算出の基礎等
- 二 療治料、退職金等については、受給者の資格及びその原因、裁定の年月日又は辞令の年月日、支給額等
- 三 旅費については、用務、用務地、旅行年月日、旅程、宿泊場所、職氏名、級職及び旅費算定の基礎等。但し、私設の鉄道、船車馬賃等で計算の基礎が明らかでないものは、当該債権者の証明書
- 四 労務賃等については、事業名、就労場所、期間、職種別賃金額及び歩合等
- 五 物件の購入又は修繕代金については、用途、品目数、及び単価等
- 六 広告料については、広告要件、広告年月日、量目、単価及び広告の要領等
- 七 運搬料については、運搬の方法、発送年月日、発着地名、品名、数量及び単価等

八 工事請負代金については、工事名、工事場所、着工及び竣工年月日並びに中間支払の計算の基礎

九 土地建物の買取費、物件移転料又は損害賠償については、所在地、名称、工事名、面積、単価、用途、登記簿年月日又は抹消登記簿年月日及び移転完了年月日等

十 土地、物件等の借入料又は使用料については、所在地、期間、用途、面積、数量及び単価等

十一 補助金等については、事由、指令番号及び指令年月日等

十二 企業債費については、名称、記号、元本、利率及び期間等

十三 諸私戻金、償還金等については、事由、事実の生じた年月日及び支出決定年月日等

(支出の執行)

第五十四條 経理課長は、支出調書を受けたときは、支出調書並びに関係書類を審査し、これを執行する。

(直接的支払)

第五十五條 経理課長は、債権者に対し直接支払を行うに當つては、債権者から領収証書を徴した上、支払証を交付し、現金取扱銀行に出頭させ、支払証と引換えに現金を受領せしめなければならない。この場合においては、現金取扱銀行に対し支払通知書を回付しなければならない。

(送金支払)

第五十六條 経理課長は、遠隔地の債権者に対し支払をしようとするときは、現金取扱銀行に送金支払通知書を回付し、送金を依頼しなければならない。但し、電信送金を要する場合においては、その旨を現金取扱銀行に通知しなければならない。

2 経理課長は、現金取扱銀行に送金を依頼したときは、直ちに、債権者に対し送金の通知をしなければならない。但し、電信送金の場合においては、電信でその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定により送金を依頼した場合は、現金取扱銀行の送金済証明書を徴し、これを領収証書に代えて処理することができる。

(支払証の有効期限)

第五十七條 支払証の有効期限は、発行の当日限りとする。

2 支払証の交付を受け当日支払を受けなかつた者は、その支払証を会計課長に返付するものとする。この場合経理課長は、改めて支払証を交付するものとする。

(支払証の亡失)

第五十八條 経理課長は、支払証の交付を受けた者が支払証を亡失又は損し再発行を請求したときは、適宜の理由があるとき認めるときは、再発行の旨を記載した支払証を交付するものとする。但し、損した支払証は、返付せしめなければならない。

2 経理課長は、前項の亡失による再発行の請求を受けたときは、直ちに現金取扱銀行にその旨を通知して支払の有無を調査しなければならない。

(支払総括票の回付)

第五十九條 経理課長は、当日の支払が終了したときは、現金取扱銀行から支払金報告書の提出を受け、支払総括票を回付しなければならない。

(請求書及び領収証の取扱)

第六十條 請求書の印鑑は、契約書があるときはこれと同一の印鑑でなければならない。この場合においては、支出調書の調製者は、これが照合印を押さなければならない。

2 請求書の印鑑を誤押又は改押をしたものがあるときは、正当な印を押さしめ、取扱者は欄外にその旨を記載し、これに認印をしなければならない。

3 領収証書の印鑑は、請求書の印鑑と同一でなければならない。但し、紛失その他やむを得ない事由により同一印を押すことができない場合は、印鑑を証明すべき書類

を添付して、改印用をなさせ、新印により設置することができる。

(資金前渡)

第六十一條 広島市会計条例(昭和二十五年八月条例第二十五号。以下「会計条例」という。)第四条の規定による資金前渡は、次に掲げる者以外に、これをしてはならない。

一 市公債の元利金の支払に要する経費は、取扱所の代表者

二 外国及び遠隔の地又は交通不便の地域において支払を要する経費は、当該出張職員

三 前各号以外の経費は、局長、課長又は管理者が命じた職員

(資金前渡の限度額)

第六十二條 資金前渡の限度額については、次の各号に定めるところによる。

一 常時の経費に係るものは、每一月分以内の金額を予定して交付しなければならない。

二 随時の経費に係るものは、所要の金額を予定し、事務上支障のない限り、なるべく分割して交付しなければならない。

(前渡金の取扱)

第六十三條 資金前渡を受けた者は、資金を信用確実な金融機関に預金するか又は堅固な金庫に保管する等確実な方法により、これを保管しなければならない。

2 前項の規定により金融機関に預金した場合、利子を生じたときは、精算のとき収入の手続をしなければならない。

3 資金前渡を受けた者は、必要により現金出納簿を備え、出納の整理をしなければならない。

(資金前渡を受けた者の支払)

第六十四條 資金前渡を受けた者は、債権者から支払の請求を受けたときは、その請求は正当であるか資金の交付を受けた目的に違反することがないかを審査して、その

渡を受けた者の精算とみなす。

(概算払の制限)

第六十九條 会計条例第五条の規定による概算払の限度額については、次の各号に定めるところによる。

一 旅費については、一旅行に要する概算額。但し、内地旅行で一月以上に亘るものについては、毎月所要の概算額

二 その他の他の経費については、当該経費の予定所要額(概算払の精算)

第七十條 概算払を受けた者は、用務又は事件終了後旅費については五日以内、その他の他の経費については十日以内に振替調書及び概算払精算書を発行しなければならない。

2 概算払の精算残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

3 概算払の精算不足金があるときは、これを請求しなければならない。

(前金払の制限及び精算)

第七十一條 会計条例第六条の規定による前金払をする場合においては、契約その他特に定めがある場合の外、なるべく分割して交付しなければならない。

2 前金払をした経費で法令又は契約の変更によつて支出額の変更したものについては、主務職員をして概算払の例により精算せしめなければならない。

(立替払)

第七十二條 事務処理上緊急やむを得ない経費は、職員において一時立替払をすることができる。

2 前項の立替払をした職員は、用務終了後、直ちにその旨を主管課長に報告の上、支払先の請求書及び領収証書に相連なく立替払をした旨記載した立替払明細書を添えて請求しなければならない。

(支払日のある支出調書送付期限)

第七十三條 給料、諸給与金その他の経費で支払日のある支出調書については、各課長は、その三日前までに経

理課長に送付しなければならない。

(緊急支出調書の明示)

第七十四條 急を要する支出調書には、希望の概要を記載した赤色の付箋紙を上部右端に貼付しなければならない。

(支出調書に添付すべき書類の照査印)

第七十五條 支出調書に添付すべき債権差押及び債権譲渡に関する書類又は委任状若しくは戸籍謄本その他の証明書の類で別に保管を必要とする場合は、その照合済の旨を表示して、主務職員において認印しなければならない。

(給料等の受領委任)

第七十六條 職員又はこれに準ずる者が、代理人をもつて給料その他諸給与金の請求及び領収をしようとするときは、委任状を主管課長を経由して経理課長に提出するとともに代理人の印鑑を届け出なければならない。

2 代理人が転退職その他の事故により委任事務の処理が不能となつた場合においては、遅滞なく前項の規定により新たに代理人を選任しなければならない。

3 委任状は一事業年度ごとに、これを提出しなければならない。

二 振替の事由

三 振替の時期

三 その他必要の事項

(発行手続)

第七十九條 振替収支の手続は、収入すべき科目の主管課

支払をなし、債権者から領収証書を徴さなければならない。

(資金前渡の精算)

第六十五條 資金前渡を受けた者は、証拠書類を添え、次に掲げる期間内に振替調書及び資金前渡精算書を発行しなければならない。

一 市公債の元利金の支払に要する経費は、翌月十日まで。但し、支払完了の場合は、その日から十日以内

二 外国において支払を要する経費は、管理者が指定する日まで

三 遠隔の地において支払を要する経費は、帰庁後十日以内

四 常時継続して受ける経費は、翌月五日まで。但し、中途において事務が完了した場合は、その日から五日以内

五 前各号以外の経費は、支払完了後五日以内

2 資金前渡の精算残金は、精算と同時に返納しなければならない。但し、前項第四号に該当するものについては、これを翌月に繰り越して資金に充てることができる。

(資金前渡の制限)

第六十六條 資金前渡を受けた者で前条による精算の終つていないものは、同一の経費については、重ねて資金の前渡を受けることができない。但し、緊急やむを得ない場合については、この限りでない。

(精算の更正又は返納)

第六十七條 管理者は、前条の資金の用途がその交付の目的と相違すると認めるときは、資金前渡の精算の更正又は返納を要求するものとする。

(資金前渡を受けた者の更送、死亡)

第六十八條 資金前渡を受けた者が、中途において退職又は転勤したときは、その際精算しなければならない。

2 資金前渡を受けた者が、死亡その他の事故により自ら精算をなすことができないときは、管理者が命じた職員が精算しなければならない。この場合の精算は、資金前

渡を受けた者の精算とみなす。

(概算払の制限)

第六十九條 会計条例第五条の規定による概算払の限度額については、次の各号に定めるところによる。

一 旅費については、一旅行に要する概算額。但し、内地旅行で一月以上に亘るものについては、毎月所要の概算額

二 その他の他の経費については、当該経費の予定所要額(概算払の精算)

第七十條 概算払を受けた者は、用務又は事件終了後旅費については五日以内、その他の他の経費については十日以内に振替調書及び概算払精算書を発行しなければならない。

2 概算払の精算残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

3 概算払の精算不足金があるときは、これを請求しなければならない。

(前金払の制限及び精算)

第七十一條 会計条例第六条の規定による前金払をする場合においては、契約その他特に定めがある場合の外、なるべく分割して交付しなければならない。

2 前金払をした経費で法令又は契約の変更によつて支出額の変更したものについては、主務職員をして概算払の例により精算せしめなければならない。

(立替払)

第七十二條 事務処理上緊急やむを得ない経費は、職員において一時立替払をすることができる。

2 前項の立替払をした職員は、用務終了後、直ちにその旨を主管課長に報告の上、支払先の請求書及び領収証書に相連なく立替払をした旨記載した立替払明細書を添えて請求しなければならない。

(支払日のある支出調書送付期限)

第七十三條 給料、諸給与金その他の経費で支払日のある支出調書については、各課長は、その三日前までに経

理課長に送付しなければならない。

(緊急支出調書の明示)

第七十四條 急を要する支出調書には、希望の概要を記載した赤色の付箋紙を上部右端に貼付しなければならない。

(支出調書に添付すべき書類の照査印)

第七十五條 支出調書に添付すべき債権差押及び債権譲渡に関する書類又は委任状若しくは戸籍謄本その他の証明書の類で別に保管を必要とする場合は、その照合済の旨を表示して、主務職員において認印しなければならない。

(給料等の受領委任)

第七十六條 職員又はこれに準ずる者が、代理人をもつて給料その他諸給与金の請求及び領収をしようとするときは、委任状を主管課長を経由して経理課長に提出するとともに代理人の印鑑を届け出なければならない。

2 代理人が転退職その他の事故により委任事務の処理が不能となつた場合においては、遅滞なく前項の規定により新たに代理人を選任しなければならない。

3 委任状は一事業年度ごとに、これを提出しなければならない。

二 振替の事由

三 振替の時期

三 その他必要の事項

(発行手続)

第七十九條 振替収支の手続は、収入すべき科目の主管課

理課長に送付しなければならない。

(緊急支出調書の明示)

第七十四條 急を要する支出調書には、希望の概要を記載した赤色の付箋紙を上部右端に貼付しなければならない。

(支出調書に添付すべき書類の照査印)

第七十五條 支出調書に添付すべき債権差押及び債権譲渡に関する書類又は委任状若しくは戸籍謄本その他の証明書の類で別に保管を必要とする場合は、その照合済の旨を表示して、主務職員において認印しなければならない。

(給料等の受領委任)

第七十六條 職員又はこれに準ずる者が、代理人をもつて給料その他諸給与金の請求及び領収をしようとするときは、委任状を主管課長を経由して経理課長に提出するとともに代理人の印鑑を届け出なければならない。

2 代理人が転退職その他の事故により委任事務の処理が不能となつた場合においては、遅滞なく前項の規定により新たに代理人を選任しなければならない。

3 委任状は一事業年度ごとに、これを提出しなければならない。

二 振替の事由

三 振替の時期

三 その他必要の事項

(発行手続)

第七十九條 振替収支の手続は、収入すべき科目の主管課

理課長に送付しなければならない。

(緊急支出調書の明示)

第七十四條 急を要する支出調書には、希望の概要を記載した赤色の付箋紙を上部右端に貼付しなければならない。

(支出調書に添付すべき書類の照査印)

第七十五條 支出調書に添付すべき債権差押及び債権譲渡に関する書類又は委任状若しくは戸籍謄本その他の証明書の類で別に保管を必要とする場合は、その照合済の旨を表示して、主務職員において認印しなければならない。

(給料等の受領委任)

第七十六條 職員又はこれに準ずる者が、代理人をもつて給料その他諸給与金の請求及び領収をしようとするときは、委任状を主管課長を経由して経理課長に提出するとともに代理人の印鑑を届け出なければならない。

2 代理人が転退職その他の事故により委任事務の処理が不能となつた場合においては、遅滞なく前項の規定により新たに代理人を選任しなければならない。

3 委任状は一事業年度ごとに、これを提出しなければならない。

二 振替の事由

三 振替の時期

三 その他必要の事項

(発行手続)

第七十九條 振替収支の手続は、収入すべき科目の主管課

理課長に送付しなければならない。

(緊急支出調書の明示)

第七十四條 急を要する支出調書には、希望の概要を記載した赤色の付箋紙を上部右端に貼付しなければならない。

(支出調書に添付すべき書類の照査印)

第七十五條 支出調書に添付すべき債権差押及び債権譲渡に関する書類又は委任状若しくは戸籍謄本その他の証明書の類で別に保管を必要とする場合は、その照合済の旨を表示して、主務職員において認印しなければならない。

(給料等の受領委任)

第七十六條 職員又はこれに準ずる者が、代理人をもつて給料その他諸給与金の請求及び領収をしようとするときは、委任状を主管課長を経由して経理課長に提出するとともに代理人の印鑑を届け出なければならない。

2 代理人が転退職その他の事故により委任事務の処理が不能となつた場合においては、遅滞なく前項の規定により新たに代理人を選任しなければならない。

3 委任状は一事業年度ごとに、これを提出しなければならない。

長が振替調書を発行し、これを支出すべき科目の主管課長に送付しなければならない。

第五節 預り金及び保管有価証券

(預り金の整理区分)

第八十条 預り金は、次に掲げる区分により整理しなければならない。

一 預り保証金

- (1) 入札保証金
- (2) 契約保証金
- (3) 指定工専店保証金
- (4) その他保証金

二 預り諸税

- (1) 源泉徴収所得税預り金
- (2) 特別徴収市町村民税預り金

三 諸預り金

(1) 諸預り金

(有価証券の受入)

第八十一条 経理課長は、保証その他のためする有価証券の受入については、証券と引き換えに納入者に対して領収証書を交付しなければならない。但し、入札保証金代用有価証券を領収する場合は、納書に納入済の認印をして領収書に代えることができる。

(有価証券の還付)

第八十二条 保証その他の仮受有価証券の還付については、前条の規定によつて交付した領収証書に領収の旨を記載させ、これと引き換えに証券を還付しなければならない。

(利札の還付)

第八十三条 経理課長は、保証その他の有価証券の利札の還付請求書を受けたときは、審査の上領収証書を徴し、利札の還付をしなければならない。

(預り金利子の取扱)

第八十四条 経理課長は、預り金を受け入れる場合においては、預り金を提出した者に対し、利子を附さない旨を

明らかにしなければならない。

(預り保証金の取得)

第八十五条 経理課長は、法令の規定又は契約により預り保証金のうち局の所得となつたものがあるときは、その都度、預り保証金所得調書を作成して管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

(有価証券の保管)

第八十六条 保証その他の有価証券の保管方法は、次に掲げる各号によらなければならない。

- 一 第八十条第一号の区分ごとに又は納入者ごとに一件としてこれを整理袋に納め、金庫に保管すること。
- 二 一定期間中保管を要する有価証券は、現金取扱銀行に保護預けとすることができる。

第四章 たな卸資産会計

第一節 通 則

(たな卸資産の意義)

第八十七条 この規程においてたな卸資産とは、たな卸経理を行うべき、次に掲げる資産(以下「貯蔵品」という)をいう。

- 一 材料 生産、工事、工作のため消耗せられ、又は建物、構築物等の構成部分となるもの
- 二 貯蔵量水器 給水又は配水の水量を測定する機械器具(ベンチユリ管を含む。)
- 三 消耗工器具備品 生産、工事、工作又は事務用に使用される工具、器具備品で、固定資産に計上されないもの
- 四 消耗品一回の使用により消耗し又は備品等の構成部品となる物品

(名鑑)

第八十八条 貯蔵品の品目及び単位は、貯蔵品名鑑に定め

(整理区分)

第八十九条 貯蔵品は、次の四種に区分し、整理する。

- 一 購入品 局外から購入する貯蔵品及び局外に材料を

2 貯蔵品の準備要求が予算決定以前であるときは、予算を見込んで準備要求することができる。

(準備計画)

第九十五条 企業出納員は、前条の規定により、各課長からの貯蔵品準備要求並びに過去の使用実績、現在の保有高等諸般の事情を基礎として貯蔵品準備計画を立てなければならない。但し、常時使用するもので退蔵品となるおそれのないものについては、企業出納員の見込により準備することができる。

第三節 調 達

(調達責任者)

第九十六条 経理課長は、貯蔵品の調達を行うものとする。

(調達請求担当者)

第九十七条 企業出納員は、貯蔵品準備計画に基づいて、物品調達請求伝票により経理課長に貯蔵品の調達請求を行うものとする。

(検査)

第九十八条 貯蔵品を購入したときは、その都度物品の数量、規格等につき別に定めるところにより、検査員の検査を受けなければならない。

(購買契約)

第九十九条 貯蔵品の購買契約については、別に定めるところによる。

第四節 出 納

(受入れ価額)

第一百条 貯蔵品の受入れ価額は、次の通りとする。

- 一 購入品は、購入価額に購入に要した引取費用を加えたものとする。但し、引取費用は、経費として処理することができる。
- 二 製作品は、製作に要した価額とする。
- 三 その他については、適正な見積り価額による。

(払出し価額)

第一百一条 貯蔵品の払出し価額は、個別法によるものの外、

交付して製作した貯蔵品

- 二 製作品 局内で生産又は製作して貯蔵品に振り替えられたもの
- 三 再用品 一但使用した物品若しくは所定の用途を失つた貯蔵品又は発生品でなお使用の見込のある貯蔵品
- 四 不用品 使用の見込のない貯蔵品

(振替整理の時期)

第九十条 貯蔵品は、出庫したときにおいて振替整理する。

2 第八十七条第三号及び第四号の規定に該当する貯蔵品で前項の規定により振替整理された物品は、これを簿外物品として整理する。

(貯蔵品取扱主任)

第九十一条 各課長は、企業出納員の事務を補助執行させるため、貯蔵品取扱主任(本章に限り以下「取扱主任」という。)を置くことができる。

2 各課長は、前項の取扱主任を任命したときは、経理課長に通告しなければならない。

第二節 準備計画

(一定量貯蔵の義務)

第九十二条 企業出納員は、事業の経営活動に常時必要な品材を、請求に応じて、直ちに引き渡しができるように、常に、一定量を貯蔵して置かなければならない。

2 前項の貯蔵量は、最少の貯蔵をもつて最大の効果をあげうるものでなければならない。

(貯蔵品の保有制限)

第九十三条 企業出納員は、貯蔵品の偏在と退蔵品の発生を防止し、且つ、合理的運用を図るため、貯蔵品の常時保有制限額を定めて置かなければならない。

(貯蔵品準備要求)

第九十四条 各課長は、毎事業年度を四期に分けて、予算に基づき、事件ごとに所要品材の種類、数量、予定価額、及び所要時期等を調査の上、企業出納員に貯蔵品の準備要求をするものとする。

するものとする。

(交付材料の受払)

第九十九条 経理課長が、局外に材料を交付して貯蔵品の製作を依頼したときは、出庫伝票により企業出納員に材料の交付を指令する。

第一百十条 企業出納員が、前条の指令を受けたときは、受領証を徴して材料を交付するとともに、貯蔵品出納簿より払出しの手続をなし、これを交付材料出納簿に転記するものとする。

2 交付材料によつて製作した貯蔵品が納入されたときは、所定の検査を経て、入庫伝票により受入れするとともに、交付材料出納簿から払出しするものとする。

(発生品)

第一百十一条 企業出納員は、次の場合にはこれを発生品とし再用品、不用品に区分し、規品を留置の上入庫伝票を作成し、経理課長に提出しなければならない。

- 一 工事等の施行に伴つて撤去品があるとき
- 二 機械器具等の固定資産の用途を廃したとき
- 三 不用品、くずその他の物品を発見し、発生し又は取得したとき

(再用品)

第一百十二条 企業出納員は、貯蔵品中、所定の用途を失い、なお再用しうるものがあるときは、これを再用品として組替伝票を作成して経理課長に提出しなければならない。

(不用品)

第一百十三条 企業出納員は、貯蔵品中、不用に帰したものは使用に堪えないものがあるときは、これを不用品とし、組替伝票を作成して経理課長に提出しなければならない。但し、他課で使用できるものは、経理課長の指示を受けて、所要の手続をしなければならない。

(不用品の処理)

第一百十四条 経理課長は、不用品が生じたときは、次の各号によつて処理しなければならない。

一 売却することができるものは不用品売却の手続をする。

二 売却しても、その価額が売却の費用を償い得ないもの、又は買受人がないもの、その他売却を不適当と認めるものは廃棄処分の手続をする。

第五節 保管責任

(保管責任の発生時期)

第百十五條 貯蔵品の保管責任は、それぞれ現品の引渡しを受けたときをもつてはじまる。

(亡失、き損報告)

第百十六條 企業出納員は、自己の保管する貯蔵品につき突地たな卸その他の方法によつて、亡失、き損その他の事故があることを発見したときは、すみやかにその原因及び現状を調査して、亡失、き損報告書を作成し経理課長に報告するものとする。

2 経理課長は、前項の報告を受けたときは、意見を付して、これを管理者に提出しなければならない。

第六節 突地たな卸

(帳簿残高の把握)

第百十七條 企業出納員は、貯蔵品の出納保管を取扱主任に分掌させたときは、その受払状況を正確に把握していなければならない。

(残高報告書の提出)

第百十八條 経理課長は、必要に応じて企業出納員に対し貯蔵品残高報告書を提出させることができる。

(帳簿との照合)

第百十九條 経理課長は、貯蔵品残高報告書により貯蔵品元帳と照合しなければならない。

(突地たな卸)

第百二十條 企業出納員は、貯蔵品につき、毎年度末突地たな卸を行い、その結果につきたな卸明細表を作成し、経理課長を経由して管理者に報告しなければならない。但し、突地たな卸は、やむを得ない事情があるときは、同一年度内に全部を完了するよう計画を定めて随時実施

することができる。

(帳簿の確認)

第百二十一條 突地たな卸に当つては、帳簿の記帳及び計算上の誤り、誤算のないことを確認した上で帳尻を基本数量として現品に当らなければならない。

(立会)

第百二十二條 突地たな卸の実施に当つては、当該貯蔵品の受払及び保管に係のない職員が立会うものとする。

2 前項の立会人は、管理者が任命する。

(たな卸修正)

第百二十三條 経理課長は、突地たな卸の結果たな卸明細表と総勘定元帳との間に不一致を生じたときは、たな卸明細表に基き第百十六條の手続を経てこれらの修正を行わなければならない。

第五章 固定資産会計

第一節 通 則

(固定資産の範囲)

第百二十四條 この規定において固定資産とは、次に掲げるものをいう。

- 一 有形固定資産 土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、船舶、車輛運搬具、量水器(布設)、器具備品、建設仮勘定
- 二 無形固定資産 水利権、特許権、借地権、その他これに準ずる権利
- 三 投資資産 投資有価証券、長期貸付金、その他これに準ずるもの

(区分)

第百二十五條 土地、建物、構築物が二以上の目的に使用されている場合に区分が困難なときは、主たる使用目的によつて区分することができる。

(管理振替)

第百二十六條 固定資産に関する総括事務は、経理課長がこれを管理する。

2 企業出納員は、所管の固定資産に関する事務を管理す

る。

3 各課長は、所管の固定資産の管理事務を取り扱うものとする。

(企業出納員に対し報告等の要求)

第百二十七條 経理課長は、必要があると認めるときは、企業出納員に対し固定資産に関する報告を求め、突地調査を行い又は必要な措置をなすべきことを求めることができる。

(登記登録)

第百二十九條 固定資産を取得したときは、第三者に対抗するため登記登録を要するものは、法令の定めるところに従つて遅滞なく、登記登録の手続をしなければならない。

(取得代金の支払)

第百三十條 登記登録を要する固定資産の対価は、登記登録完了後でなければ支払うことができない。但し、広島市有財産管理取得処分条例施行規則第九条但書の場合には、この限りでない。

(検査)

第百三十一條 固定資産の受入については、別に定めるところにより、検査員の検査を受けなければならない。

第二節 価 額

(取得価額)

第百三十二條 固定資産の取得価額は、次の通りとする。

- 一 購入によるものは、購入価額及び間接費
- 二 工事又は製作によるものは、直接費及び間接費
- 三 交換によるものは、交換のため提供した固定資産の価額に交換差金を加算し又は控除した額
- 四 無償で譲受けたもの、その他前各号以外によるものは適正な見積価額

(価額の削除)

第百三十三條 固定資産の全部又は一部を削除する場合撤去すべき帳簿価額は削除部分に対応する価額とする。

(増設、改良による価額)

第百三十四條 固定資産に増設又は改良を施した場合は撤去部分を除去したる額に増設又は改良の経費を加算したるものをもつてその価額とする。

第三節 取 得

(器具備品等の調達請求)

第百三十五條 固定資産のうち、器具備品等の動産の調達請求に関しては、第九十七條の規定を準用する。

(購入)

第百三十六條 各課長は、固定資産を購入しようとするときは、次に掲げる事項を具して経理課長に提出しなければならない。

- 一 購入しようとする事由
- 二 種別及びその明細
- 三 購入予定価額及び単価
- 四 契約の方法及びその適用条項
- 五 不動産購入の場合においては、相手方の住所職業及び氏名並びに所在地名及び番地
- 六 図面又は仕様書
- 七 支出科目
- 八 その他参考となるべき事項

(無償譲受)

第百三十七條 各課長は、固定資産の無償譲渡を受けようとするときは、次に掲げる事項を具して総務課長に提出しなければならない。

- 一 譲渡を受けようとする理由
- 二 所在地
- 三 種別及びその明細
- 四 見積価額

五 条件あるときは、その条件

六 その他参考となるべき事項

(取得報告)

第百三十八條 購入又は無償譲受により固定資産を取得したときは、企業出納員は、固定資産取得報告書を作成して経理課長に提出しなければならない。

(建設工事)

第百三十九條 各課長は、建設(増設改良を含む)工事を施行しようとするときは、次に掲げる事項を具して経理課長に提出しなければならない。

- 一 工事を必要とする事由
- 二 仕様書及び図面
- 三 支出科目
- 四 工事方法
- 五 設計書
- 六 その他参考となる事項

(工事竣功精算書)

第百四十條 各課長は、当該建設工事が竣功したときはすみやかに工事経費(直接費)の精算を行い、工事竣功精算書を経理課長に送付しなければならない。

2 前項の工事竣功精算書には、次に掲げる工事経費の内訳明細書を添付しなければならない。

- 一 人件費(工事に直接従事した職員及び臨時現業員の給料、諸手当、賃金)
- 二 物件費(工事に直接要した工事用品並びに請負工事の場合の交付材料)
- 三 部外取得費(請負、買収の対価)
- 四 諸費(その他直接要した工事経費)

(振替手続)

第百四十一條 経理課長は、前条の規定により工事竣功精算書の送付を受けたときは、間接費工事配賦率を配賦し固定資産の当該科目に振り替へなければならない。

(工事経費の整理)

第百四十二條 各課長は、建設工事別経費整理簿を備へ建

設工事別に、工事経費を整理しなければならない。

(未竣功工事の報告)

第百四十三條 各課長は、年度末において未竣功となつた工事がある場合は、遅滞なく未竣功報告書を作成し、経理課長に送付しなければならない。

第四節 保存管理

(所管替)

第百四十四條 各課長は、事業上不用又は過剰な固定資産がある場合においては、経理課長と協議の上、種目変更又は貯蔵品に編入の手続をとらなければならない。

(異動報告)

第百四十五條 企業出納員は、用途変更、所管替、所管替及び維持補修工事により固定資産に異動を生じたときは、固定資産異動報告書を作成し、経理課長に提出しなければならない。

(除却報告)

第百四十六條 企業出納員は、天災その他の事由により固定資産の滅失又は損傷を生じたときは、除却報告書を作成し経理課長に提出しなければならない。

第五節 貸付、借入及び交換

(貸付)

第百四十七條 各課長は、固定資産を貸付使用せようとするときは、次に掲げる事項を具して経理課長に提出しなければならない。

- 一 貸し付けようとする事由
- 二 所在地
- 三 種別及びその明細
- 四 貸付期間
- 五 貸付料
- 六 相手方の住所、職業、氏名
- 七 条件
- 八 相手方の申込書
- 九 契約書案
- 十 その他参考となるべき事項

(借入)
 第四百四十八条 各課長は、固定資産を借入しようとするときは、次に掲げる事項を具して経理課長に提出しなければならない。
 一 借入を必要とする理由
 二 所在地
 三 種別及びその明細
 四 借入期間
 五 貸貸料
 六 貸主の住所、職業、氏名
 七 契約書案
 八 図面
 九 その他参考となるべき事項

(交換)
 第四百四十九条 各課長は、固定資産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を具して経理課長に提出しなければならない。
 一 交換しようとする事由
 二 所在地
 三 種別及びその明細
 四 価額評定調書
 五 相手方の住所、職業、氏名
 六 交換差金ある場合の措置
 七 相手方の承諾書又は願書
 八 契約書案
 九 図面
 十 その他参考となるべき書類

(売却)
 第四百五十一条 事業上不用又は過剰な固定資産は、適正な時価により適時これを売却することができる。
 (売却手)
 第四百五十二条 各課長は、固定資産を売却又は譲与しようとするときは、次に掲げる事項を具して経理課長に提出しなければならない。
 一 売却又は譲与しようとする事由
 二 所在地
 三 種別及びその明細
 四 価額評定調書
 五 譲渡価額
 六 契約書案
 七 図面
 八 その他参考となるべき事項
 (廃棄)
 第四百五十三条 固定資産は、き損その他用途を喪失し売却価値が全くないときは、廃棄処分付することができる。
 第四百五十四条 各課長は、固定資産を廃棄しようとするときは、次の事項を具して経理課長に提出しなければならない。
 一 廃棄しようとする事由
 二 所在地
 三 種別及びその明細
 四 その他参考となるべき事項
 (撤去取こわし)
 第四百五十五条 各課長は、固定資産の撤去取こわしをしようとするときは、次の事項を具して経理課長に提出しなければならない。但し、工事施行に伴うものは、この限りでない。
 一 撤去取こわししようとする事由
 二 所在地
 三 種別及びその明細
 四 その他参考となるべき事項
 (貯蔵品への振替)
 第四百五十六条 企業出納員は、固定資産を撤去取こわしたときは、撤去、取こわし物件のうち再使用可能なるもの

ものとする。
 第八節 整 理
 (振替整理)
 第四百六十二条 経理課長は、固定資産に増減異動を生じたときは、証拠又は報告書類に基き振替整理しなければならない。
 (帳簿)
 第四百六十三条 企業出納員は、固定資産保管台帳を備え、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておくなければならない。
 (実地照合)
 第四百六十四条 経理課長は、固定資産につき少なくとも三年に一回、台帳と固定資産の実体、台帳と保管台帳の各記載事項を照合し、その一致を確認しなければならない。
 第九節 諸表報告
 (報告諸表)
 第四百六十五条 経理課長は、固定資産については、毎事業年度経過後すみやかに、次の諸表を作成しなければならない。
 一 固定資産増減総括表
 二 固定資産明細表
 三 主要固定資産除却表
 四 主要固定資産増加表
 五 減価償却明細表
 第六章 簿外物品会計
 (簿外物品の範囲)
 第四百六十六条 この規程において、簿外物品とは、次に掲げるものをいう。
 一 貯蔵品より払出した消耗工器具備品又は消耗品
 二 購入の際直接経費として処理された物品
 (簿外物品の帳簿)
 第四百六十七条 各課長は、簿外物品について次の帳簿を備え、出納保管を行わなければならない。

(簿外物品受払整理簿)
 一 簿外物品受払整理簿
 二 簿外消耗品受払整理簿
 (簿外物品の専用)
 第四百六十八条 各自専用の簿外物品は、その専用者の出納保管に付さなければならない。
 (簿外物品の保管及び使用)
 第四百六十九条 簿外物品は、常に良好の状態においてこれを保管し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
 (簿外物品の出納)
 第四百七十条 簿外物品の出納は、主管課長が購入、工作、保管、転換、返納、貯蔵品より受入等によりあらたにその保管に属するものを受入とし、消費、売却、亡失、き損、保管転換、返納、再用品又は不用品に組替、機却又は棄却等により保管を離れるものを払出とする。
 (受入、請求兼払出票)
 第四百七十一条 簿外物品は、受入票又は請求兼払出票その他の証拠書類により、出納しなければならない。
 2 受入票又は請求兼払出票には、品名、数量、使用目的、その他受払の事由を記入しなければならない。
 (簿外物品の報告)
 第四百七十二條 各課長は、毎事業年度経過後すみやかに簿外物品現在高報告書を作成し、四月末日までに経理課長を経て管理者に提出しなければならない。
 第七章 決 算
 (決算の種類)
 第四百七十三条 局の決算は、月次決算及び年度決算とする。
 (月次決算)
 第四百七十四条 経理課長は、毎月月次決算を行い、試算表を作成し、翌月七日までに管理者に提出しなければならない。
 第四百七十五条 各課長は、毎事業年度経過後一ヶ月以内に

については、これに対応する資産価額(償却資産については、減価償却引当金を控除した残額)以内でこれを貯蔵品に振り替えるものとする。
 (除却報告)
 第四百七十七条 企業出納員は、売却、譲与、廃棄、撤去、取こわしにより固定資産を除却したときは、すみやかに除却報告書を作成し経理課長に提出しなければならない。
 第七節 減価償却
 (減価償却)
 第四百五十八条 固定資産のうち、土地、立木、建設仮勘定を除く資産は、これを減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。
 2 前項の減価償却は、経理課長がこれを行う。
 (減価償却の方法)
 第四百五十九条 償却資産は、取得又は固定資産へ編入の翌年度から定額法により減価償却を行うものとし、原則として個別償却とする。但し、償却資産の種類により必要があるものは、取得又は固定資産へ編入の翌月からこれを行うことができる。
 2 償却資産のうち有形固定資産は、間接償却法により引当金を設け、無形固定資産は直接法による。
 3 第四百六十一条に規定する取替資産については、資産の価額が百分の五十に達するまで、定額法により減価償却を行うものとする。
 (残存価額)
 第四百六十条 償却資産の残存価額は、有形固定資産については、百分の十に相当する金額とし、無形固定資産については零とする。
 (取替資産)
 第四百六十一条 償却資産のうち、配水管(内径五〇耗以下)及び量水器を取替資産とする。
 2 取替資産を取り替へるときは、その取替に要した費用を経費に計上し、原則として固定資産の異動を行わない

ものとする。
 第八節 整 理
 (振替整理)
 第四百六十二条 経理課長は、固定資産に増減異動を生じたときは、証拠又は報告書類に基き振替整理しなければならない。
 (帳簿)
 第四百六十三条 企業出納員は、固定資産保管台帳を備え、固定資産の増減異動を整理し、常にその現状を明らかにしておくなければならない。
 (実地照合)
 第四百六十四条 経理課長は、固定資産につき少なくとも三年に一回、台帳と固定資産の実体、台帳と保管台帳の各記載事項を照合し、その一致を確認しなければならない。
 第九節 諸表報告
 (報告諸表)
 第四百六十五条 経理課長は、固定資産については、毎事業年度経過後すみやかに、次の諸表を作成しなければならない。
 一 固定資産増減総括表
 二 固定資産明細表
 三 主要固定資産除却表
 四 主要固定資産増加表
 五 減価償却明細表
 第六章 簿外物品会計
 (簿外物品の範囲)
 第四百六十六条 この規程において、簿外物品とは、次に掲げるものをいう。
 一 貯蔵品より払出した消耗工器具備品又は消耗品
 二 購入の際直接経費として処理された物品
 (簿外物品の帳簿)
 第四百六十七条 各課長は、簿外物品について次の帳簿を備え、出納保管を行わなければならない。

一 簿外物品受払整理簿
 二 簿外消耗品受払整理簿
 (簿外物品の専用)
 第四百六十八条 各自専用の簿外物品は、その専用者の出納保管に付さなければならない。
 (簿外物品の保管及び使用)
 第四百六十九条 簿外物品は、常に良好の状態においてこれを保管し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならない。
 (簿外物品の出納)
 第四百七十条 簿外物品の出納は、主管課長が購入、工作、保管、転換、返納、貯蔵品より受入等によりあらたにその保管に属するものを受入とし、消費、売却、亡失、き損、保管転換、返納、再用品又は不用品に組替、機却又は棄却等により保管を離れるものを払出とする。
 (受入、請求兼払出票)
 第四百七十一条 簿外物品は、受入票又は請求兼払出票その他の証拠書類により、出納しなければならない。
 2 受入票又は請求兼払出票には、品名、数量、使用目的、その他受払の事由を記入しなければならない。
 (簿外物品の報告)
 第四百七十二條 各課長は、毎事業年度経過後すみやかに簿外物品現在高報告書を作成し、四月末日までに経理課長を経て管理者に提出しなければならない。
 第七章 決 算
 (決算の種類)
 第四百七十三条 局の決算は、月次決算及び年度決算とする。
 (月次決算)
 第四百七十四条 経理課長は、毎月月次決算を行い、試算表を作成し、翌月七日までに管理者に提出しなければならない。
 第四百七十五条 各課長は、毎事業年度経過後一ヶ月以内に

事業報告書及び決算報告書の作成に必要な資料を経理課長に送付しなければならない。
 (修正仕訳の証拠書類)
 第四百七十六条 各課長は、毎事業年度末未経過費用、未払費用、未経過収益、未収収益等に計上すべき会計事実があるときは、その関係ある証拠書類を経理課長に送付しなければならない。
 (修正記入)
 第四百七十七条 経理課長は、毎事業年度経過後速かに決算手続として、精算表を作成し、次の事項の決算修正を行わなければならない。
 一 第四百九条の規定によるたな卸明細表に基き修正記入
 二 固定資産の減価償却による修正記入
 三 収入未済のものにして欠損処分による修正記入
 四 未経過費用の控除による修正記入
 五 未払費用の計上による修正記入
 六 未経過収益の計上による修正記入
 七 未収収益の計上による修正記入
 八 前項各号の修正記入は、振替伝票によらなければならない。
 (諸表)
 第四百七十八条 経理課長は、毎事業年度経過後、次に掲げる当該年度の諸表を総括し、翌年度五月二十七日までに管理者に提出しなければならない。
 一 事業報告書
 二 決算報告書
 三 損益計算書
 四 貸借対照表
 五 剰余金計算書又は欠損金計算書
 六 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
 七 収益及び費用明細書
 八 固定資産明細書
 九 企業債明細書

第八章 予 算

第二節 予算の編成

第百七十九条 経理課長は、毎年度予算編成前、共通物件の予算単価表を作成し、各課長に送付しなければならない。

2 前項の予算単価表に定めのないもの又はこれにより難いものについては、各課長が単価を算定するものとする。

(予算要求書の提出) 第百八十条 各課長は、毎年度その主管に属する予算要求書並びに予算要求説明書を作成し、経理課長に送付しなければならない。

2 予算を追加又は更正する必要がある場合も、また同様とする。

(予算の算定標準) 第百八十一条 予算要求書の算定は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 法令又は別段の議決若しくは契約等によつて定められたものは、その割合又は金額による。
二 種別又は員数の定があるものはこれにより、その他のものは前年度の実績を参酌した額による。
三 物件の単価は、第百七十九条の定めるところによる。
四 前各号により難いものは、適当な方法によりこれを定め、その計算の基礎及び方法を明記しなければならない。

三 当該年度及び前年度の予定損益計算書、予定貸借対照表

第二節 予算の執行

(予算の実施) 第百八十三条 経理課長は、各課長より四半期ごとの工事及び作業の実施計画その他必要な資料を徴し、議決予算に基いて四半期ごとの予算実施計画を作成し、管理者に提出するものとする。

(資金予算表) 第百八十四条 経理課長は、毎月末日をもつて予算実施上必要な資金につき資金予算表を作成し、翌月五日までに管理者に提出しなければならない。

(予備費補充調査) 第百八十五条 各課長は、予算の実施上避けることができない事由のため、予備費の補充を要するときは、予備費補充調査を作成し、経理課長に送付しなければならない。

(予算の流用) 第百八十六条 各課長は、予算の実施上、予算の流用を要するときは、予算流用調査を作成し、経理課長に送付しなければならない。

(予算の繰越) 第百八十七条 各課長は、建設又は改良に関する予算のうち、翌年度に繰越して使用する経費の金額については、その事項ごとに繰越説明書を作成し、三月二十日までに経理課長に送付しなければならない。

(弾力事項による経費の使用) 第百八十八条 経理課長は、地方公営企業法第二十四条第二項の規定による経費の使用に該当する事件が発生したときは、その収入支出見込を確定の上、速かに経費使用調査を作成し、管理者に提出しなければならない。

第九章 事務引継 第九十条 企業出納員の交替があつた場合においては、前任者は、その出納を締め切り交替の日から十日以内、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の規定による事務引継の場合においては、前任者は金銭書類、帳簿その他物件について各々目録二通を作成し、後任者立会の上、現物又は現金取扱銀行の預金現在高証明並びに帳簿と対照し、授受をした後、引継目録に授受を終えた旨記載し、双方記名押印の上、各一通を領置して置かなければならない。

3 前任企業出納員は、事務引継の日において出納簿の最終記帳の次に合計高及び年月日を記入し、後任企業出納員とともに記名押印しなければならない。

4 管理者は、第一項の規定による事務引継に立ち会ふものとする。但し、事故により立ち会ふことができないときは、職員に命じて立ち会わせることができる。

5 特別の事由により第一項に規定する期間内に引き継ぐことが出来ない場合においては、直ちにその旨を具し、管理者の指示を受けなければならない。

(事務引継の報告) 第百九十条 前条の規定により事務引継を終つたときは、後任企業出納員は引継目録の写を添えて、管理者に報告しなければならない。

(事務引継の代理) 第百九十二条 前任企業出納員が死亡その他の事故によつて自ら事務引継をすることができないときは、副企業出納員が、その手続をしなければならない。

2 前項の規定によつて作成した引継目録は、前任企業出納員が自ら作成したものとみなす。

附 則 1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行に必要なる帳簿、伝票その他諸表の様式は別にこれを定める。

3 この規程の施行については、必要な様式中、従前の様式で代用できるものについては、当分の間使用することができる。

Table with columns: 別表, 款, 項, 目, 節, 解. Content: 水道事業収入, 営業収益, 営業外収益, 受取利息, 不用品売却益, 発生品組替益, 国庫補助金, 職員納付金, 営業外雑益, 水道料金, 水道器貸付料, 手数料, 直接給水料, 運搬給水料, 工費収入, 工事材料売却代金, 預金利息, 退職給与納付金, 水道事業の経営による総収益, 水道事業の主要な収益を計上する, 水道事業に属する総ての手数料を計上する, 附帯事業の総収益を計上する, 船舶給水料収入を計上する, 給水装置の新設、増設、修繕その他工事の受託工費収入を計上する, 給水工事等材料売却収入を計上する, 営業に直接関係のない収益で収益勘定の他科目に属さないものを計上する, 事業の預金利子の収入一切を計上する, 貯蔵品扱の不用品売却益を計上する, 発生品に振替益を計上する, 国よりの補助金で建設改良資金を除く、費用補助的のものを計上する, その他の雑益を計上する

Table with columns: 費用, 款, 項, 目, 節, 解. Content: 水道事業費, 営業費用, 原水費, 給料, 手当, 賃金, 消耗品費, 消耗器具備品費, 旅費, 光熱費, 通信運搬費, 借料及損料, 法定福利費, 動力費, 材料費, 雑費, 水道事業経営上の一切の費用を計上する, 事業経営上本来の業務として直接に原価構成の費用を計上する, 取水口より濾過給水室までの作業者費用を計上する, 原水作業に従事する職員の給料を計上する, 超過勤務等の特給、特殊及び原水作業に要する労務賃金(机上勤務を含む)を計上する, 文具費及び消耗機材費を計上する, 耐用年数一年未満又は価額一万円未満の器具備品の購入費を計上する, 旅費支給規程による旅費(市内出張旅費を含む)を計上する, 電灯料、湯沸及び暖房用燃料費を計上する, 電信、電話料、郵便料、電話架設費、自動車、船隻及び自動車燃料費を計上する, 作業用の施設、用地等の借受料を計上する, 労働保険料等の法令に基く職員に対する福利的の事業主負担費を計上する, 電力料及び動力用燃料費を計上する, 作業用の諸資材費を計上する, 作業上対外的に発生した災害の弁償費等を計上する, 濾過地より配水地人口(送水ポンプを含む)までの作業費を計上する

流動資産										
雑流動資産	仮払金	前払費用 短期貸付金	貯蔵品 有価証券	未収入金	現金預金	無形固定資産 投資資産	現預金	未収入金	未収入金	未収入金
集金用釣銭	前渡金 概算金 その他仮払金	一般会計流 用貸	配水管 材料 消耗品 器具備品 量水器	諸未収入金	未取水道料金 未取量水器 貸付料 未取船舶給 水料	建設仮勘定 (未竣工施設)	現預金	未取水道料金 未取量水器 貸付料 未取船舶給 水料	諸未収入金	諸未収入金

負債									
流動負債					固定負債				
預り金	前受金	未払費用	未払金	一時借入金	企業債	前払費用	企業債発行 差金	試験研究費	雑繰延資産
預り諸税	前受水道料金 前受給水工費 諸前受金	未払利息 未払人件費 諸未払費用	未払工事金 諸未払金	未払貯蔵物 品代 未払工事金 諸未払金	未払貯蔵物 品代 未払工事金 諸未払金	未取水道料金 未取量水器 貸付料 未取船舶給 水料	未取水道料金 未取量水器 貸付料 未取船舶給 水料	未取水道料金 未取量水器 貸付料 未取船舶給 水料	未取水道料金 未取量水器 貸付料 未取船舶給 水料
	入札保証金 契約保証金 指定工事店 保証金								
源泉徴収所 得税	その他保証金								

営業外費用										
減価償却費	雑費	支払利息	固定資産除却費	繰延勘定償却	除却費	撥去費	手当料	賃金	消耗品費	消耗器具備品費
建物減価償却費	雑費	企業債利息 借入金利息	船舶減価償却費	繰延勘定償却	除却費	撥去費	手当料	賃金	消耗品費	消耗器具備品費

資産勘定										
固定資産					流動負債					
有形固定資産	貸倒償却	不用品売却損 雑損失	前払費用	企業債発行 差金	試験研究費	雑繰延資産	前払費用	企業債発行 差金	試験研究費	雑繰延資産
土地 建物	貸倒償却	不用品売却損 雑損失	前払費用	企業債発行 差金	試験研究費	雑繰延資産	前払費用	企業債発行 差金	試験研究費	雑繰延資産
原水設備 浄水設備 給水設備 諸設備	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却
電気設備 ポンプ設備 諸装置	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却	未取水道料金 未取量水器 未取船舶給水 料貸倒償却

配水設備費	取水設備費
建築物費	の「節」に準
諸設備費	ずる
補修工事費	給 料
運賃	手 当
旅 費	賃 金
光 熱 費	消 耗 品 費
運 搬 費	消 耗 器 具 備
材 料 費	品 費
器具修繕料	費
雑 費	費
直管工事費	直管工事費
支払工事費	支払工事費
浄水設備補修費	浄水設備補修費
配水設備補修費	配水設備補修費
諸設備補修費	諸設備補修費
建物修繕費	建物修繕費

廣島市水道局現金取扱銀行事務規程を次のように定める。
 昭和二十八年一月一日
 廣島市水道事業管理者
 廣島市水道局長 寺 西 正 雄
 廣島市水道局規程第三号の五
 廣島市水道局現金取扱銀行事務取扱規程

（銀行の取扱事務）
 第一条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十七条第二項の規定により市長が指定した金融機関（以下「現金取扱銀行」という。）は、この規程の定めるところにより、廣島市水道局（以下「局」という。）に属する預金並びに現金（有価証券を含む。）の収納及び支払事務を取り扱わなければならない。
 （現金出納の取扱時間）
 第二条 現金取扱銀行の現金出納の取扱時間は、当該金融機関の取引時間による。但し、特別の事情がある場合は、この限りでない。
 （使用人の派出）
 第三条 現金取扱銀行は、廣島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する箇所に常時又は臨時に使用人を派出し、現金の出納を取り扱わせなければならない。
 （現金整理区分）
 第四条 現金取扱銀行において取り扱う現金は、局の事業年度ごとに、次に掲げる区分によりこれを整理しなければならない。
 一 一般現金
 二 預り金
 （現金と預金整理）
 第五条 現金取扱銀行は、現金を、すべて別段預金として整理しなければならない。
 （収納の基本原則）
 第六条 現金取扱銀行は、納付者から管理者が発した納額告知書、納付書等を添えて現金の納付を受けたとき又は局の企業出納員から現金払込書を添えて現金の払込みを受けたときは、これを収納しなければならない。
 （収納手続）
 第七条 現金取扱銀行は、前条の規定によつて納入者から現金の納付を受けたときは、令書に領収印（第一号様式）を押し、領収証書を納入者に交付した上、速かに領収済通知書に収納金日報（第二号様式）を添えて、管理者に送付しなければならない。
 （小切手取納）
 第八条 現金取扱銀行は、収納金に小切手を収受したときは、領収済通知書又は領収証書に「小切手受領」の旨を記載し、これをその日の収受金に編入し、翌日までに呈示しなければならない。
 （不渡小切手の処理）

証を受けなければならない。
 （帳簿）
 第十九条 現金取扱銀行は、毎事業年度現金出納簿を備え付け、預金及び現金の出納を整理しなければならない。
 （帳簿及び証憑書類の保存）
 第二十条 現金取扱銀行における帳簿及び証憑書類は、事業年度経過後五箇年間は保存しなければならない。
 （印鑑の届出）
 第二十一条 現金取扱銀行は、現金の出納に使用する印鑑を調製し、これを管理者に届出でなければならない。その変更をしたときも、同様とする。
 （事務検査）
 第二十二条 管理者は、現金取扱銀行の事務について、毎年五月、十一月の二回定期検査を執行する外、必要があるときは、何時にても報告を求め又は臨時に検査を執行することができる。
 附 則
 この規程は、公布の日から施行する。

第九条 前条の小切手に不渡のものがあつたときは、即日小切手法第三十九条による証明をさせ、不渡小切手を添えて管理者に報告しなければならない。
 （支払の基本原則）
 第十条 現金取扱銀行は、管理者が交付した支払通知書により債権者に現金を支払わなければならない。
 （直接支払手続）
 第十一条 現金取扱銀行は、管理者が交付した支払通知書の金額を支払証（第三号様式）の持参人に対し、即日、その支払証と引き換えに現金を支払わなければならない。支払未了の支払通知書があるときは、即日、管理者に返付しなければならない。
 （送金支払手続）
 第十二条 現金取扱銀行は、管理者が交付した支払通知書で送金を要するものについては、直ちに、送金小切手、郵便振替貯金、その他適宜な方法によつて債権者に送付し、債権者の領収証書を徴さなければならない。
 （支払総括票の受領）
 第十三条 現金取扱銀行は、前二条の規定に基いて当日の支払を終了したときは、支払金日報（第四号様式）を作成し、即日、管理者に送付し、別段預金領収証に代えた支払総括票（第五号様式）の交付を受けなければならない。
 （送金支払の処理）
 第十四条 現金取扱銀行は、第十二条の規定による送金支払については、次の各号により処理しなければならない。
 一 送金したもののうち、債権者の所在不明その他の事由により事業年度末までに未受領のものがあるときは、その支払証番号、債権者名、金額及び送金方法を管理者に報告し、その指示を受けるものとする。
 二 債権者より徴すべき領収証書で到着が著しく遅延するときは、又は領収証書を徴することができないときは、送金済証明書を管理者に提出して債権者の領収証書に代えることができる。但し、債権者において未受領

の旨を申し立てたとき、又は債権者の所在不明のため未受領となつたときは、この限りでない。
 三 債権者より徴した領収証書は、毎月取り纏め、金額及び枚数を表記し翌月三日までに管理者に送付し、領収証を受けるものとする。
 （収支の審査権）
 第十五条 現金取扱銀行は、次に掲げる各号の一に該当するものがあるときは、当該収支を拒み、直ちにその旨を管理者に報告し、その指示を受けなければならない。
 一 納額告知書、納付書又は現金払込書が所定の様式と相違するもの。
 二 納額告知書、納付書又は現金払込書の金額を改ざん又は訂正したもの。
 三 支払証に記載された番号、金額、又は債権者名が支払通知書と異なるもの。
 四 支払通知書又は支払証に所定の認印がないもの又は届出の印鑑と相違するもの。
 五 支払通知書又は支払証の番号、金額又は債権者名を改ざん又は訂正したもの。
 六 前各号の外、現金取扱銀行において不審と認められるもの。
 （現金の振替整理）
 第十六条 現金取扱銀行は、管理者から現金振替通知書（第六号様式）の交付を受けたときは、即日、現金の振替をなし、これをその日の収支金に編入しなければならない。
 （出納日報の作成）
 第十七条 現金取扱銀行は、毎日、現金の出納及び残高を記載した出納日報（第七号様式）を作成し、翌日、管理者に提出しなければならない。
 （出納月報の作成）
 第十八条 現金取扱銀行は、毎月末日現在をもつて現金の出納及び残高を記載した出納月報（第八号様式）を二部作成し、翌月五日までに管理者に提出し、その一部に認

第 1 号様式

現金取扱銀行
28.1.1
指定金融機関

書体 楕 書
寸法 直径三六耗

第 6 号様式

現金振替通知書

振替済日附印

区 分	受		払		備 考
	増減	金額	増減	金額	
一般現金					1. 増は十減は一で示すこと。 2. 振替事由を記入のこと。
預り金					

上記の通り本日振替をせられたい

昭和 年 月 日

広島市水道事業管理者 氏 名 印

広島市水道局現金取扱銀行

指定金融機関名 股

認 印

現金振替通知書

振替済日附印

区 分	受		払		備 考
	増減	金額	増減	金額	
一般現金					1. 増は十減は一で示すこと。 2. 振替事由を記入のこと。
預り金					

上記の通り振替済につき通知いたします

昭和 年 月 日

広島市水道局現金取扱銀行

指定金融機関名

広島市水道事業管理者 氏 名 股

7 号様式

出 納 日 報

昭和 年度

区 分	受			払			残	備 考
	前日迄累計	本日分	累 計	前日迄累計	本日分	累 計		
一般現金								
預り金								
計								

上記の通り相違ありません
昭和 年 月 日
広島市水道事業管理者 氏 名 股

広島市水道局現金取扱銀行
指定金融機関名 印

上記の通り認証する
昭和 年 月 日
広島市水道局現金取扱銀行
指定金融機関名 股

広島市水道事業管理者 氏 名 印

第 8 号様式

出 納 月 報

昭和 年度 月分

区 分	受			払			残	備 考
	前月迄累計	本月分	累 計	前月迄累計	本月分	累 計		
一般現金								
預り金								
計								

上記の通り相違ありません
昭和 年 月 日
広島市水道事業管理者 氏 名 股

広島市水道局現金取扱銀行
指定金融機関名 印

上記の通り認証する
昭和 年 月 日
広島市水道局現金取扱銀行
指定金融機関名 股

広島市水道事業管理者 氏 名 印

第 2 号様式

取 納 金 日 報

区 分	件 数	取 納 額	備 考
一般現金			
預り金			
計			

上記の通り収納につき別紙領収済通知書を添え報告する。

昭和 年 月 日

広島市水道局現金取扱銀行

指定金融機関名 印

広島市水道事業管理者 氏 名 股

第 3 号様式

No. 支 払 証

昭和 年度 有効期限 当日 限り

金		百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除額 所得 税 円 _____
市町村民税 円 _____
納 付 金 円 _____
差 引 現金支払額 円 _____

受取人

上記の金額を指定金融機関名(水道局派出所)において受領下さい。

昭和 年 月 日

広島市水道事業管理者 氏 名 印

第 5 号様式

No. 支 払 総 括 票

昭和 年度

金		百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除額 所得 税 円 _____
市町村民税 円 _____
納 付 金 円 _____
差 引 現金支払額 円 _____

上記の金額は支払済なることを認証する

昭和 年 月 日

広島市水道事業管理者 氏 名 印

広島市水道局現金取扱銀行
指定金融機関名 股

第 4 号様式

支 払 金 日 報

区 分	件 数	支 払 額	備 考
一般現金			
預り金			
計			

上記の通り支払済につき報告する。

昭和 年 月 日

広島市水道局現金取扱銀行

指定金融機関名 印

広島市水道事業管理者 氏 名 股

和 牛	400円以下	高等登録牛	400円以下
		その他	300円以下
馬	300円以下	馬	300円以下
めん羊	200円以下	めん羊	200円以下
やぎ	200円以下	やぎ	100円以下
豚	300円以下	豚	300円以下

第三条 この条例の施行に關し必要な事項は、市長が定める。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

◎ 規 則

広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月十六日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十四号

広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「八月十日」を「六月三十日」に改め、第二項として次の一項を加える。

2 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による支給定日を繰り上げることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年六月二十九日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十五号

広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例施行規則の一部を改正する規則

広島市の公務員に対する特別手当の支給に關する条例施行規則(昭和二十七年広島市規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 支給日以前六月以内の期間において、国又は他の地方公共団体の公務員が、引き続き本市の職員となつた場合において、その者に対して期末手当を支給するときは、その者がその期間内において国又は他の地方公共団体の職員として在職した期間は、本市の職員として在職した期間とみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防に協力援助した者の災害給付に關する条例施行規則をここに公布する。

昭和二十八年七月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市規則第三十六号

消防に協力援助した者の災害給付に關する条例施行規則

(この規則の目的)
第一条 この規則は、消防に協力援助した者の災害給付に關する条例(昭和二十七年広島市規則第七十六号。以下「条例」という。)第十七条の規定に基き、市が行う給付の実施に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害発生報告)

第二条 広島市消防局長(以下「局長」という。)は、条例第一条に規定する災害が発生した場合に、市長に対し、すみやかに別記第一号様式による災害発生報告書を提出しなければならない。

(認定及び通知)

第三条 市長は、前条の報告を受けたときは、その災害が条例第一条に規定する協力援助をしたための災害であるかどうかの認定を行い、そのための災害であると認定したときは、局長を経て、すみやかに給付を受けるべき者に対して、別記第二号様式の通知書により通知しなければならない。

(医療機関の指定)

第四条 市長は、協力援助者が負傷し、又は疾病にかつた場合、これに必要な療養を行うため、あらかじめ病院又は診療所等の医療機関(以下「指定医療機関」という。)を指定するものとする。

(給付の請求の方法)

第五条 給付を受けようとする者は、局長を経て市長に給付の請求書を提出しなければならない。但し、指定医療機関において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

2 前項の請求書は、左の各号に定めるところによる。

- 一 療養給付請求書(別記第三号様式)
- 二 障害給付請求書(別記第四号様式)
- 三 遺族給付請求書(別記第五号様式)
- 四 葬祭給付請求書(別記第五号様式)
- 五 打切給付請求書(別記第四号様式)
- 六 休業給付請求書(別記第六号様式)

3 遺族給付請求書には、左に掲げる書類を添附するものとする。

- 一 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検視調査書の他協力援助者の死亡を証明することのできる書類又はその写

二 遺族給付を受けるべき者の氏名、本籍、現住所及び協力援助者との続柄又は関係に關する市町村長の発行する証明書(戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本をもつてこれにかえることができる。)

三 遺族給付を受けるべき者が婚姻の届出をしないが、協力援助者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

四 遺族給付を受けるべき者が配偶者以外の者であるときは、条例第八号第二項の規定による先順者であることを証明する書類

五 遺族給付を受けるべき者が、条例第八号第一項第二号又は第三号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を証明する書類

六 遺族給付を受けるべき者が、条例第八号第三項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明する書類

4 打切給付請求書には、療養の経過、症状、なおるまでの見込期間等に關する医師の意見書を添附するものとする。

(給付の支給方法)

第六条 市長は、給付の請求書を受理した場合には、これを審査し、給付金額の決定を行い、別記第七号様式による支給通知書をもつて請求者にその支給に關する通知をするるとともに、すみやかに支給を行わなければならない。

(療養給付等の支給)

第七条 市長は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月一回以上支給するようにしなければならない。

(打切給付等の通知)

第八条 市長は、左に掲げる給付を行う場合は、あらかじめ局長を経て給付を受けるべき者に対して通知するものとする。

め局長を経て給付を受けるべき者に対して通知するものとする。

一 条例第三条第一項第五号に規定する打切給付

二 条例第三条第二項に規定する休業給付

三 条例第四条第二項但書に規定する給付基礎額の増額

(災害給付原簿)

第九条 市長は、別記第八号様式による災害給付原簿を備えなければならない。

2 災害給付原簿には、左の各号に掲げる場合に、所要事項を記入するものとする。

一 第三条により給付を受ける権利を有する旨の通知をした場合

二 給付の請求を却下した場合

三 給付を行つた場合

四 その他必要がある場合

(更正決定)

第十条 給付を受けるべき者は、市長が行つた協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、左に掲げる事項を記載した給付更正決定申請書(以下「申請書」という。)を局長を経て市長に提出し、その更正決定を申請することができる。

一 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日

二 協力援助を受けた者の所属部署、官職及び氏名

三 災害発生の日時及び場所

四 給付に關する通知の要旨及び年月日

五 申請の要旨

六 申請年月日

七 申請者の住所、職業及び氏名

八 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄又は関係

2 前項の申請書には、更正決定に必要な参考資料を添附するものとする。

第十一条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、決定の結果を局長を経て申請者に通知するものとする。

2 決定書には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 決定事項
- 二 決定の理由

(書類の保存)

第十二条 給付に關する書類は、その完結の日から三年間保存しなければならない。

(給付請求の助力)

第十三条 局長及び給付の事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續に積極的に助力しなければならない。

(証明)

第十四条 局長は、給付を受けるべき者の要求に応じ、すみやかに必要な証明をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第二号様式

災 害 認 定 通 知 書

通知年月日：昭和 年 月 日	通知番号 第 号
(給付を受けるべき者) 住所 広島市 氏名 殿	広島市長 氏 名 宛
下記の災害は、消防に協力援助をしたための災害と認定したので通知します。	(協力援助を受けた者) 所属 職 氏名
(災害を受けた者) 住所 氏名 (年 月 日生) 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	死傷の区分及び傷病名、傷病の部位及びその程度 災害発生場所
備考	災害発生の日時 昭和 年 月 日 午前 午後 時 頃
この決定に異議のあるときは、更正決定の申請をすることができます。	

別記第一号様式

消防に協力援助した者の災害発生報告書

広島市長	報告年月日：昭和 年 月 日
氏名 殿 下記のように災害が発生したので報告します。	文書番号 広島市消防局長 氏名 宛
1 協力援助を受けた者の所属機関の長 職氏名	協力援助を受けた分隊
2 協力援助した者 住 所 職業 氏名 (年 月 日生) 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
3 給付を受けるべき者 住 所 氏名 (年 月 日生)	災害を受けた者との 統 納 又 は 関 係 ()
4 災害発生の場所	5 災害発生の日時 昭和 年 月 日 午前 午後 時 分 頃
6 災害発生の原因及びその状況	
7 傷 病 名	8 傷病の部位
9 傷病の程度	
10 医師の意見、剖検記録等協力援助に因るものであるかどうかを認定するため参考となる事項	
11 医師の証明 7から9までに記載した事項は事実と相違ないことを証明します。 昭和 年 月 日病院又は診療所の 所在地 名 称 職、氏名 印	

(裏)

療 費 の 内 訳	2.4	種 別	金 額
	初診	昭和 年 月 日	円
	往診	片道 キロ 帰間 回 夜間 回 暴風雪時 回 診察時間1時間をこえた場合	小計 円
	内用薬	水薬 日分 散薬 日分 その他 剤投与 日分	
		特殊薬 薬名 1日分使用量 グラム 日分	
	外用薬	薬名 一剤 cc 剤分 薬名 一剤 グラム 剤分	小計
		検査料	検査名 検査 回 検査 回 レントゲン 透視 回 撮影 枚 (使用フィルム 枚、大きさ)
	注射料	注射の種類 容 量 回 数	
			cc 回 cc 回
	処置料	処置名 処置 回 処置 回	
	手術料	手術名 手術 回 昭和 年 月 日 時施行	
	理学的療法料	療法名 療法 回 療法 回	
	その他		小計
	入院料	昭和 年 月 日から 日 まで 日間 給食の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	小計
	合計		

2.1 から 2.4 までに記載した事項は、事実と相違ないこと及び領収した金額は、2.4 の通りであることを証明します。

昭和 年 月 日 所在地.....
 病院又は診療所の 名 称.....
 職及び氏名.....[㊞]

3 看護料	昭和 年 月 日から 日 まで 日間 <input type="checkbox"/> 看護婦 <input type="checkbox"/> 附添婦	円
4 移送費	から まで <input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復 キロ 回 その他の移送費	
5	上記以外の療養費 (内訳別紙領収書 枚の通り)	
6	療養給付金額総計	
※受理年月日 昭和 年 月 日		※決定年月日 昭和 年 月 日
昭和 年 月 日		昭和 年 月 日
		請求回数 回
		同一傷病について

別記第三号様式

療 養 給 付 請 求 書 (表)

(記入注意)

- 1 請求書は※印の欄には記入しないこと。
- 2 該当する□欄には√印で示すこと。
- 3 2の「医師の証明」の欄にはその記入に代えて同様事項を記載した医師の証明書を添付してもよい。
- 4 3の「看護料」及び4の「移送費」については、費用の領収証及び明細書を添付すること。
- 5 5の「上記の外の療養費」の欄には入院料に食事を含まない場合の食事料及び療養に必要な治療材料等の費用を記載し、その費用の領収書及び明細書を添付すること。

広島市長 諸求年月日：昭和 年 月 日
 諸求者の住所.....
 氏 名.....[㊞]

下記の療養給付を請求します。

1 協力援助者等について

1.1 協力援助をしたために災害を受けた者

住 所 氏 名 (年 月 日生)

1.2 負傷又は発病年月日

昭和 年 月 日

※医師の証明

2.1 傷 病 名

傷病の部位及び程度

2.2 傷病の経過

昭和 年 月 日 治ゆ 死亡 転医 現在療養継続中

2.3 療養の内容

昭和 年 月 日から昭和 年 月 日まで 日 回診療日数 日間

別記第五号様式

遺 族 給 付 請 求 書

(記入注意)

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 遺族給付の請求者と葬祭給付の請求者とが異なる場合には、各別に請求書を作成すること。
- 3 遺族給付の請求書には、施行規則第 5 条第 3 項の規定により、必要な書類を添付すること。

(給付を実施する者の職氏名) 殿		請求年月日：昭和 年 月 日	
下記の遺族給付を請求します。		請求者の住所 氏名..... ㊦	
1 協力援助者等について		※2 給付基礎額の証明	
1.1 協力援助したために死亡した者		2.1 給付基礎額 円	
住所.....		内 基 準 額 円	
氏名.....		扶 養 親 族 配偶者 人 円	
年 月 日生		子 人 円	
		其 他 人 円	
1.2 負傷又は発病年月日 昭和 年 月 日		2.2 給付基礎額については、2.1の通り相違ないことを証明します。 昭和 年 月 日	
1.3 死亡年月日 昭和 年 月 日		職 氏名..... ㊦	
3 遺族給付請求金額 円 給付を受けるべき同順位者の氏名、死亡者との続柄又は関係及びその受けるべき給付の額			
住 所	氏 名	生 年 月 日	続 柄 又 は 関 係
			金 額
			円
			円
			合計 円
4 葬祭給付請求金額 円 葬祭給付を受けるべき者と死亡者との続柄又は関係			
5 3の請求金額と4の請求金額との合計額			
※受理年月日 昭和 年 月 日		※決定年月日 昭和 年 月 日	
		※支払年月日 昭和 年 月 日	

別記第四号様式

障 害 給 付 請 求 書

(記入注意)

- 1 請求者は※印の欄には記入しないこと。
- 2 2.4の「障害状況の詳細」について記載欄が不足するときは適宜別紙に記載して添付すること。
なお障害が外部から明らかに認められないときは、レントゲン・フィルム又は写真等を添付すること。
- 3 打切給付を請求する場合は、2.3. 3. 4の事項については記載しないこと。
また、障害給付を請求する場合は5の事項については記載しないこと。

広島市長..... 殿		請求年月日：昭和 年 月 日	
下記の障害給付を請求します。		請求者の住所..... 氏 名..... ㊦	
1 協力援助者等について		※2 給付基礎額の証明	
1.1 協力援助したために災害を受けた者		2.1 給付基礎額 円	
住所.....		内 基 礎 額 円	
氏名.....		扶 養 親 族 配偶者 人 円	
年 月 日生		子 人 円	
		其 他 人 円	
1.2 負傷又は発病年月日 昭和 年 月 日 時 頃		2.2 給付基礎額については、2.1の通り相違ないことを証明します。 昭和 年 月 日 職氏名..... ㊦	
※医師の意見			
3.1 傷 病 名			
3.2 傷病の部位			
3.3 傷病の治ゆした年月日 昭和 年 月 日			
3.4 障害状況（打切給付の場合は現症）の詳細（図で示すことのできるものは図解すること。）			
1.1の者は3.1から3.4までに記載した通であると認めます。 昭和 年 月 日 所在地..... 病院又は診療所の 名 称..... 職 氏 名..... ㊦			
4 障 害 等 級 級 号			
5 障害給付請求金額 円			
6 打切給付請求金額 円			
※受理年月日 昭和 年 月 日		※決定年月日 昭和 年 月 日	
		※支払年月日 昭和 年 月 日	

(裏)

1.1の者は、3.1から3.4までに記載した通りであるものと認めます。

昭和 年 月 日

病院又は診療所の { 所在地.....
名 称.....
職 氏 名.....[㊞]

4 休業期間及び休業給付の額

4.1 療養のため休業した期間

昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで 日間のうち従前得ていた業務上の収入を得ることができない日数

4.2 1日当りの休業給付の額 $\times \frac{60}{100} =$ 円

※ 5 休業日数等の査定

5.1 休業日数

5.2 休業給付金額

5.3 3.3の医師の意見及び4.1の災害を受けた者の請求による休業日数を勘案し、休業日数及び休業給付金額を上記のように決定するのが適当と思われま

昭和 年 月 日

職..... 氏名.....[㊞]

※ 受理年月日

昭和 年 月 日

※ 決定年月日

昭和 年 月 日

※ 支払年月日

昭和 年 月 日

別記第七号様式

給 付 支 給 通 知 書

通知年月日：昭和 年 月 日	通知番号 第 号
請求者 住 所..... 氏 名..... [㊞] 下記のように給付金額を決定したので通知します。	広島市長..... ^印
(給付請求金額) 金 円	(給付請求年月日) 昭和 年 月 日
(給付決定金額) 金 円	(備 考)

別記第六号様式

休 業 給 付 請 求 書 (表)

(記入注意)

- 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。
- 2 該当する□欄には✓印で示すこと。
- 3 4.1の欄の収入を得ることができない日数とは、休業給付を受けるべき日をいう。
- 4 第2回以後の請求の場合における3.3及び4.1の記載については、前回の請求後の分について記載すること。

広島市長..... ^殿	請求年月日：昭和 年 月 日
..... ^殿	請求者の住所.....
下記の休業給付を請求します。	氏 名..... [㊞]

1 協力援助者等について ※給付基礎額の証明

1.1 協力援助したため災害を受けた者 住所..... 氏名..... 年 月 日生	2.1 給付基礎額	円
	内 基 準 額	円
	扶 養 親 族	配偶者 人 円
	子 人 円	
	その他 人 円	
2.2 給付基礎額について、2.1の通り相違ないことを証明します。 昭和 年 月 日 職..... 氏名..... [㊞]		

1.2 負傷又は発病年月日
昭和 年 月 日 午前 時 分頃
午後 時 分頃

※ 医師の意見

3.1 傷 病 名 傷 病 部 位	3.3 療養のため業務に従事することができなかつたと認められる期間 昭和 年 月 日から 昭和 年 月 日まで
3.2 傷病の経過 昭和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転医 <input type="checkbox"/> 現在継続中	3.4 3.3の期間における診療日数 日

広島市告示第七十八号
建築基準法第四十二條第五号に規定する道路の位置を左記のとおり指定した。
なお、この関係図書は、建設局建築指導課において、一般の縦覧に供する。
昭和二十八年六月十六日
広島市長 浜井信三

◎ 告示

この規則は、公布の日から施行する。

広島市町界町名地番整理審議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
昭和二十八年七月七日
広島市長 浜井信三

広島市規則第三十七号
広島市町界町名地番審議会規則の一部を改正する規則
則
広島市町界町名地番審議会規則(昭和二十七年広島市規則第七十九号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項を次のように改める。
審議会は、委員五十名以内をもつて組織する。
第四条を次のように改める。
第四条 審議会に、委員長一名、副委員長二名を置く。
2 委員長は、委員である広島市担任助役をもつてこれに充てる。
3 副委員長は、委員が互選する。
4 委員長は、審議会を総理し、会議の議長となる。
5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ定める順序により、その職務を代理する。
6 委員長、副委員長ともに事故があるときは、出席委員が臨時に委員長を互選することができる。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市告示第七十九号
予防接種法の規定に基き腸チフス・パラチフスの予防接種を左記の通り施行する。
昭和二十八年六月十八日
広島市長 浜井信三

月日	実施場所	月日	実施場所
七月六日	白島小学校	七月十六日	袋町小学校
七日	青崎	十七日	基町小学校
八日	大那	十八日	本川小学校
九日	仁保	二十日	中島
十日	宇品	二十一日	江舟波
十一日	比治山	二十二日	古田
十三日	元宇品	二十三日	草津
十四日	千田	二十四日	南観音
十五日	三篠	二十五日	似島

三 料金 一回七円
四 接種を受ける人 三歳から六十歳までの者。
但し(昨年完了した者は一回接種、昨年未完了の者は三回接種)(一週間間隔)

広島市告示第八十号
広島市中央卸売市場業務条例(昭和二十四年四月二十八日広島市条例第三十二号)第三十九條第二項但書の規定により、保証金を納付しないでせり売又は入札売に参加できる者は、左記の通りとする。
昭和二十八年六月二十二日
広島市長 浜井信三

広島市告示第八十一号
昭和二十八年六月二十二日
広島市長 浜井信三

第十一回仮換地予定地指定取消及び第三十九回仮換地予定地変更指定並びに土地評価基準の改正発表について
一 仮換地予定地指定取消
広島平和都市建設事業東部復興土地区画整理施行に伴いさきに指定した左記仮換地予定地は、土地区画整理委員会の諮問を経て、その指定を取り消すことに決定したから、関係者は、東部復興事務所まで詳細承知されたい。

従前の土地	換地	土地所有者氏名
町名	ブロック番号	
中島本町	二五ノ九三	三七
同町	二五ノ九四	三七
	二五ノ九五	三七
	二五ノ九六	三七
	二五ノ九七	三七
	二五ノ九八	三七
	二五ノ九九	三七
	二六ノ一〇	三七
	二六ノ一一	三七
	二六ノ一二	三七
	二六ノ一三	三七
	二六ノ一四	三七
	二六ノ一五	三七
	二六ノ一六	三七
	二六ノ一七	三七
	二六ノ一八	三七
	二六ノ一九	三七
	二六ノ二〇	三七
	二六ノ二一	三七
	二六ノ二二	三七
	二六ノ二三	三七
	二六ノ二四	三七
	二六ノ二五	三七
	二六ノ二六	三七
	二六ノ二七	三七
	二六ノ二八	三七
	二六ノ二九	三七
	二六ノ三〇	三七
	二六ノ三一	三七
	二六ノ三二	三七
	二六ノ三三	三七
	二六ノ三四	三七
	二六ノ三五	三七
	二六ノ三六	三七
	二六ノ三七	三七
	二六ノ三八	三七
	二六ノ三九	三七
	二六ノ四〇	三七
	二六ノ四一	三七
	二六ノ四二	三七
	二六ノ四三	三七
	二六ノ四四	三七
	二六ノ四五	三七
	二六ノ四六	三七
	二六ノ四七	三七
	二六ノ四八	三七
	二六ノ四九	三七
	二六ノ五〇	三七
	二六ノ五一	三七
	二六ノ五二	三七
	二六ノ五三	三七
	二六ノ五四	三七
	二六ノ五五	三七
	二六ノ五六	三七
	二六ノ五七	三七
	二六ノ五八	三七
	二六ノ五九	三七
	二六ノ六〇	三七
	二六ノ六一	三七
	二六ノ六二	三七
	二六ノ六三	三七
	二六ノ六四	三七
	二六ノ六五	三七
	二六ノ六六	三七
	二六ノ六七	三七
	二六ノ六八	三七
	二六ノ六九	三七
	二六ノ七〇	三七
	二六ノ七一	三七
	二六ノ七二	三七
	二六ノ七三	三七
	二六ノ七四	三七
	二六ノ七五	三七
	二六ノ七六	三七
	二六ノ七七	三七
	二六ノ七八	三七
	二六ノ七九	三七
	二六ノ八〇	三七
	二六ノ八一	三七
	二六ノ八二	三七
	二六ノ八三	三七
	二六ノ八四	三七
	二六ノ八五	三七
	二六ノ八六	三七
	二六ノ八七	三七
	二六ノ八八	三七
	二六ノ八九	三七
	二六ノ九〇	三七
	二六ノ九一	三七
	二六ノ九二	三七
	二六ノ九三	三七
	二六ノ九四	三七
	二六ノ九五	三七
	二六ノ九六	三七
	二六ノ九七	三七
	二六ノ九八	三七
	二六ノ九九	三七
	二七ノ一〇	三七
	二七ノ一一	三七
	二七ノ一二	三七
	二七ノ一三	三七
	二七ノ一四	三七
	二七ノ一五	三七
	二七ノ一六	三七
	二七ノ一七	三七
	二七ノ一八	三七
	二七ノ一九	三七
	二七ノ二〇	三七
	二七ノ二一	三七
	二七ノ二二	三七
	二七ノ二三	三七
	二七ノ二四	三七
	二七ノ二五	三七
	二七ノ二六	三七
	二七ノ二七	三七
	二七ノ二八	三七
	二七ノ二九	三七
	二七ノ三〇	三七
	二七ノ三一	三七
	二七ノ三二	三七
	二七ノ三三	三七
	二七ノ三四	三七
	二七ノ三五	三七
	二七ノ三六	三七
	二七ノ三七	三七
	二七ノ三八	三七
	二七ノ三九	三七
	二七ノ四〇	三七
	二七ノ四一	三七
	二七ノ四二	三七
	二七ノ四三	三七
	二七ノ四四	三七
	二七ノ四五	三七
	二七ノ四六	三七
	二七ノ四七	三七
	二七ノ四八	三七
	二七ノ四九	三七
	二七ノ五〇	三七
	二七ノ五一	三七
	二七ノ五二	三七
	二七ノ五三	三七
	二七ノ五四	三七
	二七ノ五五	三七
	二七ノ五六	三七
	二七ノ五七	三七
	二七ノ五八	三七
	二七ノ五九	三七
	二七ノ六〇	三七
	二七ノ六一	三七
	二七ノ六二	三七
	二七ノ六三	三七
	二七ノ六四	三七
	二七ノ六五	三七
	二七ノ六六	三七
	二七ノ六七	三七
	二七ノ六八	三七
	二七ノ六九	三七
	二七ノ七〇	三七
	二七ノ七一	三七
	二七ノ七二	三七
	二七ノ七三	三七
	二七ノ七四	三七
	二七ノ七五	三七
	二七ノ七六	三七
	二七ノ七七	三七
	二七ノ七八	三七
	二七ノ七九	三七
	二七ノ八〇	三七
	二七ノ八一	三七
	二七ノ八二	三七
	二七ノ八三	三七
	二七ノ八四	三七
	二七ノ八五	三七
	二七ノ八六	三七
	二七ノ八七	三七
	二七ノ八八	三七
	二七ノ八九	三七
	二七ノ九〇	三七
	二七ノ九一	三七
	二七ノ九二	三七
	二七ノ九三	三七
	二七ノ九四	三七
	二七ノ九五	三七
	二七ノ九六	三七
	二七ノ九七	三七
	二七ノ九八	三七
	二七ノ九九	三七
	二八ノ一〇	三七
	二八ノ一一	三七
	二八ノ一二	三七
	二八ノ一三	三七
	二八ノ一四	三七
	二八ノ一五	三七
	二八ノ一六	三七
	二八ノ一七	三七
	二八ノ一八	三七
	二八ノ一九	三七
	二八ノ二〇	三七
	二八ノ二一	三七
	二八ノ二二	三七
	二八ノ二三	三七
	二八ノ二四	三七
	二八ノ二五	三七
	二八ノ二六	三七
	二八ノ二七	三七
	二八ノ二八	三七
	二八ノ二九	三七
	二八ノ三〇	三七
	二八ノ三一	三七
	二八ノ三二	三七
	二八ノ三三	三七
	二八ノ三四	三七
	二八ノ三五	三七
	二八ノ三六	三七
	二八ノ三七	三七
	二八ノ三八	三七
	二八ノ三九	三七
	二八ノ四〇	三七
	二八ノ四一	三七
	二八ノ四二	三七
	二八ノ四三	三七
	二八ノ四四	三七
	二八ノ四五	三七
	二八ノ四六	三七
	二八ノ四七	三七
	二八ノ四八	三七
	二八ノ四九	三七
	二八ノ五〇	三七
	二八ノ五一	三七
	二八ノ五二	三七
	二八ノ五三	三七
	二八ノ五四	三七
	二八ノ五五	三七
	二八ノ五六	三七
	二八ノ五七	三七
	二八ノ五八	三七
	二八ノ五九	三七
	二八ノ六〇	三七
	二八ノ六一	三七
	二八ノ六二	三七
	二八ノ六三	三七
	二八ノ六四	三七
	二八ノ六五	三七
	二八ノ六六	三七
	二八ノ六七	三七
	二八ノ六八	三七
	二八ノ六九	三七
	二八ノ七〇	三七
	二八ノ七一	三七
	二八ノ七二	三七
	二八ノ七三	三七
	二八ノ七四	三七
	二八ノ七五	三七
	二八ノ七六	三七
	二八ノ七七	三七
	二八ノ七八	三七
	二八ノ七九	三七
	二八ノ八〇	三七
	二八ノ八一	三七
	二八ノ八二	三七
	二八ノ八三	三七
	二八ノ八四	三七
	二八ノ八五	三七
	二八ノ八六	三七
	二八ノ八七	三七
	二八ノ八八	三七
	二八ノ八九	三七
	二八ノ九〇	三七
	二八ノ九一	三七
	二八ノ九二	三七
	二八ノ九三	三七
	二八ノ九四	三七
	二八ノ九五	三七
	二八ノ九六	三七
	二八ノ九七	三七
	二八ノ九八	三七
	二八ノ九九	三七
	二九ノ一〇	三七
	二九ノ一一	三七
	二九ノ一二	三七
	二九ノ一三	三七
	二九ノ一四	三七
	二九ノ一五	三七
	二九ノ一六	三七
	二九ノ一七	三七
	二九ノ一八	三七
	二九ノ一九	三七
	二九ノ二〇	三七
	二九ノ二一	三七
	二九ノ二二	三七
	二九ノ二三	三七
	二九ノ二四	三七
	二九ノ二五	三七
	二九ノ二六	三七
	二九ノ二七	三七
	二九ノ二八	三七
	二九ノ二九	三七
	二九ノ三〇	三七
	二九ノ三一	三七
	二九ノ三二	三七
	二九ノ三三	三七
	二九ノ三四	三七
	二九ノ三五	三七
	二九ノ三六	三七
	二九ノ三七	三七
	二九ノ三八	三七
	二九ノ三九	三七
	二九ノ四〇	三七
	二九ノ四一	三七
	二九ノ四二	三七
	二九ノ四三	三七
	二九ノ四四	三七
	二九ノ四五	三七
	二九ノ四六	三七
	二九ノ四七	三七
	二九ノ四八	三七
	二九ノ四九	三七
	二九ノ五〇	三七
	二九ノ五一	三七
	二九ノ五二	三七
	二九ノ五三	三七
	二九ノ五四	三七
	二九ノ五五	三七
	二九ノ五六	三七
	二九ノ五七	三七
	二九ノ五八	三七
	二九ノ五九	三七
	二九ノ六〇	三七
	二九ノ六一	三七
	二九ノ六二	三七
	二九ノ六三	三七
	二九ノ六四	三七
	二九ノ六五	三七
	二九ノ六六	三七
	二九ノ六七	三七
	二九ノ六八	三七
	二九ノ六九	三七
	二九ノ七〇	三七
	二九ノ七一	三七
	二九ノ七二	三七
	二九ノ七三	三七
	二九ノ七四	三七
	二九ノ七五	三七
	二九ノ七六	三七
	二九ノ七七	三七
	二九ノ七八	三七
	二九ノ七九	三七
	二九ノ八〇	三七
	二九ノ八一	三七
	二九ノ八二	三七
	二九ノ八三	三七
	二九ノ八四	三七
	二九ノ八五	三七
	二九ノ八六	三七
	二九ノ八七	三七
	二九ノ八八	三七
	二九ノ八九	三七
	二九ノ九〇	三七
	二九ノ九一	三七
	二九ノ九二	三七

左記の者昭和二十八年七月八日臨時市議会において広島市議会議長並びに同副議長に当選した。

広島市議会議長 池永清真
広島市議会副議長 松谷徳市

広島市告示第九十一号

広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関の商号変更について

広島市水道事業に係る現金を預け入れる金融機関は、昭和二十八年七月一日からその商号を左の通り変更した。
昭和二十八年七月十三日
広島市長 浜井信三

新商号	旧商号
株式会社 三菱銀行	株式会社 千代田銀行

◎水道局規程

広島市水道局会計規程附属諸様式を定める規程を次のように定める。
昭和二十八年一月二十七日
広島市水道事業管理者 寺西正雄

広島市水道局規程第十三号の四
広島市水道局会計規程附属諸様式を定める規程
広島市水道局会計規則(昭和二十八年一月一日広島市水道局規程第三号の四)附則第二項の規定に基く帳簿、伝票その他の諸表様式は、次の通りとする。

様式番号 条文 名称

第一号 第七号 収入予算整理簿
第二号 同 支出予算整理簿
第三号 同 工事費内訳整理簿
第四号 同 企業債台帳

第五号	その一	同	固定資産台帳(土地、立木)	第三十七号	振替調書
第六号	その二	同	同(建物)	第三十八号	納付書
第七号	同	同	仕訳日計表	第三十九号	保証物納書
第八号	同	同	総勘定元帳	第四十号	利札還付請求書
第九号	同	同	内訳帳	第四十一号	物品調達請求伝票
第十号	同	同	現金出納帳	第四十二号	入庫伝票
第十一号	同	同	保管有価証券整理簿	第四十三号	出庫伝票
第十二号	同	同	前渡金整理簿	第四十四号	交付材料出納簿
第十三号	同	同	概算払整理簿	第四十五号	貯藏品組替伝票
第十四号	同	同	徴収簿	第四十六号	亡失損報告書
第十五号	同	同	貯藏品出納簿	第四十七号	貯藏品残高報告書
第十六号	同	同	固定資産保管台帳(動産)	第四十八号	たな卸明細表
第十七号	同	同	収入伝票	第四十九号	固定資産取得報告書
第十八号	同	同	支出伝票	第五十号	工事竣功精算書
第十九号	同	同	振替伝票	第五十一号	固定資産除却報告書
第二十号	その一	同	収入調書	第五十二号	建設工事別経費整理簿
第二十一号	その二	同	支出調書(一般)	第五十三号	未竣功工事報告書
第二十二号	同	同	同(給与)	第五十四号	固定資産異動報告書
第二十三号	同	同	同(水道料金徴収台帳)	第五十五号	固定資産除却報告書
第二十四号	同	同	同(給水工事台帳)	第五十六号	貸付台帳
第二十五号	同	同	現金払込書	第五十七号	借入金帳
第二十六号	同	同	取納金報告書	第五十八号	固定資産増減総括表
第二十七号	同	同	督促状	第五十九号	固定資産明細表
第二十八号	同	同	支払通知	第六十号	主要固定資産除却表
第二十九号	同	同	支払通知書	第六十一号	主要固定資産表
第三十号	同	同	支払証	第六十二号	減価償却明細表
第三十一号	同	同	送金支払通知書内訳	第六十三号	同
第三十二号	同	同	送金通知書	第六十四号	同
第三十三号	同	同	支払総括票	第六十五号	同
第三十四号	同	同	資金前渡精算書	第六十六号	同
第三十五号	同	同	概算旅費精算書	第六十七号	同
第三十六号	同	同	立替払明細書	第六十八号	同
				第六十九号	同
				第七十号	同
				第七十一号	同

第1号様式 (第7条及び第9条)

年	月	日	番号	摘要	予算			調定			収入			不			予算との差	収入未済額との差	調定番号	年月日	備考
					当	初	増	金	額	件	額	件	欠	損	額	定					

収入予算整理簿

第2号様式 (第7条及び第9条)

年	月	日	番号	摘要	予算			調定			支出			予算残額	調定番号	年月日	備考
					当	初	増	金	額	件	額	件	定				

支出予算整理簿

第9号様式(第8条及び第10条)

現金出納帳

年 月	日	摘要	収入	支出	差引残高

第10号様式(第8条)

16.

保管有価証券(保証金)整理簿

課長	係長	抜	証券の内容					
			種類	一枚の額	記号	番号	利札一枚の金額	
件名								
預先								
名義								
期日 及 利率	年	月	日	厘				
	年	月	日	厘				
	年	月	日	厘				
	年	月	日	厘				
	年	月	日	厘				
	年	月	日	厘				
年 月	日	摘要	受	払	残	主任印		

第7号様式(第8条)

総勘定元帳

年 月	日	摘要	仕 借	方	貸 方	借又貸	差引残高

第8号様式(第8条)

内訳帳

款 項

目 節

年 月	日	摘要	借 方	貸 方	借又貸	差引残高

第13号様式 (第9条)

徴 収 簿

送 行 番 号	発 行 年 月 日	納 期 限	算 定 基 準	調 定 額	収 入 年 月 日	納 入 者 住 所 氏 名	備 考

第14号様式 (第10条)

貯 蔵 品 出 納 帳

品名

単 位		準 備 計 画	1	
品 質 形 状 寸			2	
最 小 量			3	
			4	

年 月 日	伝 票 番 号	摘 要	単 価	受 高		払 高		現 在 高	
				数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額

第11号様式 (第8条)

前 渡 金 整 理 簿

款	
項	
目	
節	

年 月 日	摘 要	番 号	前 渡 金	精 算		未 精 算 高	備 考
				支 出	戻 入		

第12号様式 (第8条)

概 算 払 整 理 簿

款	
項	
目	
節	

年 月 日	摘 要	番 号	概 算	精 算		未 精 算 高	備 考
				支 出	戻 入		

第17号様式 (第14条)

支出伝票

第 号 昭和 年 月 日 (決 号)

勘定科目	款 項	予 算 科 目	款 項			
	目 節		目 目			
金額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 銭		氏 名			
摘 要				支払月日		

課長	係長	係	記帳	起票

第18号様式 (第14条)

振替伝票

第 号 昭和 年 月 日 (決 号)

借 方		摘 要	貸 方	
科目	金額		科目	金額
	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 銭		億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 銭	
計			計	

課長	係長	係	記帳	起票

振替月日

第15号様式 (第10条)

固定資産保管台帳 (動産)

科目 _____ 名称 _____ 整理番号 _____

構造 _____

用途 _____ 取得年度 _____

所在 _____ 耐用年数 _____

年 月 日	摘 要	单 位	増 減		現 在		備 考
			数 量	価 額	数 量	価 額	

第16号様式 (第14条)

収 入 伝 票

第 号 昭和 年 月 日 (決 号)

勘定科目	款 項	予 算 科 目	款 項			
	目 節		目 目			
金額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 銭		氏 名			
摘 要				収入月日		

課長	係長	係	記帳	起票

第20号様式その2 (第23条)

支 出 調 書

昭和 年度水道事業会計 第 号		昭和 年 月 日		管理者	
予算科目	款	勘定科目	款	課	課
	項		項		
金額	千	百	拾	万	千
	百	拾	円	拾	銭
内	節・細節		金額		
	千	百	拾	万	千
訳	節・細節		金額		
	千	百	拾	円	拾
債権者	受領代人				
支払区分	所得税額				
	市民税額				
	納付金額				
	差引支払額				
支払証番号	現金取扱銀行支払印				別紙仕訳書 葉の通り
主任					

照合済

第19号様式 (第23条)

収 入 調 書

昭和 年度水道事業会計 第 号		昭和 年 月 日		管理者	
予算科目	款	勘定科目	款	課	課
	項		項		
金額	千	百	拾	万	千
	百	拾	円	拾	銭
納入者	係		課長		
	係		係長		
取納事項	記帳		昭和 年 月 日		
	記帳		授		
摘要					

第20号様式その1 (第23条)

支 出 調 書

昭和 年度水道事業会計 第 号		昭和 年 月 日		管理者	
予算科目	款	勘定科目	款	課	課
	項		項		
金額	千	百	拾	万	千
	百	拾	円	拾	銭
債権者	係		課長		
	係		係長		
支払通知	支番	現行	銀行		
	証号		取	払	
摘要	主任	印		昭和 年 月 日	
	主任	授		授	

照合済

第23号様式 (第35条)

領 収 証 番 号 No.

昭和 年度 広島市水道事業会計

納付者 氏名 股

款	
項	
目	
節	

金 百 拾 万 千 百 拾 円

納付の目的及び附記別金額
上記の金額を領収いたしました。

領収日附印

原 符 号 No.

昭和 年度 広島市水道事業会計

納付者 氏名 納

款	
項	
目	
節	

金 百 拾 万 千 百 拾 円

納付の目的及び附記別金額

領収日附印

納 付 号 (領収済通知書)

昭和 年度 広島市水道事業会計

納付者 氏名 股

款	
項	
目	
節	

金 百 拾 万 千 百 拾 円

納付の目的及び附記別金額
納付期日 昭和 年 月 日限り
納付場所

上記の通り納付して下さい。

領収日附印

昭和 年 月 日
広島市水道事業管理者 名 宛
氏

……線の内は、使途により
設けなくともよい。

第24号様式その2 (第36条)

カード第 号

用途

水道料金徴収台帳
水道所在地 町 丁目

通第 号

使用者 氏名 (変更) 住所 (総代人) 所 町 丁目 番地
職業 氏名

基準	人員	支	燈	浴	槽	牛馬豚	その他	異動年月日	種類	口	径	番号	取付年月日	種類	口	径	番号	取付年月日	種	套
備									量					器						
考									水					器						

年度	月	使用	料	量	水	器	料	合	計	納	入	年	月	日	随	未	指	示	数	使	用	量	検	査	追	加	還
年度	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期
昭和	年度	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期	第	期

第28号様式 (第55条)

支払通知書 (第20号様式支出調書参照)

第30号様式 (第55条)

No. 支払証

昭和 年度 有効期限 当日 限り

金		百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

控除額 所得税 円 _____

市町村民税 円 _____

納付金 円 _____

差引 現支払額金 円 _____

受取人

上記の金額を指定金融機関名 (水道局派出所) において受領下さい。

昭和 年 月 日

広島市水道事業管理者 氏 名 印

第27号様式 (第42条)

督促状

下記水道料金が未納となっておりますから、昭和 年 月 日までに水道局 課 (基町1番地) へ納付して下さい。

なお、指定期限を過ぎても納付されないときは、やむを得ず停水又は差押え処分をいたします。

昭和 年度 第 期		自 月 至 月		
カード番号	用 途	水道使用料	督促手数料	合 計
	専用 連合 共用 計量	円	円	円

御注意

- 1 本督促状は、昭和 年 月 日現在で発行したものですから、既に納付済のときは、事務取扱上の行違ひにつき左様御了承下さい。
- 2 督促状は各期の滞納毎に発行しております。

昭和 年 月 日

広島市水道事業管理者 氏 名 印
広島市水道局長

◎ 水道に関する事は基町水道局電話②2.205~2.205へ問合せ下さい。

第28号様式 (第54条)

支払通知

百	千	円	支払	昭和	年
			期限	月	日

上記の金額を支払ますから印章並びに本書を持参の上受領して下さい。

昭和 年 月 日

広島市基町一番地
広島市水道局会計課
電 ② 2 2 0 1

注意事項

- 1 支払時間 平日 9時から15時まで
土曜日 9時から12時まで
- 2 受取人の印章は、請求書に使用した印章と同一のものを使用して下さい。
若し印章を異にするときは印鑑の証明を要します。
- 3 受取人が官署の場合は、出納役又は出納機関の印章を持参して下さい。
- 4 受取人が代理人をもつて現金の支払を受けるときは、委任状を持参して下さい。

第35号様式 (第70条)

概 算 旅 費 精 算 書	金	概算受額	
		精算書	
内	用務(受追又は返納理由)期間	用	務 先
	精算差引	(過不足なし) 不足額追給 別紙旅費明細書の通り 過金返納	
費 精 算 書	上記の通り精算(請求、返納)致します。		
	昭和 年 月 日	課 職 氏 名 印	
書	上記の通り領収致しました。		
	昭和 年 月 日	課 職 氏 名 印	

- 備考 1 この精算書に振替、支出及び収入調書の下欄に貼付又は印刷すること。
 2 この精算書は用途により、不用の文字を抹消して使用すること。
 3 精算差引過不足なし又は追給額がある場合は、主票金額欄に精算額又は追給額を黒書し、精算差引返納金がある場合は主票金額欄に返納額を朱書すること。

第36号様式 (第72条)

立 替 払 明 細 表

金	何々のため立替払						
課長	係長	係					
立替年月日	品目又は事項	数量	単価	金額	支 払 先		
					住 所	氏 名	
上記(別紙証書類添付)の通り相違なく立替払を致しました。							
昭和 年 月 日							
課 職 氏 名 印							

第33号様式 (第59条)

No. 支 払 総 括 票

昭和 年度

金		百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭

控除額 所得 税 円 _____

市町村民 税 円 _____

納 付 金 円 _____

差 引 現 金 支 払 額 円 _____

上記の金額は支払済なることを認証する

昭和 年 月 日

広島市水道局現金取扱銀行 広島市水道事業管理者 氏 名 印

指定金融機関 名 殿

第34号様式 (第65条)

金	資金前渡金精算				
資 金 前 渡 金 精 算 書	自昭和 年 月 日 何々	の 経 費			
	至昭和 年 月 日	区分	前日まで累計	本 月 分	計 (今回分)
		受			
	払				翌月繰越額 (又は返納額)
書	上記の通り精算致します。				
	昭和 年 月 日				
	広島市水道局資金前渡事務取扱者				
職 氏 名 印					
広島市水道事業管理者 氏 名 殿					

- 備考 1 この精算は振替調書又は収入調書の下欄に貼付又は印刷すること。
 2 精算差引零の場合は、精算金額欄に支払額を黒書し、精算差引返納金がある場合は、精算金額欄に返納額を朱色すること。
 3 この精算書は、用途より、不用の欄に斜線を引いて使用すること。

振替調書

第37号様式 (第77条)

昭和 年度水道事業会計		第 号	管理者
振替科目	勘定科目	昭和 年 月 日 決 裁	課 課 課 課
款項目節	款項目節	金額	課長
金額	億 千 百 拾 万 千 百 拾 円 拾 銭	係長	係長
振替科目	勘定科目	係長	係
款項目節	款項目節	係	昭和 年 月 日
振替整理月日		記帳	級
振替			

第38号様式 (第81条)

支払通知	会計課長 企業出納員	主任	現金取扱銀行 支 払 印	課 長 主任	区 別
	年 月 日				落札せず 落 札
納	金				
内訳	に対する入札保証金				
書	上記の通り納付します 年 月 日			現金取扱銀行 (企業出納員) 領 取 印	
	納入者氏名印 広島市水道事業管理者 氏 名 殿				
領取証書	上記の金額を領取しました 年 月 日			収入紙用 貼	
	受取人氏名印 広島市水道事業管理者 氏 名 殿				

備考 この納書は、入札のとき使用すること。

第39号様式 (第81条)

No. 保証物 (有価証券) 請求書

広島市水道事業管理者 氏 名 殿

昭和 年度 科目

額面金額	十	万	千	百	十	円
但し 何々						
種類	額面金額	記号	番号	枚数	附属利札	
内					年月日渡 以降利札	
内						

上記の通り還付下されたく請求いたします。
昭和 年 月 日
納入者住所 氏 名 殿

上記の通り要領いたしました。
氏 名 殿 収入印紙 貼用 欄

注意 この領収証書は保証物還付請求の際提出を要しますから大切に保存して下さい。(切り取らないこと)

No. 保証物領収証書

納入者 住所 氏 名 殿

昭和 年度 科目

額面金額	十	万	千	百	十	円
但し 何々						
種類	額面金額	記号	番号	枚数	附属利札	
内					年月日渡 以降利札	
内						

上記の通り領収いたしました。
広島市水道局企業出納員 氏 名 殿

領収日附印

No. 保証物納書

納入者 住所 氏 名 殿

昭和 年度 科目

額面金額	十	万	千	百	十	円
但し 何々						
種類	額面金額	記号	番号	枚数	附属利札	
内					年月日渡 以降利札	
内						

上記の通り納付いたします。
領収日附印

第42号様式 (第103条)

区〇分 入 庫 伝 票

会 計 課				課					
課長	係長	係	記帳	入 庫		課長企業 出納員	係長	係	記帳
				No.					
				年 月 日					
勘 定 科 目	款	流動資産		庫入事由					
	項	貯 藏 品							
	目								
品 名	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要			

備考 控、正、副、請求、用として四通作成すること。

第43号様式 (第103条)

区〇分 出 庫 伝 票

会 計 課				課						
課長	係長	係	記帳	出 庫		課長企業 出納員	係長	係	記帳	請求者
				No.						
				年 月 日						
予 算 科 目	款)	工事名番号、事由		用途						
	項)									
	目)									
	節)									
品 名	形状寸法	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要				

備考 控、正、副、送付用として四通作成すること。

第40号様式 (第83条)

利 札 還 付 請 求 書							
利札額面金							
内 訳	何々 保証物						
	種 別	額 面 金 額	記 号	番 号	利子渡期	利札枚数	利札額面金額
上記の通り還付下されたく請求いたします。							
昭和 年 月 日							
納入者住所 氏 名 印							
広島市水道事業管理者 氏 名 股							
上記の通り受領いたしました。							
氏 名 印							
広島市水道事業管理者 氏 名 股							
						収 入 印 紙 貼 用 欄	

第41号様式 (第97条)

区〇分 物 品 調 達 請 求 伝 票
発行 昭和 年 月 日 ※会計課受付番号 号

総課 務長	財係 務長	係	記帳	会課 計長	会係 計長	係	記帳				
請求 No. _____ 課				決定 No. _____							
課長	係長	係	記帳	契 約 年 月 日							
所要時間				契約方法							
納入場所				納 期							
工事名番号 又は用除				供 給 者 住所氏名							
予定金額 円 _____				決定金額 円 _____							
予算科目 款 項 目 節 細節											
品 目・形 質	単 位	数 量	予 定 単 価	金 額	在 庫 数 量	※ 決 定 単 価	金 額	検 収 月 日	受 領 印	月 日	印
備考											

備考 1 区分欄には請求物品が貯藏品扱となるときは(貯)、直費処理のときは(直)と表示すること。
2 ※印の箇所は記入しないこと。

第46号様式(第116条)

亡失き損報告書

科 目 節	款							決 裁	昭和 年 月 日		
	項										
	目										
	節										
細	節	品	名	品 質 形 状 寸 法	単 位 呼 称	数 量	単 価	金 額			
会 計											
亡失き損発生の 日時及び場所											
亡失き損の事由											
平素における 保管状況											
発見後の処置											
その他参考事項											
会計課長の意見											

第47号様式(第118条)

決 裁	昭和 年 月 日										
昭和 年度貯藏品残高報告書											
品	名	品 形 寸	質 状 法	単 位 呼 称	数 量	単 価	金 額	摘 要			
材 料 の 部											
品 名											
量 水 器 の 部											
品 名											
消 耗 器 具 の 部											
品 名											
消 耗 品 の 部											
品 名											

第44号様式(第110条)

交付材料出納簿

品名						単 位		品質形状寸法	
年 月 日	伝 票 番 号	摘 要	単 価	受 高		払 高		現 在 高	
				数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額

第45号様式(第112条)

貯藏品組替伝票

会 計 課				課											
課 長	係 長	係	記 帳	組 替	課 長 企 業 出 納 員	係 長	係	記 帳							
				No.											
				年 月 日											
組 替 後 (又は受)						組 替 前 (又は払)									
科 目					事由		科 目								
品	名	品 形 寸	質 状 法	単 位 呼 称	数 量	単 価	金 額	品	名	品 形 寸	質 状 法	単 位 呼 称	数 量	単 価	金 額

第65号様式 (第171条)

簿外物品請求兼払出票

昭和 年 月 日 請求 (返納等)
昭和 年 月 日 交付

課長	係長	係

課 職 氏 名 印

物品区分	品名	形状寸法	単位呼称	数量	現品受領印	用途	備考

- 備考 1 物品区分欄には、備品は(備)、消耗品は(消)の記号をもつて表示すること。
 2 物品の返納、廃棄、滅失亡失、き損等の場合は、必要事項を朱書き、備考欄にその事由を記入すること。
 3 物品の組替を要するときは、返納、請求の例によること。

第66号様式 (第172条)

決 裁	昭和 年 月 日					
昭和 年度	簿外物品現在高報告書					
品名	形状寸法	単位呼称	数量	現在高内訳		備考
				在庫	供用	

備考 備品、消耗品ごとに別紙とすること。

第63号様式 (第168条)

簿外消耗品受払整理簿

品名

年月日	摘要	受単価	受入数	入量	支払数	払量	現品領収印	残高

備考 品名ごとに別葉とすること。

第64号様式 (第168条)

簿外備品専用票

課 係 職 氏 名							
交付年月日	品名	単価	形状寸法	単位呼称	数量	専用品者保管印	備考

備考 この票は各人別にし各課庶務係において保管すること。

第69号様式 (第180条)

昭和 年度予算要求説明書

款 項 目 (課)

目 節	金 額	細 節	金 額	備 考																																											
					目																																										
目																																															
節				職種別現在定員、実人員及び現給、その他増減人員、事由を記入すること。																																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>品 質 形 状 寸</th> <th>数 量</th> <th>単 位 呼 称</th> <th>単 価</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	名 称	品 質 形 状 寸	数 量	単 位 呼 称	単 価	金 額																																					
名 称	品 質 形 状 寸	数 量	単 位 呼 称	単 価	金 額																																										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 事 名</th> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">形 式</th> <th rowspan="2">数 量</th> <th rowspan="2">金 額</th> <th colspan="3">内 訳</th> </tr> <tr> <th>何</th> <th>何</th> <th>何</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	工 事 名	種 別	形 式	数 量	金 額	内 訳			何	何	何																																
工 事 名	種 別	形 式	数 量	金 額						内 訳																																					
					何	何	何																																								
				<p>その他会計規程第 181 条の規定による算定標準の基礎を明記すること。</p>																																											

- 備考 1 この説明書は予算要求書に添付し、6部提出のこと。
 2 この説明書は目ごとに別紙とすること。
 3 収入予算については、この様式を準用する。
 4 この説明書は西洋白紙に鮮明に記入することともに説明並びに査定事項が記入できるよう空欄を設けること。

第67号様式 (第180)

昭和 年度予算要求書

(課)

予 算 科 目	本 年 度 要 求 額	前 年 度 予 算 額	比 較		各 目 説 明		
			増	△ 減	節	金 額	備 考
款							
項							
目							

- 備考 1 この要求書は6部作成し提出すること。
 2 収入予算については、この様式を準用すること。
 3 前年度予算額欄には、当初予算額の外、追加更正予算額()内に記入すること。
 4 この要求書は、西洋白紙に鮮明に記入するとともに説明並びに査定事項が記入できるよう空欄を設けること。

第68号様式 (第180条)

昭和 年度追加更正予算調書

(課)

予 算 科 目	前 回 まで の 累 計 額	追 加 更 正 予 算 額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	備 考
款						
項						
目						

- 備考 1 この調書は6部作成し提出すること。
 2 予算要求説明書の様式を準用し、その計算の基礎を明確に記入、6部提出すること。
 3 この調書は西洋紙白紙に鮮明に記入することともに説明並びに査定事項が記入できるよう空欄を設けること。

第71号様式(第187条)

予算繰越説明書

(課)

科目	実施計画			支出額			差引 残額	左の内		
	当初	追加 変更	計	支 済	払 額	支 払 義務 発生額		繰越額	不用額	備考
款										
項										
目										
節										

- この説明書は6部作成提出すること。
- この説明書の備考欄又は別紙に繰り越しを要する建設改良費の事業内容及び事由を詳細に記入すること。
- この説明書は西洋白紙に詳細に記入すること。

第70号様式(第185条及び第186条)

予算(予備費補充)調書

昭和 年度水道事業会計								第 号		管理者						
増	款 項 目 節	金額						会計課長 係長 係	課 長 係長 係	課						
		千	百	拾	万	千	百			拾	円	拾	銭	課	課	課
		額								帳			昭和 年 月 日			
減	款 項 目 節															
事																
事由		科目		予算現況			支出現況			差引						
内		目・節		予算額	既補充、 流用額	計	支出済額	支 見 込 額	出 額	計	過不足					
増																
減																
訳																

◎ 辞 令

助 役 坂 田 修 一
 事務吏員 丹 羽 諱 順
 技術吏員 甲 斐 太 郎
 事務吏員 永 井 要
 市議会議員 網 本 芳 人
 社会保険広島市民病院運営委員会委員を命ずる
 昭和二十八年六月十一日(各通)
 理事に補する 正 永 本 白 遠 百 新 網 本 芳 人
 技術吏員 松 原 高 尚
 願により本職を免ずる
 建設局東部復興事務所長を命ずる 技術吏員 寺 崎 幸 助
 建設局計画課長を命ずる 技術吏員 勝 原 享 三
 市長室勤務を命ずる 事務吏員 谷 岡 敬 夫
 昭和二十八年六月十八日(各通)
 願により本職を免ずる 事務吏員 山 岡 輝 正
 昭和二十八年六月二十三日
 訓 告 事務吏員 川 村 義 美
 事務吏員 吉 益 周
 地方公務員法第二十八條第一項第三号により本職を免ずる
 昭和二十八年六月二十四日(各通)

理事に補する 技術吏員 後 藤 文 彦
 事務吏員 中 川 行 夫
 事務吏員 遠 茂 谷 政 人
 事務吏員 岡 田 繁
 主事に補する 事務吏員 和 田 石 五 郎
 訓 告 事務吏員 龍 神 部
 地方公務員法第二十九條第一項により戒告する 事務吏員 中 村 正 忠
 事務吏員 徳 森 学 志
 事務吏員 沖 本 卓 司
 段原出張所勤務を命ずる 事務吏員 貞 尾 幸 雄
 比治山出張所勤務を命ずる 事務吏員 森 岡 利 之
 基町出張所勤務を命ずる 事務吏員 離 友 新
 十日市出張所勤務を命ずる 事務吏員 益 井 集
 観音出張所勤務を命ずる 事務吏員 吉 村 隆 之
 三篠出張所勤務を命ずる 技術吏員 勝 原 享 三
 広島平和記念都市建設専門委員会幹事を命ずる 技術吏員 寺 崎 幸 助
 広島平和記念都市建設専門委員会幹事を免ずる 昭和二十八年七月一日(各通)
 技術吏員 勝 原 亨 三
 広島市事務改善委員会委員を命ずる 技術吏員 寺 崎 幸 助
 昭和二十八年七月二日(各通)

福祉事務所勤務を命ずる 事務吏員 脇 田 寿 壮
 事務吏員 和 田 精 謙
 三篠出張所長を命ずる 事務吏員 国 友 柝 男
 厚生局社会課福利係長を命ずる 事務吏員 藤 田 多 喜 登
 草津出張所庶務係長を命ずる 事務吏員 藤 田 多 喜 登
 書記に補する 事務吏員 平 田 毅
 厚生局社会課勤務を命ずる 事務吏員 西 藤 康 典
 総務局財務課勤務を命ずる 事務吏員 桑 田 茂
 昭和二十八年七月三日(各通)
 広島市土地評価委員を命ずる 監査委員 木 山 正 二
 昭和二十八年七月十日
 願により退職を承認する 建築審査会委員 伊 藤 忠 男
 内 藤 徳 松 貢
 大 横 田 義 雄
 田 頭 新 太 郎
 浜 田 一 実
 広島市建築審査会委員に選任する 昭和二十八年七月十日(各通)
 市議会議員 鈴 木 吉 貢
 広島市監査委員に選任する 昭和二十八年七月十一日(各通)
 永 田 百 太 郎
 昭和二十八年七月十二日
 広島市町界名地番整理審議会委員を解く
 昭和二十八年七月十二日

◎ 雑 報

事務吏員 吉 川 清
 広島市環境衛生監視員を免ずる
 広島市伝染病予防吏員を免ずる 事務吏員 坂 本 敏 己
 広島市環境衛生監視員を免ずる
 広島市伝染病予防吏員を免ずる 事務吏員 浜 尾 洋 三
 広島市伝染病予防吏員を免ずる 事務吏員 原 田 福 三
 事務吏員 木 村 福 三
 広島市伝染病予防吏員を命ずる 昭和二十八年七月十三日(各通)
 池 永 清 真
 松 谷 徳 市
 広島市町界名地番整理審議会委員を委嘱する
 昭和二十八年七月十三日(各通)

(六月十八日)
 一、第三十八号議案 契約締結の同意について 閉会中審査
 一、第三十九号議案 予算外義務負担について 閉会中審査
 一、第五十二号議案 財産の取得について 閉会中審査
 一、第五十三号議案 契約締結の同意について 閉会中審査
 一、請第三十六号 元相生橋通貫通について 閉会中審査
 一、請第三十四号 広島県新聞館建設に対し助成金下附 閉会中審査
 七月の市議会において左記の通り議決された。
 (七月一日)
 一、特別委員会委員定数増加並びに委員追加選任について 委員定数 三名増加(計十八名)
 追加委員 松 谷 徳 市 君
 田 中 睦 三 君
 浜 田 一 実 君
 以上決定

委員 永 田 百 太 郎
 委員 中 本 正 夫
 委員 宮 本 正 二
 委員 浅 尾 光 夫
 委員 中 谷 義 光
 委員 松 木 徳 市
 委員 鈴 木 吉 貢
 委員 津 賀 春 一
 委員 堀 江 守 一
 委員 木 村 一 智
 委員 吉 本 義 郎
 委員 杉 村 政 太 郎
 委員 浅 尾 義 光
 委員 秋 田 正 則
 委員 谷 本 正 則
 委員 土 岡 喜 代 一
 委員 中 下 喜 代 一
 委員 中 野 藤 元 勝
 委員 木 野 藤 元 勝
 委員 永 野 百 太 郎
 委員 中 野 百 太 郎
 委員 吉 本 博 一
 委員 猪 本 光 夫
 委員 三 宅 光 夫
 委員 波 野 秀 吉
 委員 山 田 辰 夫
 委員 新 井 常 夫
 委員 岩 井 常 夫
 委員 増 村 明 一
 委員 縫 部 敬 藏

市議会議決事件について
 六月の市議会において左記の通り議決された。

(六月十五日)
 一、第五十七号議案 監査委員選任の同意について 同意
 (六月十六日)
 一、第五十八号議案 広島市の公務員に対する特別手当の支給に関する条例の一部を改正する 条例制定について 原案可決
 (六月十八日)
 一、第五十九号議案 広島市家畜人工受精料条例制定につ いて 原案可決
 一、第六十号議案 契約締結の同意について 同 意
 一、第六十一号議案 広島県道路工事分担金条例案に対す る意見書提出の同意について 原案同意

(七月四日)
 一、議員提出第二十号 原爆障害者治療費募金運動に対す る感謝決議文送呈について 原案可決
 (七月八日)
 一、市議会副議長の選挙について 松 谷 徳 市 当 選
 一、市議会議長の辞職許可について 許 可
 一、市議会議長の選挙について 池 永 清 真 当 選
 (七月九日)
 一、常任委員会委員並びに正副委員長選任について 正副議長一任と決定
 (七月十日)
 常任委員会委員並びに正副委員長選任について 総務委員会 委員定数 九名
 委員 長 網 本 芳 人
 副委員長 木 山 正 二

厚生委員会 委員定数 九名
 委員 長 新 井 常 夫
 副委員長 岩 井 常 夫
 委員 縫 部 敬 藏
 産業委員会 委員定数 十一名
 委員 長 土 岡 喜 代 一
 副委員長 中 野 藤 元 勝
 委員 中 野 藤 元 勝
 委員 木 野 藤 元 勝
 委員 永 野 百 太 郎
 委員 中 野 百 太 郎
 委員 吉 本 博 一
 委員 猪 本 光 夫
 委員 三 宅 光 夫
 委員 波 野 秀 吉
 委員 山 田 辰 夫
 委員 新 井 常 夫
 委員 岩 井 常 夫
 委員 増 村 明 一
 委員 縫 部 敬 藏

広島市報

(号外)

発行

昭和28年7月23日

(水曜日)

電話

中三三二
中三三三
中三三六
中三三七
中三三八
中三三九
中三四〇
中三四一
中三四二
中三四三
中三四四
中三四五
中三四六
中三四七
中三四八
中三四九
中三五〇
中三五二
中三五三
中三五四
中三五五
中三五六
中三五七
中三五八
中三五九
中三六〇

発行所

広島市

役所

◎水道事業の業務状況公表

広島市告示第九十四号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二九二号）第四十条の規定に基づき、昭和二十七年十月一日から昭和二十八年三月三十一日までの広島市水道事業の「業務状況」を次のように公表する。

昭和二十八年七月二十三日

広島市長 浜 井 信 三

第一 概況	一
一 総括事項	一
二 議会議決事項	二
三 職員に関する事項	三
第二 工事	一
一 建設工事の概況	一
1 拡張工事	一
2 配水管増設工事	二
3 その他新設工事	三
二 改良工事の概況	二
1 復興事業	一
2 施設復旧事業	二

第三 認証外施行の配水管移設工事	三
3 その他改良工事	三
三 維持工事の概況	三
第三 業務	一
一 業務量	一
第四 予算決算に関する事項	一
一 概況	一
二 事業収入に関する事項	二
三 事業費に関する事項	三
四 昭和二十七年（自昭和二十八年一月一日）	四
五 昭和二十七年（自昭和二十八年一月一日）	五
六 昭和二十七年（自昭和二十八年一月一日）	六
七 昭和二十七年（自昭和二十八年一月一日）	七
第五 会計	一
一 重要契約の要旨	一
1 旧軍用水道施設譲渡契約の締結	一
2 事務引継について	二
3 水道局現金取扱銀行に関する契約	三
二 企業債及び一時借入金金の概況	二
1 企業債の概況	一
2 一時借入金金の概況	二
三 資産の概況	三

第一 概況

一 総括事項

待望の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二九二号）及び地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二八九号）がそれぞれ制定公布せられ、わが国水道事業界にとつていまだかつてない画期的な経営上の大革新がもたらされたのであります。

両法律とも昭和二十七年十月一日から施行せられ、本市水道事業もこれらの法律の適用事業でありまして、全国の他都市約一〇〇事業体とともに地方公営企業体として新発足したのであります。

地方公営企業法は、同法第三条に規定するとおり、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的であります公共の福祉を増進するよう運営しなければならぬとする経営原則に基づき、公営企業体としての組織、財務の取扱及び職員の身分取扱に關して規制したもので、地方自治法及び地方財政法の特例法であり、なお、地方公営企業労働関係法は、上述中、職員の身分取扱に關し、地方公務員法の特例法として企業職員の身分取扱を規制するものであります。

これら両法律によつて、従来の官庁会計を排して、私企業体と同様発生主義の原則に基づく企業会計採用による経営面の合理化と能率的運営によりまして、本事業は今後一層の経済性を高める結果となります。

中三三二 中三三三 中三三六 中三三七 中三三八 中三三九 中三四〇 中三四一 中三四二 中三四三 中三四四 中三四五 中三四六 中三四七 中三四八 中三四九 中三五〇 中三五二 中三五三 中三五四 中三五五 中三五六 中三五七 中三五八 中三五九 中三六〇

中三三二 中三三三 中三三六 中三三七 中三三八 中三三九 中三四〇 中三四一 中三四二 中三四三 中三四四 中三四五 中三四六 中三四七 中三四八 中三四九 中三五〇 中三五二 中三五三 中三五四 中三五五 中三五六 中三五七 中三五八 中三五九 中三六〇

中三三二 中三三三 中三三六 中三三七 中三三八 中三三九 中三四〇 中三四一 中三四二 中三四三 中三四四 中三四五 中三四六 中三四七 中三四八 中三四九 中三五〇 中三五二 中三五三 中三五四 中三五五 中三五六 中三五七 中三五八 中三五九 中三六〇

中三三二 中三三三 中三三六 中三三七 中三三八 中三三九 中三四〇 中三四一 中三四二 中三四三 中三四四 中三四五 中三四六 中三四七 中三四八 中三四九 中三五〇 中三五二 中三五三 中三五四 中三五五 中三五六 中三五七 中三五八 中三五九 中三六〇

本市上水道事業自体については、昭和二十年八月原爆による甚大なる被害に加えて、昭和二十五年九月キジア、昭和二十六年十月ルース両台風による被害を蒙つたにもかかわらず、幾多の悪条件を克服し、既存設備の復旧整備あるいは改良活用に鋭意努力し、着々事業効果を挙げつつ今日に到りました。

しかしながら、広島市の再建計画の進捗と相まつて上水道におきましても保健衛生、警防上はもとより行政、経済、文教及び産業復興に伴う給水の増加に備え、すみやかに、水道諸施設の拡充整備を計らなければならぬ現状であります。

ここにおいて、原爆により中止状態であつた昭和十七年度継続費設定の第四期水道拡張工事を整理し、これが未施行分について計画を変更し、昭和二十七年より六カ年継続費として事業総額一、〇七五、〇〇〇千円の認可を得て実施中でありまして、広島市水道事業基本計画（昭和二十七年十二月市議会決議）に基づき、人口四〇〇、〇〇〇人一日配水量一、二〇〇立方米を目標に今や戦後のたゆまぬ建設期に入つた訳であります。

上述の变革期に処しまして、職員一同意をあらたにし、社会政策、産業政策及び都市政策を通じて水道事業の存立目的達成のため奮起し、地方自治の発展に資せんことを期するものであります。

市民各位におかれましては、この公表により、水道事業の業務の状況を充分御認めたたくとも、公営企業の使命達成のため今後一そうの御理解と御協力をお願いする次第であります。

なお、地方公営企業法中財務に関する事項については、地方公営企業法の施行に関する政令により、昭和二十八年一月一日から適用されることとなっておりますので、ここに公表いたします。「業務状況」は当期に限り特例的措置でありまして、官庁会計（現金主義）に基づく昭和二十七年十月一日から同年十二月三十一日までの「業務状況」と、企業会計（発生主義）に基づく昭和二十八年一月一日から同

年三月三十一日までの「業務状況」とをあわせて公表いたすものであります。

以下、当期の業務の状況を説明いたします。

二 議会議決事項

当期中広島市水道事業に関する市議会の議会の議決事項は、次のとおりである。

- (1) 予算に関する事項 六件
- (2) 条例に関する事項 七件
- (3) 決算の認定に関する事項 二件
- (4) 建設工事の請負契約に関する事項 四件
- (5) 財産の取得に関する事項 二件
- (6) 広島市水道事業基本計画 一件

三 職員に関する事項

一 職員の定数及び現在員

水道局の職員定数は吏員一〇〇人その他職員一六九人計二六九人で、当期末日における職員の配置は次のとおりである。

(一) 内数字は現在員を示す

区分	費用		建設		合計
	現業	現業	現業	現業	
総務課	(一〇)	(三)	(一)	(一)	(一五)
会計課	(七)	(六)	(七)	(一)	(二一)
施設課	(三)	(一)	(三)	(一)	(八)
給水課	(三)	(三)	(一)	(一)	(八)
浄水課	(七)	(三)	(一)	(一)	(一二)
計	(二〇)	(一六)	(三)	(五)	(四四)

一 建設工事の概況

一 拡張工事

二 第二工事

昭和十六年度より継続事業として施行中であつた第四期水道拡張工事は、時局の苛烈に加えて原爆の被害等により中断のやむなきに至つたが、昭和二十七年に至りこれが未施行分を整理し、新たに広島平和記念都市建設法の構想に基づき六カ年継続事業として総額一、〇七五、〇〇〇、〇〇〇円の事業認可を受け、本年度は起債償還の悪化に伴い申請額一六一、〇〇〇、〇〇〇円に対し八〇、〇〇〇、〇〇〇円が承認され、前年度よりの施行事業を勘案し最も有効且つ急務を要する諸工事を次のとおり施行した。

本市の現有送水唧筒所の一棟は、昭和十七年度の戦時中に建設したもので地盤軟弱の上に唧筒室も木造で極めて粗雑なものであつたため、徐々に床盤も沈下を来たし、随所に亀裂を生じ極めて危険な状態となつたので、早急これらの施設を移転する要が生じたので、本計画に基づいて前年度より施行中の唧筒室を完成し、唧筒の移設及び配池への送水管八〇〇を布設した。なお、本市には洗滌池を有しないため、雨季は勿論のこと降雨の度ごとに直接濁水を瀧池へ導入するのやむなきため瀧池が半減し十分は瀧池機能の発揮を阻まれ、その都度市内の給水状況は甚だ不円滑な実情を呈するので、洗滌池を築造し、前記送水唧筒その他と共に一連の円滑なる運営を図つた。

なお、本年度計画で洗滌池築造工事の一部及びこれが附帯工事である六〇〇配水本管移設工事は、起債決定の遅延により残工事を生じたので翌年度に繰越することとなつた。

2 配水管増設費

給水区域内の配水管未施設区並びに給水不良地区に対して年々配水管の増設を行つていくが、仁保、淵崎地区外十二カ所布設延長三、五六七米の布設工事を施行したが、うち一部工事は工事の都合により繰越となつていく。

3 その他新設工事

上記新設工事の外、局構内に自転車置場、車庫並びに工員詰所、鍛冶場新築等の新設工事を行つたが、このうち、車庫並びに工員詰所工事の一部残量は工事材料の入手遅延

二 改良工事の概況

一 復興事業

戦災都市区画整理事業による街路の改築工事、整地工事の進捗と相まつてこれが配水管の移設工事を五カ年計画事業として施行中であり、本年度分として布設一〇、四二九米撤去七、九八六米の一〇〇耗一五〇耗配水管移設工事を進行、これが事業費一七、九一九、〇〇〇円中半額八、九五九、五〇〇円は国庫補助、残りのうち三、八〇〇、〇〇〇円は起債により、その他は一般収入を充当して行つた。

2 施設復旧事業

昭和二十六年十月ルース台風により被害をうけた上水道の取水場を始め、浄水、配水の諸施設の復旧については既にこれが総事業費五一、九〇〇、〇〇〇円の認証内示をうけ、昭和二十七年において、応急復旧工事として天満観音、住吉の三水管橋及び取水幹線が認証となつた。

前記三橋は本市西部地区への配水幹線であり、これが流失により同地区一帯が断水のやむなきにいたつたので応急架設工事を施行し給水状態を応急的に原形に復旧せしめ、併せて取水幹復旧工事を施行し取水量の確保を図り衛生、警防上の不安を緩和した。

この財源の半額は国庫補助をうけ残りのうち五、三〇〇、〇〇〇円を起債に、九〇〇、〇〇〇円は一般収入を充当することとなつた。

又本事業の残事業は住吉橋水管伏越工事の一部を本年度において施行し外は総て次年度において完成するものであります。

撤去四、四九八・米の移設を行つた。

4 その他改良工事

上記の改良工事の外、浄水場溢池改良、庁舎、倉庫の改良工事を行つたが、そのうち浄水場、倉庫改良工事は材料入手の関係繰越となつていく。

三 維持工事の概況

取水幹の破損復旧、内燃機関及び附属配管工事、変圧器修理、量水器取替補修、建物管繕工事、配水管の維持管理漏水許容限度を配水量の十五%を目標にした夜間漏水調査各戸水栓の漏水防止等水道事業運営上の諸般の維持工事を行つた。

第四 予算決算に関する事項

一 概況

昭和二十七年三月二十一日市議会において議決せられた当初予算額三六三、九三六、四一八円の水道事業費は、九月末までにおいて歳入において二十七%、歳出において三十一%の予算執行状況を示し、十二月末までにおいては戦災復旧災害復旧事業費等の認証額決定並びに企業予算切替等のための追加更正を経て予算総額四二八、九四〇、二一七円となり、十二月末未出納閉鎖期間までに収入済額一八五、五九七、二四三・五三三円（調定額二二四、一九三、四五三・六八八円）支出済額一六四、六九七、六一七・四二二円の予算執行率で収入率四二・三%、支出率三八・四%の結果を来した。この決算に示された決算剰余金二〇、八九九、六二六・一一円は企業会計へ繰越することとした。

次いで前述したごとく公営企業法の規定に則り企業の効率的運営に主眼をおき経営活動が諸情勢に慮せられるよう弾力性を考慮した昭和二十七年（自昭和二十八年三月三十一日）の水道事業会計予算は、収入、支出各総額二六九、二〇八、二二九円の議決をもつて発生主義会計による経理の下に財務を取り扱い、前会計期間に引き続いて予定計画に従い事業を施行した。

なお、本予算においても前会計の決算の確定並びに認証事業及び単独事業の起債決定により予算総額、収入、支出各一四七、〇八六、二二二円に更正するところとなつた。

次いでこれが決算については、別表のとおりその企業経営が如何に能率的であつたかを示すものであり、市民各位の信頼に應ずるためこれによつて公正な経理を行うと共に、真実な企業成績及び財政状況をお知らせするものであり、当該年度に属する収支は現金の収支を含むすべての債権、債務を包含しております。更に収支の総額は、すべて損益計算上の収益費用とせず、これを収益的収入、支出、資本的収入、支出に区分してあり、しかして、これら収益的収支は、損益計算書に、資本的収支は貸借対照表によりそれぞれ経理いたしております。

3 認証外施行の配水管移設工事

区画整理事業の進捗に伴う道路の改良に却応した給配水管の移設を行い給水の円滑をはかるため、必然に水道会計の一般収入を充当するのやむなき状態である。よつて本市においては、年々これが事業として約一〇、〇〇〇、〇〇〇円程度の財源を捻出して施行しているが、本年度中には横川地区をはじめ、九カ所の配水管布設五、六〇二・五米

一 配水量

一日平均 八〇、九〇八立米

二 使用電力量

一日平均 二三、〇一八KWA

三 給水人口並びに給水戸数（三月三十一日現在）

給水人口 二五九、二一八人

給水戸数 五七、一九五戸

四 水道料金徴収件数

調定件数 一五八、三三八件

収入件数 一五四、二二一件

五 船給給水件数

直接給水 五九件

運搬給水 一〇三件

六 給水工事件数

即納工事 二、三六七件

修繕工事 五、七三一件

三

本年度は、起債決定が例年に比して遅延したので拡張工
 事の本格的着工が遅れたためと、配水設備、建物新設諸工
 事の購入材料の入手遅延等によりこれらの事業の一部の繰
 り越しを余儀なくされた外は予定どおり事業も進捗し、初
 期の目的を達成したものであります。

二、事業収入に関する事項

昭和二十七年四月〜十二月まで収入状況は左表のとおりである。

歳入合計	項目	最終予算額	四〜十二月調定額		四〜九月収入額		十月〜十二月収入額		収入未済額	最終予算額に対する%
			四〜十二月調定額	四〜九月収入額	十月〜十二月収入額	収入合計				
1 使用料及び手数料	1 使用料	1,267,450	1,267,450	1,267,450	1,267,450	1,267,450	1,267,450	0	100.0	
2 給水工事費収入	2 手数料	1,639,000	1,639,000	1,639,000	1,639,000	1,639,000	1,639,000	0	100.0	
3 雑収入	1 雑収入	2,358,800	2,358,800	2,358,800	2,358,800	2,358,800	2,358,800	0	100.0	
4 公企業及び財産収入	1 雑収入	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	100.0	
5 繰入金	1 物件売却代金	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	3,300,000	0	100.0	
6 国庫支出金	1 繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	100.0	
7 市債	1 補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	100.0	
8 繰越金	1 前年度繰越金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	100.0	
合計		14,800,000	14,800,000	14,800,000	14,800,000	14,800,000	14,800,000	0	100.0	

2 昭和二十七年(自昭和二十八年一月一日)至昭和二十八年三月三十一日)水道事業会計収入状況は左表のとおりである。

科 目	予 定 額		決 算 額	増 △ 減	備 考
	当初予定額	追加増 △ 減			
第一款 水道事業収入	6,440,600	10,125,150	7,333,550	△ 673,000	
第一項 営業収益	4,822,500	9,130,500	7,333,550	△ 2,000,000	
第二項 附帯事業収益	3,550,000	1,000,000	1,000,000	△ 2,550,000	
第三項 営業外収益	1,100,000	1,000,000	1,000,000	△ 100,000	
第二款 資本収入	1,700,000	1,200,000	1,200,000	△ 500,000	
第一款 引継棚却資産	1,700,000	1,200,000	1,200,000	△ 500,000	
第三款 引継棚却資産	1,700,000	1,200,000	1,200,000	△ 500,000	
第一項 引継棚却資産	1,700,000	1,200,000	1,200,000	△ 500,000	
合計	11,840,600	22,545,300	11,733,550	△ 10,812,050	

三、事業費に関する事項

昭和二十七年四月〜十二月まで水道事業支出の概要は左表のとおりである。

款 項	最終予算額	四〜十二月支出額		支出合計	最終予算額に対する%	備 考
		四〜十二月支出額	九月以前支出額			
一 水道費	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	100.0	
一、経費	4,500,000	4,500,000	4,500,000	4,500,000	100.0	
1、配水管増設費	1,900,000	1,900,000	1,900,000	1,900,000	100.0	
2、配水調査費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0	
3、給水工事費	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	100.0	
二、給水費	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	100.0	
三、水道事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0	
四、水道事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0	
五、水道事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0	
六、水道事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0	
七、水道事業費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	100.0	
合計	14,800,000	14,800,000	14,800,000	14,800,000	100.0	

三 資 産 の 概 況

地方公営事業法施行令附則第五項により再評価した水道事業所屬の有形固定資産の状況は左表のとおりである。

有 形 固 定 資 産 明 細 表

資 産 の 種 類	年度当初現在高	再評価による増減額(△印は減)	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	引当金却	年度末償却高	備 考
土 地	100,000.00				100,000.00			
建 立 物	10,000.00				10,000.00			
構 築 物	3,000.00				3,000.00			
機 械 及 び 装 置	17,331,207.71		5,000,000.00		22,331,207.71			
水 器	2,286,561.00		2,286,561.00		4,573,122.00			
車 輛 運 搬 具	4,554,300.00		1,900,000.00		6,454,300.00			
器 具 備 品	5,500,500.00		1,000,000.00		6,500,500.00			
建 設 仮 勘 定	7,000,000.00		9,000,000.00		16,000,000.00			
合 計	38,372,308.71		17,186,561.00		55,558,869.71			



号)

行
月20日
日)

発 行 行 入 所

廣 島

市 役 所
廣島市国泰寺町三九

三 在職期間が三月未満の場合 百分の七・五
 2 前項に規定する者が、特別手当支給条例の規定により昭和二十八年十二月に受けるべき期末手当の額は、特別手当支給条例の規定にかかわらず、当該期末手当の額から前項の規定により支給を受けるべき額を控除した金額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市競輪条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和二十八年八月十三日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第三十三号

広島市競輪条例の一部を改正する条例

広島市競輪条例(昭和二十七年広島市条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第六條 を次のように改める。

第六條 競輪に出場する選手の災害に対する補償については、別に規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市議会事務局設置条例をここに公布する。

昭和二十八年八月十三日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

広島市条例第三十四号

広島市議会事務局設置条例

第一条 市議会に関する事務を処理するため、広島市議会に事務局を置く。

(職員)
 第二条 事務局に事務局長、次長、書記及びその他必要な職員を置く。
 (職員の定数)
 第三条 職員の定数は、広島市職員定数条例(昭和二十六年三月三十日広島市条例第五十九号)の定めるところによる。

(組織)

第四条 事務局に、その事務を分掌するため、庶務課、議事課、市政調査課を置く。

第五条 課に課長を置く。

第六條 課に係を設け、係長を置くことができる。

第七條 課長及び係長は、議長が書記の中から任命する。

(職員の任用その他)

第六條 職員の任用、分限、服務、給与等については、別に定があるものの外、市役所の例による。

第七條 この条例の施行に關し必要な事項は、議長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 広島市議会事務局事務分掌条例(昭和二十四年四月一日広島市条例第二十二号)は、廃止する。

規 則

広島市家畜人工授精実施規則をここに公布する。

昭和二十八年六月一日

広島市長 浜井 信三

広島市規則第三十三号の二

広島市家畜人工授精実施規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は、広島市が家畜の所有者又は飼養者の依頼によつて行う家畜人工授精の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この規則において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 種雌畜 人工授精又は譲渡する精液の注入を受けた種雌畜から生産された子牛、子馬、子めん羊、子やぎ及び子豚をいう。

(人工授精料の額)

第三条 広島市家畜人工授精料条例(昭和二十八年広島市条例第三十一号)第二条に規定する家畜人工授精料の額は、左の通りとする。

家畜の種類(一回につき)	人工授精料	精液	料
乳牛	600円	高等登録牛	800円
和牛	300円	その他	400円
馬	300円	高等登録牛	400円
めん羊	300円	その他	200円
やぎ	300円		100円
豚	500円		150円

(人工授精又は精液の譲渡申請)

第四条 人工授精を受けようとする者は別記様式第一号による授精申請書を、精液の譲渡を受けようとする者は

別記様式第二号又は別記様式第三号による精液譲渡申請書を市長に提出しなければならない。

(人工授精料の納付)

第五条 人工授精又は精液の譲渡を受けようとする者は、人工授精については第三条に定める人工授精料納付書及び精液料を第一回の授精を受ける際に、精液の譲渡については第三条に定める精液料を精液の引渡しを受ける際に、それぞれ納付しなければならない。但し、人工授精については、人工授精料納付後左の期間内において行う第二回及び第三回の授精については、人工授精料の納付を要しない。

一 牛にあつては、九十日間

二 馬、めん羊、やぎ及び豚にあつては、当該年における当該種雌畜の発情期間

三 既納の人工授精料又は精液料は、返還しない。

第七條の規定により精液を変更した場合は、人工授精料を追徴しない。

(人工授精又は精液の譲渡を拒む場合)

第六條 市長は、左の各号の一に該当する場合には、人工授精又は精液の譲渡を拒むことができる。

一 種雌畜に悪性の疾病又は悪癖がある場合

二 種雌畜の発育又は栄養がはなはだしく不良な場合

三 種雌畜の飼養地若しくはその附近又はひき付の隣通過する地方に家畜伝染病が発生し、又は流行している場合

四 種雌畜の疾病、負傷、疲労その他の事由により授精を受けることが適当でないと思つた場合

五 人工授精又は精液の譲渡を受けようとする者が前条第一項本文の規定に違反した場合

六 人工授精を受けようとする者が次条の精液の変更に同意しない場合

七 人工授精を受けようとする者が人工授精実施に關し、関係職員に指示に従わない場合

八 第八條の報告義務者又は第九條の届出義務者が報告

又は届出を怠つた場合

(精液の変更)

第七條 市長は、人工授精の後、やむを得ない事由により同種の精液をその後の人工授精に用いることができなかつた場合には、人工授精を依頼した者の同意を得て精液を変更することができる。

(報告及び届出の義務)

第八條 市長から譲り受けた精液を種雌畜に注入した者は、注入後遅滞なく別記様式第四号による精液注入報告書を市長に提出しなければならない。

第九條 人工授精を受けた種雌畜の所有者又は飼養者は、左に掲げる事項をそのつど遅滞なく市長に届け出なければならない。

一 種雌畜を分べ、んに譲渡したときは、その年月日並びに譲受人の住所及び氏名又は名称

二 種雌畜が分べ、んに死亡したときは、その年月日及び検案書

三 種雌畜が分べ、んしたときは、その子畜の生年月日、性、毛色、数及び特徴

四 種雌畜が流産(早産)したときは、その年月日

五 種雌畜が受胎しなかつたときは、その旨

(血統証の交付申請及び交付)

第十條 子畜の所有者又は飼養者は、血統証の交付を市長に申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、別記様式第五号による血統証交付申請書に授精証明書添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、別記様式第六号による血統証を交付する。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、左に掲げる場合は血統証の交付を拒むことができる。

一 前項の申請書の記載事項に虚偽又は誤りがあると思つた場合

二 第八條又は第九條の規定による報告又は届出が履行

されていない場合

三 家畜の登録事業を行う団体の登録を受けることができる子畜である場合

四 年齢が四歳をこえている子畜である場合

五 家畜人工授精師でない者が自己の飼養する種雌畜に注入したことによつて生れた子畜である場合

(血統証の書換交付又は再交付)

第十一條 前条第三項の規定によつて交付された血統証を汚損し、又は亡失した者は、その書換交付又は再交付を市長に申請することができる。

2 前項の申請は、別記様式第七号による申請書によつてしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一号

人工授精申請書

一 授精を受けようとする種雌畜

名号	登録(登記)番号 (耳標)番号	産地	生年月日
種類及び品色	産地	血統	母 父 祖母 祖父
飼養場所	飼養者の住所 ついでにその氏名及び代表者の氏名		

二 希望する種雄畜の精液

名号	品種
----	----

右により人工授精を受けたいので広島市家畜人工授精実施規則第四条の規定により申請します。

年 月 日

住所

申請人氏名

(団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

広島市長殿

別記様式第二号

精液譲渡申請書

一 精液を注入しようとする種雌畜

番号	品種	名号	登録(登記)番号	生年月日	飼養場所	飼養者氏名	摘要
二 希望する種雄畜精液							
番号	品種	名号	譲渡希望数量	譲渡頭分	摘要		

三 譲渡希望年月日

四 注入者氏名

右により精液の譲渡を受けたので広島市家畜人工授精実施規則第四条の規定により申請します。

年 月 日

住所

申請人氏名

(名称及びその代表者の氏名)

広島市長殿

備考 一家畜改良又は増殖を目的とする畜産関係団体より一括申請する場合に限る。

二 各家畜ごとに作製すること。

三 注入者が家畜人工授精師である場合には、注入者の氏名に家畜人工授精師と肩書すること。

別記様式第四号

精液注入報告書

一 精液の譲渡を受けた種雌畜

品種	名号	登録(登記)番号 (耳標)番号	産地	生年月日	飼養場所	飼養者の住所氏名
二 精液を注入した種雌畜						
品種	名号	産地	血統	母 父 祖母 祖父	飼養場所	

三 注入の年月日等

精液採取年月日及び精液番号
精液採取年月日及び精液番号
右の通り精液を注入したので広島市家畜人工授精実施規則第八条の規定により報告します。

年 月 日

住所

報告者氏名

広島市長殿

備考 報告者が家畜人工授精師である場合には報告者の氏名に「家畜人工授精師」と肩書すること。

別記様式第五号

血統証交付申請書

一種雌畜	品名	血統	母	父	祖母	祖父
二種雄畜及び授精年月日	名号	母	父	祖母	祖父	祖母
授精年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
三子畜	品名	生年月日	性	別	特	徴
名号	毛色	産地	生産者	産地	生産者	

右血統証の交付を受けたいので広島市家畜人工授精実施規則第十条第一項の規定により申請します。

年 月 日

住所

申請人氏名

広島市長殿

備考 乳用牛にあつては左右見取図を添えること。

別記様式第六号

血統証

第 号	品名	血統	母	父	祖母	祖父
種類	名号	母	父	祖母	祖父	祖母
毛色	特	徴	産地	生年月日		
生産者住	所	氏名	所	氏名	所	氏名

右の通り証明する

年 月 日

市長名

備考 乳用牛のみ左右はんもん見取図

別記様式第七号

血統証書換(再)交付申請書

- 血統証番号
- 血統証交付年月日
- 子畜の品種及び名号
- 所有者の住所及び氏名又は名称
- 申請の事由

住所

申請人氏名

広島市長殿

右により血統証の書換(再)交付を受けたいので広島市家畜人工授精実施規則第十一条により申請します。

広島市工業指導所使用料及び手数料条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月一日

広島市長 浜井信三

広島市規則第三十八号

広島市工業指導所使用料及び手数料条例施行細則の一部を改正する規則

広島市工業指導所使用料及び手数料条例施行細則(昭和二十二年二月五日告示甲第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市工業指導所使用料及び手数料条例施行細則「工業」を「工業」に改める。

第一条中「広島市工業指導所使用料及び手数料条例」の下に「昭和二十二年二月五日広島市条例第一号。以下「条例」という。」を加える。

第五条中「条例第一条の規定に依り」及び「本所長に」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 条例第二条に規定する使用料の額は、左の通りとする。

一 工作設備

工作設備名	額
理研デネツア型精密螺子切旋盤	三〇〇円
理研ベンチリースB型精密旋盤	二〇〇円
林型二番半万能研磨盤	三〇〇円
理研BTM一七号型工具フライス盤	二〇〇円
八呎旋盤	一〇〇円
六呎旋盤	一〇〇円
四呎旋盤	一〇〇円

理研ロータジ一式平面研磨盤	三〇〇円
碌々SRS型万能カッター研磨盤	二〇〇円
総歯車式二吋ボール盤	一〇〇円
六呎平削盤	三〇〇円
二六吋形削盤	二〇〇円
単式据置型電気点溶接器	二〇〇円
単式防隔可搬型電気溶接器	四〇〇円
一二吋手押鉋機	一〇〇円
二六吋帯鋸機	二〇〇円
四呎木工旋盤	一〇〇円
手動式角鋸機	一〇〇円
二四吋自動鉋機	三〇〇円
丸鋸機械	一〇〇円
ロクロ機械	八〇円
ミシン鋸機械	八〇円
高速度彫刻機	三〇〇円
一八吋超仕上鉋機	三〇〇円
留切台	五〇円
二四吋鉋刃研磨盤	一〇〇円
噴霧塗装器	一〇〇円
溶銑炉	三〇〇円
合金炉	三〇〇円
サンドミル	四〇〇円

別記第三

出走すべき選手が五人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5
出走すべき選手が六人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5
出走すべき選手が七人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5
出走すべき選手が八人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5
出走すべき選手が九人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5
出走すべき選手が十人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5
出走すべき選手が十一人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5
出走すべき選手が十二人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5
出走すべき選手が十三人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 1 2 3 4 5
出走すべき選手が十四人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5

出走すべき選手が六人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が七人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が八人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が九人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が十人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が十一人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が十二人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が十三人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 1 2 3 4 5 6
出走すべき選手が十四人であるとき	選手番号 連勝式番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 1 2 3 4 5 6

別記第四

この規則は、公布の日から施行する。

附則

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十三日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市競輪実施規則の一部を改正する規則

広島市競輪実施規則（昭和二十七年広島市規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

- 第三十四条第一項中「使用自転車の種類と競走の距離とを」と「使用自転車の種類、競走の距離及び競走の方法を」に改め、同条第二項を次のように改める。
 - 使用自転車の種類は、実用車 単式競走車及び複式競走車とする。
 - 同条に次の一項を加える。
 - 競走の方法は、普通競走 複式競走車競走 クロス・レース、ミス・アンド・アウト・レース、先頭責任制競走及び障害競走とし、競輪開催ごとにこれを定める。
- 第三十五条に次の但書を加える。

但し、クロス・レース又は複式競走車競走を実施する場合においては、その競走の種類ごとに年六回をこえない場合に限り、その日の競走回数は十三回以内とする。

この規則は、公布の日から施行する。

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十三日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市公印保管使用規則の一部を改正する規則

広島市公印保管使用規則（昭和二十七年広島市規則第三

十九号）の一部を次のように改正する。

別表保管課の欄中「産業局農水産課」を「総務局戸籍課」に、同表中

市長代印	市長代印	市長代印
（内）	（内）	（内）
てん書方二四	てん書方二四	てん書方二四
総務局	総務局	総務局
戸籍課	戸籍課	戸籍課
各出張所	各出張所	各出張所
市長欠員又は事故あるとき市長職務代理者名をもちて発する文書	市長欠員又は事故あるとき市長職務代理者名をもちて発する文書	市長欠員又は事故あるとき市長職務代理者名をもちて発する文書
印木二〇	印木二〇	印木二〇
一	一	一

同表中公印のひな形(内)の次に次のひな形を加える。

(九の二)

広島市長職務代理者之印

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪参加選手の治療費及び療養見舞金支給規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十三日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市競輪参加選手の治療費及び療養見舞金支給規則

（この規則の目的）

第一条 この規則は、広島市競輪条例（昭和二十七年広島市条例第六十四号）第六条の規定に基づき、本市が行う競輪（以下「競輪」という。）に参加中（当該選手が競走に参加するため、広島競輪実施規則（昭和二十七年広島市規則第七十一号）に基づいて出場の前日に広島競輪場において行方検査に合格したときから当該選手と同競輪場における最終競走の終了のときまでをいう。以下「競輪参加中」という。）の選手の災害に対する補償について定めることを目的とする。

- 競輪参加中の選手の負傷及び疾病については、左の各号により補償する。
 - 競走中又は指定練習時間中の事故による場合
 - 市長の指定する医師（以下「医師」という。）が一週間未満の治療を要すると認められた者に対しては、医師の診断した予定治療日数に対し、一日につき二百円の割合で計算した額の治療費を支給する。
 - 医師が一週間以上の治療を要すると認められた者に対しては、左表により治療費及び療養見舞金を支給する。

医師の診断した予定治療日数	治療費	療養見舞金
一週間以上	一日につき 三百円	一日につき 〇円
十日以上	一日につき 三百円	一日につき 100円
二週間未満	一日につき 三百円	一日につき 二百円
二週間以上	一日につき 三百円	一日につき 三百円
四週間未満	一日につき 三百円	一日につき 三百円
四週間以上	一日につき 三百円	一日につき 三百円
二ヶ月未満	一日につき 三百円	一日につき 三百円
二ヶ月以上	一日につき 三百円	一日につき 三百円

前項の場合において医師が入院治療を要すると認められた者に対しては、医師の診断した予定入院日数に対し、一日につき三百八十円、医師が専属看護人を要すると認められた者に対しては、医師の診断した専属看護人予定雇用日数に対し、一日につき三百円の割合で計算した額を加算して支給することがある。

- 記
- 一、品名 漁船老隻(ボート型、木造) 長さ九尺、幅三尺
 - 一、拾得場所 広島市宇品町真宮橋橋沖 防波堤附近
 - 一、拾得月日 昭和二十八年七月十四日
 - 一、拾得者 広島市宇品町 島山順之助

広島市告示第百号

昭和二十八年年度定期收入市民税第一期督促状、市内西白島町土井正夫外二〇七件、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條及び広島市税条例第十一條の規定により、八月一日から八月十四日までの十四日間公示する。

なお、右公示分の督促指定期限は、昭和二十八年七月二十日から同月二十八日までとあるを、同年七月二十日から八月十五日までに変更する。

昭和二十八年八月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第百一号

昭和二十八年年度定期收入、固定資産税第一期徴税令書、市内富士見町中キク外三八八八件、住所不明のため送達不能につき、地方税法第二十條及び広島市税条例第十一條の規定により、八月一日から八月十四日までの十四日間公示する。

なお、右公示分の納期は、昭和二十八年七月一日から同月三十一日までとあるを、同年七月一日から八月十五日までに変更する。

昭和二十八年八月一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市告示第百二号

昭和二十八年八月三日

広島市長 浜 井 信 三

漂流物拾得について

左記の物件について、拾得の届出があつたから、心当り

- の方は広島市役所社会課に申し出られたい。
- 記
- 一、品名 釣船 老隻 長さ三間、幅四尺
 - 一、拾得場所 元安川万代橋附近
 - 一、拾得月日 昭和二十八年七月二十日
 - 一、拾得者 広島市大手町七丁目三六 荒木清彦

広島市告示第百二号の二

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の規定に基づき、広島市東部地区の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和二十八年八月四日

広島市長 浜 井 信 三

定期検査日程表(東部地区)

実施区域	検査日	検査実施場所
仁保町(青崎、向洋、堀越)	十月五日	青崎小学校
尾長町、矢野町、曙町、東大洲町、南大洲町、西大洲町	六月六日	尾長小学校
荒神町	七日	荒神小学校
猿猴橋町、大須賀町	八日	〃
松原町	九日	〃
松原町	十日	〃
牛田町	十二日	牛田小学校
台屋町、的場町、京橋町、金屋町、縮荷町	十三日	段原小学校
段原大畑町、桐木町、松原山町、段原町、土手町、比治山町	十九日	〃
段原未広町、段原新町、段原日出町、段原山崎町、段原中町、段原東浦町、南段原町、霞町、東霞町、千	二十日	〃
〃	二十一日	段原中学校
〃	二十二日	〃

大手町六、七、八、九丁目	〃	二十日	市役所
国泰寺町、雄魚場町、小町	〃	二十六日	〃
市内(東部地区)	〃	二十七日	〃
〃	〃	二十八日	〃

計量法第百四十二條但書に規定する計量器定期検査実施の期日及び場所

一 実施期日 昭和二十八年十二月一日から昭和二十九年一月三十一日まで

二 実施場所

1 同法同条第一号に定めるものにあつては、その土地又は建物その他の工作物の所在の場所

2 同法同条第二号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

広島市告示第百三号

昭和二十八年八月五日

広島市長 浜 井 信 三

左記の通り定例市議会を招集する

記

一、招集日時 昭和二十八年八月十二日午後一時

一、招集場所 広島市役所

広島市告示第百四号

昭和二十八年八月十一日

広島市長 浜 井 信 三

広島市東部復興土地区画整理地区内の市有地売却について

広島市平和記念都市建設事業東部復興土地区画整理施行地区内の過小宅地所有者並びに関係者を救済するため、左記市有地を次の各号の一に該当する者(所有する土地が事實上道路及び溝渠敷として使用されているもの又は東部及び西部復興土地区画整理地区内で換地若しくはその他の理

由で既に土地の交付を受けたもの又は将来受けるようになるものを除く。に、売却するから、買受希望者は申請書(東部復興事務所備付)を提出されたい。

一 昭和二十年八月十五日現在、一坪以上二十坪未満の土地所有者であつて、引き続き所有権を有するもの

二 昭和二十年八月十五日現在、一坪以上二十坪未満の土地所有者であつて、昭和二十六年十二月三十一日までに所有権を移転したものの

記

一 売却土地 広島市白島九軒町一ノ六ブロック 二画地 二七坪三合 外一三八筆 計四、六六三坪 一合九勺(内訳別紙の通り)

二 売却方法 随意契約による。

三 申請期間 昭和二十八年八月二十日から昭和二十八年九月三十日まで

四 申請場所 広島市基町広島市建設局東部復興事務所

五 申請期間経過後の申請は受理しない。

以上

売却市有地調査

番号	町名	ブロック番号	画地番号	地積	町名	地番	地目	面積
1	白島	一ノ六	三	二七・三	中島	一〇五	陸	一〇・〇〇
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	白島	三ノ二	一	三三・五	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	三ノ二	二	三三・五	〃	〃	〃	〃
6	〃	三ノ二	二	三三・五	〃	〃	〃	〃
7	〃	三ノ二	二	三三・五	〃	〃	〃	〃
8	〃	三ノ二	二	三三・五	〃	〃	〃	〃

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
東中島	東島	〃	〃	〃	東中島	〃	〃	〃	〃	〃	東島	〃	〃	〃	〃	西中島	西中島	〃	〃	〃	〃	中島
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

広島市告示第百八号

八月十二日市議会の議決を経た昭和二十八年年度広島市水道事業会計追加予算の要領は、次の通りである。但し、この予算は、即日施行する。

昭和二十八年八月十二日

広島市長 浜 井 信 三

昭和二十八年年度広島市水道事業会計追加予算 (総則)

第一条 昭和二十八年年度広島市水道事業会計の追加予算は、以下に定めるところによる。

(収入及び支出)

第二条 収入及び支出の予定を次のとおり追加する。

収入

第二款 資本収入 金四百六拾万円

第一款 資本収入 金四百六拾万円

第三款 繰越棚卸資産 金六拾式万六千九百四拾八円

第一款 繰越棚卸資産 金六拾式万六千九百四拾八円

収入合計 金五百式拾式万六千九百四拾八円

支出

第二款 建設改良費 金五百式拾式万六千九百四拾八円

第一款 施設費 金五百式拾式万六千九百四拾八円

(剰余金処分)

第三款 繰越利益剰余金のうち四百六拾万円は、これを次に掲げるとおり処分するものと定める。

建設改良費へ繰入 四百六拾万円

広島市告示第百九号

パラチオン製剤(毒物)による農作物害虫防除を次のように実施する。

昭和二十八年八月十三日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一三

一 防除実施日時及び区域

Table with columns for implementation date and area. Includes dates like 八月二十日から午前七時から and areas like 己斐一、二、三、四、五、六部.

訓令

広島市訓令第二十九号

昭和二十八年八月十二日 庁中一般

広島市助役専決事項の取扱について 広島市助役専決事項(昭和二十二年七月十五日広島市規則第八号)及び広島市役所事務決裁規程(昭和二十六年八月九日広島市訓令第七号の二)第七条の規定にかかわらず、当分の間担任助役の専決事項については、あらかじめ他の助役の決裁を経るものとする。

選挙管理委員会告示

選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法第十二条の規定による報告書の要領は、次の通りである。

昭和二十八年七月二十二日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲太郎

一種類 政治資金規正法第十二条による報告書

二期間 自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

三 報告書の要旨

Table with columns for party name, total expenditure, number of items, and purpose of expenditure. Lists parties like 政党、協会、その他の団体 and their respective financial details.

Table with columns: 政党、協会その他の団体名, 支出の総額, 件数, 支出の目的. Includes 日本社会党広島支部 and 一党費.

政治資金規正法第十二条の規定による報告書の要旨は、次の通りである。

昭和二十八年七月二十七日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲太郎

一種類 政治資金規正法第十二条による報告書

二期間 自昭和二十七年五月一日

至昭和二十七年十二月三十一日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

自昭和二十七年五月一日

至昭和二十七年十二月三十一日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

自昭和二十八年一月一日

至昭和二十八年六月三十日

(二) 支出 (自昭和二十七年五月三十一日)

至昭和二十八年六月三十日

該当なし

Table with columns: 自由党広島支部, 支出の総額, 件数, 支出の目的. Includes items like 一 松島 彌, 一 岡野龍一, 一 基町、橋本君枝の給料, 一 通信費, 一 交通費, 一 合会費, 一 通信費.

広島市告示第百二十六号

広島市選挙管理委員会を左記により開催する。

昭和二十八年八月一日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲太郎

一、日時 昭和二十八年八月五日午後三時

二、場所 広島市役所

辞令

広島市告示第百二十七号

昭和二十八年八月五日開催の広島市選挙管理委員会は、これを延期する。

昭和二十八年八月五日

広島市選挙管理委員会

委員長 平 井 憲太郎

広島市工場設置委員会委員を解く

昭和二十八年七月十五日

広島市工場設置委員会委員を委嘱する

昭和二十八年七月十六日(各通)

願により辞任を承認する

昭和二十八年七月十六日(各通)

産業局商工課勤務を命ずる

事務吏員 久保田 友吉

福祉事務所勤務を命ずる

事務吏員 貞 尾 幸雄

広島市事務吏員に任命する

書記に補する

七級四号給を給する

戦災児育成所勤務を命ずる

事務員 木村 時一

事務員 岩井 章

事務員 中 邑 元

事務員 久保田 友吉

事務員 貞 尾 幸雄

事務員 丹 後 正

事務員 木村 時一

事務員 岩井 章

事務員 中 邑 元

事務員 久保田 友吉

事務員 貞 尾 幸雄

廣島市事務吏員に任命する
 書記に補する
 技術員 栗 栢 典 三
 廣島市技術吏員に任命する
 技手に補する
 昭和二十八年七月十七日(各通)
 事務吏員 竹 中 忠 雄
 願により本職を免する
 昭和二十八年七月十八日
 事務吏員 小 林 延 恩
 願により本職を免する
 昭和二十八年七月二十二日
 事務吏員 石 橋 禰 進
 舟入病院事務長を免じ舟入病院勤務を命ずる
 児 玉 政 雄
 廣島市事務吏員に任命する
 主事に補する
 十二級三号給を命ずる
 舟入病院事務長を命ずる
 昭和二十八年七月二十三日(各通)
 技術吏員 村 上 基 千 代

乳児院兼務を命ずる
 事務吏員 平 井 武 義
 段原出張所長を命ずる
 事務吏員 渡 辺 良 一
 皆実出張所長を命ずる
 事務吏員 菅 原 道 義
 総務局徴収課徴収第一係長を命ずる
 事務吏員 梶 井 政 次
 総務局徴収課徴収第三係長を命ずる
 事務吏員 川 本 剛
 社会保険廣島市民病院庶務課業務係長を命ずる
 事務吏員 高 崎 健 三
 社会保険廣島市民病院会計課管理係長を命ずる
 事務吏員 河 村 正 三
 社会保険廣島市民病院会計課管理係長を命ずる
 事務吏員 高 田 卓 奇
 願により本職を免する
 昭和二十八年七月三十一日(各通)
 事務吏員 渡 辺 良 一
 廣島市出納員を命ずる
 事務吏員 西 山 英 吾
 願により本職を免する
 昭和二十八年七月三十一日(各通)
 事務吏員 西 本 紀 奇
 廣島市技術吏員に任命する
 技手に補する
 八級五号給を命ずる
 社会保険廣島市民病院勤務を命ずる
 事務吏員 脇 田 芳 雄
 休職の期間を二箇月間更新する
 中 野 博 実
 廣島市農業委員会委員に選任する
 助 役 坂 田 修 一

事務吏員 江 口 松 芳
 丹 羽 二 郎
 原 田 光
 山 手 郎
 市議会議員
 宮 本 正 夫
 新 関 貞 夫
 中 下 亮 夫
 佐々木 行 太
 新 田 まさき
 村 田 ちどり
 大 熊 ちどり
 野 村 覚
 廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会委員を命ずる
 昭和二十八年八月一日(各通)
 技術吏員 甲 斐 太 郎
 事務吏員 永 井 要
 廣島市職員考査委員会臨時委員を命ずる(各通)
 昭和二十八年八月四日
 技術吏員 甲 斐 太 郎
 社会保険廣島市民病院長を命ずる
 昭和二十八年八月十五日

◎ 雑 報

市会議決事項
 (八月十二日)
 一、第六十四号議案 昭和二十八年七月二十八日における廣島市の公務員に対する期末手当の支給の特例に関する条例制定について
 原案可決

一、第六十五号議案 市長の附属機関の設置に関する条例制定について 原案可決
 一、第六十六号議案 審査会審査会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例制定について 原案可決
 一、第六十七号議案 廣島市東部復興土地地区画整理委員会委員の報酬及び費用弁償条例制定について 原案可決
 一、第六十八号議案 廣島市保育園条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 一、第六十九号議案 廣島市競輪条例の一部を改正する条例制定について 原案可決
 一、第七十号議案 基本財産の管理について 原案可決
 一、第七十一号議案 財産の取得について 原案可決
 一、第七十二号議案 契約締結の同意について 同 意
 一、第七十三号議案 契約締結の承認について 承 認
 一、第七十四号議案 昭和二十八年年度廣島市水道事業会計追加予算 原案可決
 一、第七十五号議案 契約締結の同意について 同 意
 一、第七十六号議案 昭和二十八年年度廣島市歳入出予算追加 原案可決
 一、昭和二十七年(自昭和二十八年一月一日)廣島市水道事業決算書 認 定
 一、議第一号議案 廣島市議会事務局設置条例制定について 原案可決
 一、第三十八号議案 契約締結の同意について 閉会中審査
 一、第三十九号議案 予算外義務負担について 閉会中審査
 一、第五十二号議案 財産の処分について 閉会中審査
 一、第五十三号議案 契約締結の同意について 閉会中審査

一、請第三十四号 廣島県新聞館建設に対し助成金下附 閉会中審査
 一、請第三十六号 元相生橋通貫通存置について 閉会中審査
 一、請第三十九号 二葉地区小学校新設について 閉会中審査
 一、請第四十号 国泰寺中学校校舎増築について 閉会中審査
 一、請第四十一号 廣島市立広瀬小学校第二期増築工事起工について 閉会中審査
 一、請第四十二号 廣島聖光学園の事業遂行のため助成金下附について 閉会中審査
 一、請第四十四号 江波小学校校舎増築施設整備について 文教委員会付託閉会中審査
 一、発議 太田川改修促進特別委員会設置について 議長一任に決定

出張所々管区別人口及び世帯状況について
 (三六、八二現在)

出張所別	人口	世帯
牛田	九,九三三	二,四六六
尾長	一〇,一七七	三,三六九
青崎	一〇,一七九	二,九四七
段原	二,七七八	五,八八五
比治山	一八,〇〇〇	四,四八七
仁保	五,八六六	一,五三三
大河	三,〇〇〇	二,九七九
皆実	一七,七九七	四,〇〇八
宇品	一三,八八七	六,七九七

戸籍上の市勢について (昭和二十八年七月分)

種別	件数	同上	前年同月	増減
似島	二,二七五	二,一〇八	八,〇九三	一六六
基町	三,一〇八	三,一〇八	八,〇九三	一六六
直轄区域	望,五五〇	望,五五〇	三,一〇八	一六六
十日市	三,八七七	三,八七七	四,一七〇	一四
舟入	一六,二八六	一六,二八六	四,一七〇	一四
観音	二〇,五五九	二〇,五五九	四,一七〇	一四
己斐	一六,六〇〇	一六,六〇〇	四,一七〇	一四
三篠	一七,三三三	一七,三三三	四,一七〇	一四
草津	一三,七六六	一三,七六六	四,一七〇	一四
合計	三三三,三三三	三三三,三三三	四,一七〇	一四

昭和27年第1回 12月競輪

日次	曜日	天候	入場者数	車券売上金額				1人当り券高
				単勝式	複勝式	連勝式	計	
12月14日	日	晴	7,426 (4,060)	251,600	728,700	4,854,700	5,835,000	780
15	月	曇後小雨	2,059 (911)	110,900	263,300	3,058,700	3,432,900	1,670
16	火	曇	3,700 (1,598)	132,400	389,000	3,801,100	4,322,500	1,160
20	土	晴	3,872 (1,988)	9,600	306,200	3,892,000	4,288,800	1,100
21	日	晴	5,454 (2,985)	152,200	601,000	6,322,900	7,076,100	1,200
22	月	曇	3,010 (1,770)	80,900	364,600	4,968,200	5,413,700	1,800
合	計		25,521 (13,312)	818,600	8,652,800	26,897,600	30,369,000	1,150

備考 入場者数()内の数字は、招待券、案内状による入場税のみ市負担のもの。

昭和28年第1回 1月競輪

日次	曜日	天候	入場者数	車券売上金額				1人当り券高
				単勝式	複勝式	連勝式	計	
1月2日	金	曇	6,750 (1,338)	254,300	885,800	7,627,400	8,767,500	1,300
3	土	晴後曇	6,711 (912)	290,500	818,000	7,127,600	8,236,100	1,200
4	日	晴後曇	5,515 (656)	309,100	1,000,700	7,260,900	7,570,700	1,500
10	土	曇	2,788 (496)	110,800	389,700	4,449,700	4,950,200	1,800
11	日	曇	4,166 (849)	146,200	694,700	7,250,500	8,091,400	1,900
12	月	曇	2,785 (768)	77,200	445,300	5,914,100	6,436,600	2,300
合	計		28,715 (5,019)	1,188,100	4,234,200	39,630,200	45,052,500	1,500

備考 入場者数()内の数字は、招待券、案内状による入場税のみ市負担のもの。

昭和28年第2回 2月競輪

日次	曜日	天候	入場者数	車券売上金額				1人当り券高
				単勝式	複勝式	連勝式	計	
2月14日	土	晴後曇	2,821 (402)	57,200	428,000	5,611,700	6,096,900	2,100
15	日	晴後曇	3,945 (595)	141,300	638,600	7,197,900	7,977,800	2,000
16	月	曇後晴	2,730 (396)	98,200	447,400	5,760,300	6,305,900	2,300
22	日	曇後晴	2,395 (1,213)	97,700	359,800	7,972,700	8,430,200	2,400
23	月	晴後曇	2,395 (751)	73,400	281,600	5,711,700	6,066,700	2,500
24	火	曇時々小雨	2,160 (883)	67,300	256,100	5,602,700	5,926,100	2,700
合	計		17,524 (4,240)	535,100	2,411,500	37,857,000	40,803,600	2,300

備考 入場者数()内の数字は、招待券、案内状による入場税のみ市負担のもの。

しかしながら昭和二十四、五年の競輪の全盛時代を約三年立ち遅れて実現した本市の場合は、競輪に対する一般の低調と、防府、玉野、松江等隣接競輪場の遠隔、立地条件等々により、他都市の実績、統計をそのまま本市に適用せ

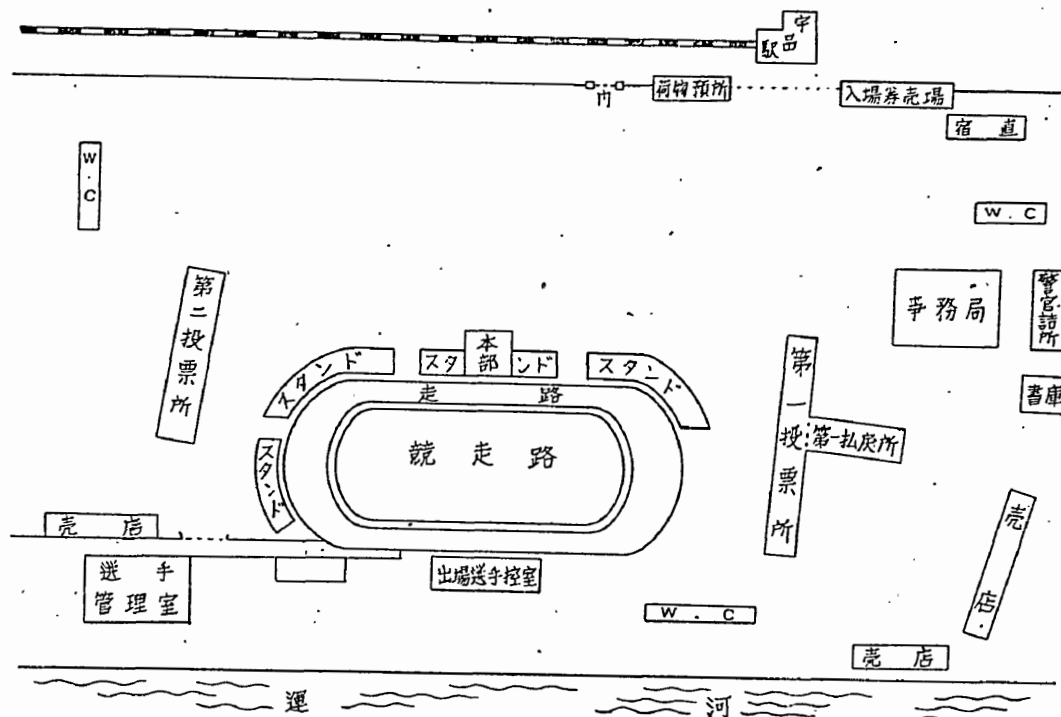
んとするのは無理であつて、当初一回(六日間)の車券売上額を八千五百万円、一日の入場人員五千人を予定し、予算編成を行ったのであるが、結果においては二十七年十二月から二十八年三月までの四ヵ月分の成績は車券売上一回

約四千万円、入場人員一日約三千人となつていた。なお、昭和二十七年十二月第一回から二十八年三月までの各月別入場者数並びに車券売上高は、次の通りである。

見取図次表の通り

投票所及び 投票機	2棟 408.6坪 投票窓口 169口 投票機 96口
入場券売場	1棟 42.0坪 入場券窓口 12口
事務室	1棟 50.0坪
選手管理室	1棟 102.25坪
審判所	1棟 3.42坪 審判員室、放送室その他
公衆便所	3棟 60坪
水飲場	3カ所
選手待機所	1棟 30坪
手荷物所	
電話	2基 直4号M式自動式30回線 自動交換機 4号自式 1基 自動電話機 12個磁石式場内直通電話九回線 警察電話直通1個加入電話1個に 対して2個接続
磁気機	磁気機(ラック)20W4個 10W2個 クロノソノ2個 レコーダプレーヤー2個
庫	(倉庫) 1棟 8坪

広島競輪場平面図



賞金一覧表

Table with columns: 種別 (Category), 賞金 (Prize Money), 記録賞 (Record Prize), 先頭賞 (First Prize), 秀手賞 (特別賞) (Outstanding Hand Prize (Special Prize)), 敢闘賞 (Courage Prize), 賞品 (Prizes), 計 (Total). Rows include 昭和27年 (1952) and 昭和28年 (1953) for 第1回 (1st), 第2回 (2nd), 第3回 (3rd), and 計 (Total).

備考 昭和28年第3日特別賞は第3日(3月16日)降雨中におけるレースに出走敢闘した選手に支給した特別賞。

出動簿はすべての事務の根本となるもので、特に正確を期さなければならぬものであるが、開催要員の出動簿において整理不十分なる点多く、賞金の仕訳書と一致しないもの、事故票と一致しないものなどあり適当でない。賞金の計算等は貸金台帳、出表面、出動簿等無用な各種の簿冊を備え付けることをさけ、確実なるもの一冊備え付け整理するを要する。

投票所別投票車券売上比較表

Table comparing ticket sales by polling station. Columns: 投票所 (Polling Station), 27年第1回 (1st Round 27), 28年第1回 (1st Round 28), 28年第2回 (2nd Round 28), 28年第3回 (3rd Round 28), 従事員 (Staff). Rows include 第一投票所 (1st Station), 第二投票所 (2nd Station), and 計 (Total).

上記の表に示すこと、第二投票所の従事員は第一投票所の二分の一であるが、売上は四分の一となつており、能率は五〇%しかあがつていないこととなる。固定費は売上高のいかにかわらざる要であり、この観点より考察するとき将来において投票所も一カ所に統合することが理想であると思料せられるのである。しかしながら開設後間もないし、か現在の立地条件下において、これを実現することは極めて困難であるが折角これを併置するならば、価値を倍加するよう対策を講じなければならぬ。売店の保証金並びに使用料は、使用者が直接市金庫に納付すべき

繰替金は売上車券枚数が基礎となるのであつて、預金が基礎となるべきものであつてはならない。売上金額より換

Table showing financial calculations for ticket exchange. Columns: 種別 (Category), 誤計算 (Calculation Error), 投票券の間違 (Ticket Exchange Error), 両替 (Exchange), 計 (Total). Rows include 12月 (December) and 計 (Total).

また計算係が的中車券に対する払戻金を算出する際の計算間違いによる事故金は金額も大きく、窓口車券売場と連絡を密にすると共に、監督者の注意を欠いたために事故金を出すということのないようにしなければならぬ。十二月第一回から三月までの事故金は、次の通りとなつてゐる。

高額拂戻一覧表 (5,000円以上)

Table of high-value refunds (5,000 yen or more). Columns: 年月日 (Date), 天候 (Weather), レース番 (Race No.), 車券別 (Ticket Type), 種目 (Category), 払戻金 (Refund Amount), 摘要 (Remarks). Rows list various dates and race numbers with corresponding refund amounts.

戻金、賞金並びに事故金を差引きたるものが預金、現金の集計額となるべきであつて、開催期間中は別として、平素は払戻金の一部を手持現金として持ち、他はすべて預金として保管すべきであるが、現在払戻金は勝車券枚数に対する払戻金全額を繰替金より一応支払い、別口座として預けるも、現金、預金面には区別なく判然としていない。的中車券に対する払戻金は繰替金より出金した場合、全額を別勘定とし預金通帳も別に備え付け、これより逐次支払

払をするようなすべきである。選手の賞金に対する税金も、これと同様別勘定とし少くとも手持現金がいずれの勘定に属するものか不明であるという取扱は妥当でない。なお、十二月から三月までの高額払戻金(五千円以上)参加選手級別並びに選手に対する賞金は、次表の通りである。

参加選手級別一覧表

Table of participating players by grade. Columns: 種別 (Category), 回数 (Number of Rounds), 27年第1回 (1st Round 27), 28年第1回 (1st Round 28), 28年第2回 (2nd Round 28), 28年第3回 (3rd Round 28), 計 (Total). Rows include A, B, and 女子 (Women).

であるが、実際は事務局で取りまとめの上一括市金庫に納付している実情である。

これらについてもそれぞれ台帳を備え付け受領月日、納付月日、金額等明確に記入、整理をなす必要がある。

市振興会三半並に国庫納金最高四割を差し引きたる残り一八割であるが、経費費即ち宣伝費、人件費等は売上上の多寡にかかわらず支出を要するものであるから、経費費を節約する消極的手段も考えられるが、要は車券売上高を増すことにあるのであつて、最少の経費で最大の効果が得られるよう不撓の努力と研究を怠つてはならないのである。

以上監査結果の概要を記述したが、要するに事務的には将来改善を要するものが多々あるが、未だ充足以来日なお浅くこれが軌道に乗るには相当研究の余地あることは容易に推察できるのである。

しかしして日々、その場その場が判然と計数に現われ、しかも一日約七百万円の現金を数百人の手で整理して行くのであるから、各責任者の指揮監督の重要なは勿論、各自の責任感、事務能力にまつもの甚だ大である。

一 分掌事務について
市長室における分掌事務は、総合、企画に関する事、市政の普及に関する事、市民の世論に関する事、報道に関する事、その他市長の特命に関する事であるが、その中でも総合、企画に関する事務は重要なものであるだけに、企画立案については特に慎重を期し、その構想の実現に特段の努力を払われたい。従来企画の主なるものは、次の通りである。

四 物品管理について
備品図書は、図書目録により処理されているが、取扱規則に適合した図書保管簿を備えて保管を要する。

寄附金出納一覽表(昭和二十七年十二月二十七日現在)

Table with columns: 種別, 収入, 支出, 残高. Rows include categories like 一般社会事業資金, 戦災孤児育成資金, etc.

六 一般事務について

一 広報活動として「広島市お知らせ」一万六千五百部を定期に発行しているが、これが発行部数は約五世帯に一部という実情であつて、その徹底は期し難いと認められるから、予算のゆるす限りこれが増刊に一層の努力が望ましい。

一 事務分掌について
当課の事務は出納係及び用度係に分れ、出納係は、収入及び支出、金銭及び有価証券の保管、歳入出、予算に関する事、雑部金に関する事。市金庫に関する事。用度係は物品の調達、修繕、物品の保管、納入物品の検取、不用品の処分、その他物品会計に関する事務を分掌している。

つて、三万二千九百六十八円が予算残額となつてゐる。

四 物品の管理について
1 在庫品の棚卸しは毎年五月三十一日までに行なわれなければならないが昭和二十六年度は二十七年十二月末に実施し、もつて年度切替時の棚卸しとしてゐるも、在庫品の棚卸しはその当時の現状をばらし、年間受払の正否を確認するとともに、次年度への正確な繰越高を決定するもので極めて重要なものであるから、棚卸し期日の履行に努められたい。

2 昭和二十六年より繰越となつた帳簿上の物品は、上質紙(二二〇斤)外三十八点にして、価格は二十一万二千五百八十四円三十二銭である。二十七年年度繰越はアト紙外五十五点価格三十三万七千二百七十四円四銭である。
3 郵便切手受払計算書中五円切手及びはがきの受払に誤記遺算のものがあるが、記帳につき注意を要する。
4 備品原簿中舟入高校の紛失図書百二十二冊の整理が未了となつてゐた。

即ち同校備品図書については昭和二十七年十一月十二日物品会計主任者の行う物品検査においてこれが紛失図書の数を確認してゐるのであるが、教育委員会事務局における事務手続遅延のため現在なお未整理という状態であるからすみやかに教育委員会事務局とも連絡の上整理すべきである。
なお、本件に關しては昭和二十六年八月ごろ二百冊が紛失してゐることを学校側において発見し、教育委員会へ報告する一方、紛失図書の調査並びに同名著書の購入補充に努めたのであるが、その中百二十二冊は遂に補充することができず現在に至つてゐるのである。

これが紛失の原因及び時期等については判然としないうが、二十五年十一月に行われた物品会計主任者の検査においては「備品図書保管簿の記帳整理は良好であつた」との報告書が提出されており、更に二十六年二月

に新旧校長の交代が行われた際にも一応異常がないものとして引継が行われていた点からすればその後において紛失したものと思考せられるが、一面物品会計主任者においても数千冊に及ぶ図書その他の備品検査が僅か一日間で果して完全に行われたかどうかについてもいささか疑問とするところであり、また新旧校長間における事務引継も完全に行われていない点も充分指摘し得るのであるが、いづれにしても事実を事実にして明確にし、しかも迅速に処理しなければならぬ。

5 不用品売却処分に関する入札に附する場合、その見積価格が過小に失ふと思考されるものがある。資料その他により物品に対する相当価格と売却の限界価格とをもつて売却見積価格となすなど、不用品売却がいたずらに放任的な処分とならないよう注意せられたい。

6 当課使用消耗品の日々の残数は明確を欠くものがあり、また年度末残高の次年度繰越未了のものがあるなど適切な処理を要する。
なお、物品取扱主任者は捺印し、もつて責任ある取扱をなすようつとめられたい。

五 一般事務について
1 証明書発行につき同一内容のものに対し市長名を用いたものと収入役名を用いたものとあるが、手数料を徴する限りにおいては市長名をもつてすべきである。
本件に關しては規定に不備な点もあるが、これが取扱区分を明確にする要ありと認められた。
2 稟議関係文書中決裁に長時日を要したものがあつたが、迅速な処理を必要と認める。

秘書課
一 分掌事務について
当課は市長秘書に關する事項がその主なるもので、儀式及び交際に関するもの、褒賞及び表彰に關すること、式辞、祝辞に關することを分掌してゐる。
二 職員服務状況

職員は課長以下六名、他に臨時職員二名、計八名である。昭和二十七年年度中の出勤率は九六%であつた。

2 市長事務局各課長の休暇願書にして代筆無印のもの、遅参、早退の整理において、その区分の判然としないものがある等取扱には注意を要するものがある。
三 予算整理について
1 予算は市長交際費及び土地その他借上料が予算訓令で、その他の需用費は会計課の訓令配分として整理されてゐるが、予算訓令前に物品購入、修繕を施行したものがあつた。これらは事前に予算措置を講じしかるのち施行するを適当と認める。

2 予算差引簿の記帳整理は不十分であり、会計課用度係の差引簿と不適合のものがあつたが、これが記帳整理には正確を期せられたい。

四 物品管理について
1 図書保管簿を備え付け備品図書の管理を厳にし、また備品保管簿中の記載事項、物品の異動等に關しては取扱責任者は認印処理し責任ある取扱を要する。
2 消耗品年度末残高は次年度へ繰越し、且つ、その事実を受払簿に記載し、毎年一回物品会計主任者の行う検査には本簿を提出し検査済の確認を受ける要がある。
なお、完結文書中には未使用の残用紙が多数繰込まれたものがあるから、これを取りはずして使用するなど極力消耗品の節約に努められたい。

五 一般事務について
1 市長、助役の諸給与受領に關しては、受領代人を定めてゐるが、代理委任については委任状を必要と認める。
2 各種文書の收受については、広島市文書取扱規程の定める課の受付印を使用整理されたい。
六 渉外課
一 分掌事務について
当課はもつぱら外事に關する事務を掌理し、駐留軍との交渉連絡に關すること、翻訳並びに通訳に關すること、外

人登録令に關すること、第二國人送還事務に關すること、その他外事に關することを分掌しており、終戦以来本市のもつて外国交渉は公私共に激増し、原爆に關する世界の関心は今なお深く、各地よりの照會、訪問、寄贈、交歓、外国人施設などの事務も相当多数にのほつてゐるのであつて、殊に独立後においては外国人登録が実施されたのでこれらの事務も相当増加してゐるのである。

二 職員服務状況
職員は課長以下七名、臨時職員三名で年間無欠勤となつており、勤務状況は良好と認められた。

三 予算整理について
1 予算は訓令配分制であつて、四半期ごとに配分を受けるのであるが実際の差引整理は会計課用度係において行われてゐる關係上当該の差引簿はすこぶるづさんであつて、用度係差引簿と符合しないものがある。これらは訓令配分予算の範囲内においては正確、課の責任において記帳整理することが必要である。

2 経費支出向にして事後に差議決裁をしたものがあつたが、やむを得ざる場合の外事前に決裁し執行するよう注意を要する。
四 物品管理について
1 図書保管簿を備え付けていないが、規定による保管簿をすみやかに整備せられたい。なお、物品取扱主任に異動があつた場合は、物品保管主任は物品会計主任へ通知しなければならぬがその手続が未了であつた。

2 消耗品の受払に關し、著しく残数の相違するものがあり、且つ、現在残数の不明なもの並びに年度末繰越整理未了のものがあつた。

3 乗車券の使用において私私使用と認められるものがあつたが、すみやかに措置を講ずると共に今後特に注意を要する。

五 一般事務について
1 昭和二十七年四月二十八日(平和条約発効の日)以

前に交付された登録証明書は新たに同法の規定によつて新様式の登録証明書に切替へることになつたので、同年九月二十八日より十月二十七日までの間にこの業務を実施したのである。

その後の異動整理及び新入国者の登録事務は当課の主要業務として専従職員を必要とするようになつた。昭和二十七年十二月三十一日現在の外国人登録別人員は、左表の通りである。

国籍	年齢		性別		計	増減	在監者	世帯数
	二十歳以上	二十四歳未満	男	女				
朝鮮	七六六	一六五	一、〇三二	一、〇三二	二、〇六四	二七	一、〇三二	八五五
大韓	三三三	一六五	一、〇三二	一、〇三二	二、〇六四	二七	一、〇三二	八五五
中華	三三三	一六五	一、〇三二	一、〇三二	二、〇六四	二七	一、〇三二	八五五
米	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
カナ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ブラ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ベル	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ド	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
オ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ギ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ッ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ベ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ル	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ギ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ル	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
タ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ラ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ベ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
イ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ス	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ト	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
リ	一六	一六	一六	一六	三二	〇	一六	一六
ヤ	一六	一六	一六	一六				

第四 水道局

- 一 監査の種類 昭和二十七年定期監査
- 二 監査の時期 昭和二十八年五月一日から同月十六日まで及び同年六月一日から同月六日まで
- 三 監査の対象 水道局

二 監査の時期

昭和二十七年八月一日地方公営企業法が制定公布せられこれに伴い本市においては水道事業がこの法律の適用を受けることとなり、昭和二十七年十月一日条例の施行と同時に管理者が任命され諸規程等も相次いで整備するに至り昭和二十八年一月一日、財務関係の切替によりここに公営企業体として完全に独立発足するに至つたのである。

なお、本法の施行されることはかねてより予想されていたところであつて、財務関係の中心となつていく会計帳簿は、昭和二十七年四月より本法の実施されるまでの間を訓練期間とし従来の官庁会計と併行して、所謂発生主義に基づく複式簿記により、整理して来たのであるが、未だ日積り且つ、事務担当者においても長年の現金主義会計に基づく官庁会計の古い経験がかえつて事務の円滑なる遂行を阻害する一因ともなつてゐるようである。しかしながら管理者以下一体となり、真しなる態度で本法と取り組んでおり、これが運営も漸次軌道に乗りつつあることはよろこばしい限りである。

そもそも企業会計の特色とするところは企業の真の姿、即ち資産、負債、資本の状況を常に正確には握りつつ過去現在の実績、将来の見通しを数学的に且つ理論的に説明することを可能ならしめるものであり、換言すれば経営の成果を高め、経営管理の上に正確な資料を得ることができることにあるのであつて、事務的には従来の官庁会計より多少複雑な点はあるけれどもこれが必ずしも事務量の増加とはいへないものである。

今回の監査は特に地方公営企業法に基づく事務の執行状況即ち昭和二十八年一月一日から事業年度終了日である三月三十一日まで重点を置き実施したのである。

一 現在水道局の主流となつてゐる事業は第四期水道拡張工事であつて、本工事は既に昭和十七年に計画されたものであり、給水人口六十四万六千人、一日最大給水量一十万吨を目標に昭和三十年末完工予定で鋭意努力中のところ、戦争のため一時中止するのやむなきに至り、更に昭和二十年八月には原子爆弾により浄水、配水諸施設に潰滅的損害を受けたのであつて、戦後はこれら戦災に対する諸施設の復旧と都市計画、区画整理事業に伴う配水管の移設工事等により今日に至つたのである。

なお、本市水道施設のなかには相当老朽施設があり、これが衰耗も年々著しく、現状においては全能力に對する六〇%の能率しか挙げ得ない状態である。

種別	昭和元年 三月三日	昭和三年 完成	第四期 後期
総人口	三三、八八八人	四〇、〇〇〇人	
給水人口	三三、〇〇〇人	三三、〇〇〇人	
普及率	九七、三%	八二、五%	
一日給水量	立方メートル 九、一三四	立方メートル 一三、〇〇〇	最大 立方メートル 一三、〇〇〇
一人一日平均 給水量	三七リットル	三三リットル	約一〇〇リットル
給水栓数	五、九七個	五〇、〇〇〇個	五〇、〇〇〇個
配水管総延長	四六、三三メートル	五〇、〇〇〇メートル	五〇、〇〇〇メートル以上
漏水率	三〇%	三〇%	三〇%

第四期拡張工事については国においても、その必要性は充分認め起債も相当考慮が払われているようであるが未だ過ぐるルース、キジヤ等の災害復旧費に對する起債の關係もあり必然的に起債の枠も、縮小されるといふ実

情である。起債については地方財政委員会の枠もあり現状においてはやむを得ないものといえるがこれが獲得についてはなお一層の努力を払われたい。

第四期 拡張 工事 起債 計画

年度	元	七	六	元	計
起債額	10,000,000	14,000,000	15,000,000	10,000,000	59,000,000
執行済額	10,000,000	14,000,000	15,000,000	10,000,000	59,000,000

なお、第四期水道拡張工事の起債計画及び工事の執行状況は、次の通りである。

年度	金額
昭和二十年度	三、七八六、〇〇〇
昭和二十一年度	三、七三三、六九二

工事の執行については物価水準の高騰に伴い、殊に人員費においては昭和二十六年当初の設計単価と現在の単価では相当懸隔があり、工事量と経費の面における矛盾が年々大きく設計変更により工事費を増すか、あるいは工事量を縮小するかいづれかの方法を取らざるを得ない実情にあるが、折角、本計画を実現するよう関係者の努力を望むものである。

二 昭和二十七年六月五日及び十二月三日の二回にわたつて広島平和記念都市建設法第四条に基づく普通財産（旧軍用施設）の無償譲渡を受けているが、一部を除きほとんどのものは明治三十一年一月以降即ち当時陸軍より軍用係水道施設の無償修理を交換条件として、無償貸与を受けていたものであつて、ようやく正式に本市の財産となつたものであるが、これが保全管理に万全を期せられた

区分	種類	数量	価 格
土地	宅地	三、三七坪	九、一三七〇円
立木	松その他	二、一〇〇石	一〇〇、〇〇〇
建物	ポンプ室他	二	七、五七〇円

なお、無償譲渡を受けたものは、次表の通りである。

建築物	構造	式	面積	価 格
水道鉄管	一式	六〇、三三〇		
下水道一式	二	五、五五〇		
量水	一	五、〇〇〇		
洗滌池	二	五、〇〇〇		
濾過池	四	三、七〇〇		
配水池	二	六、五〇〇		
接合池	六	六、八〇〇		
取水ポンプ	一	一、八〇〇		
軍用取水場	三	三、五九〇		
牛田町軍用水道	三	三、二九八		
計		二、一八三	四坪	六、四七〇
		二、〇〇〇	石	二〇〇、〇〇〇
		二、〇〇〇	石	二〇〇、〇〇〇

三 企業会計が満足してその事務処理上最も大きな隘路となつてゐるものに認承事業がある。即ち起債又は補助費

係工事の竣工に當つては認承額と実際に支出した金額が合致した竣工認定書を作成し報告しなければならぬ関係上各工事の精算が逐次できておらねばならず、従つて従来通りの予算差引も行わねばならぬことになり、また勘定科目も予算科目と企業会計科目と一致することもできず予算に対する差引整理も、企業会計の整理と併行して行わねばならぬという大きな矛盾を醸しているが、将来認承事業の取扱が変更されぬ限りこのような取扱もまたやむを得ないものといえよう。

四 地方公営企業の業務に係る出納は同法第二十七条及び第二十八条によつて管理者がこれを行い、且つ、管理者は出納その他会計事務をつかさどらせるため企業出納員及び現金取扱員を置き、管理者の責任と権限によつて一元的に執行されるものであり、従つてこれが企業出納その他の会計事務の執行については明らかに収入役制度及び金庫制度の適用を排除してゐるのである。しかしながら自治庁の解釈によれば金庫契約に類似した内容をもつ契約を金融機関と契約の上出納事務を委任しているがこれは明らかに法の精神に反するものであり、自治庁解釈についても深き疑念をもつものであるが、本件に關しては更に今後の研究にまつことといたしたい。

五 昭和二十八年一月一日企業会計へ切替の際前会計における歳入差引残金は二〇、八九九、六二六円一銭となつていて、すべて一月一日付をもつて企業会計へ繰越されたことになつてゐるが、実際は市の資金繰関係で一月七日五、〇〇〇、〇〇〇円、一月二十七日、〇〇〇、〇〇〇円残額を三月三十一日に繰入れされてゐるようである。この間における実情は容易に了承し得るも当時の取り扱いは一応現金繰入をなした上直ちに短期貸付金とする等取扱が適当であつたと思料する。

なお、現在下水道使用料を水道局会計課において徴収せしめてゐるが、これは下水道使用料が水道使用料に算入の基礎を有しているため、便宜上水道局において取り扱つてゐるものであつて、これが徴収については未だな

昭和二十七年工務執行状況は次の通りである。

工務の執行状況について

上記の表に示すごとく無届欠勤は、合計三五三日となつてゐるが理由のいかんを問はず、他の者に及ぼす影響もあるから、将来特に規正しなければならぬ。

Table with columns: 課名, 職日数, 出勤日数, 事故欠, 病欠, 無届, 年休, 特休, 公傷, 忌引, 遅参, 早退, 超勤, 過務. Rows include 経理, 給水, 施設, 浄水, 計.

昭和27年度工務執行状況表

Table with columns: 課名, 工事名称, 直営又請負, 設計額, 請負額, 竣工年月日, 翌年度繰越額, 支出見込額, 差引額, 不用額の理由. Rows include 浄水, 施設, 計.

六 企業会計においては物もすべて金であり、勘定はすべて伝票によりスタートし、決算に現われて来るものであるという点が未だ未端まで徹底してないための事務的間違い、並びに企業会計に従来の官庁会計を合同させんとする無理より生ずる煩雑等に起因する事務的欠陥が共通的に見受けられるが、職員研修は計画的にしかも末端に浸透するように努めなければならぬ。

七 現在局で使用する貯蔵品の出納保管は各課で実施しているが、切替直後の暫定処置としてやむを得ないが将来予算の合理的な使用と資材の融通を円滑にするためには資材課の新設等も考慮するべきであらう。

各課人員配置は、次の通りである。(六、三三現在) 殊品においてその感があるが、努めて需要の多いものを在庫とし円滑に回転するよう意を用いなければならぬ。

Table showing personnel distribution by department and position. Columns: 課名, 区分, 局長, 課長, 主事, 技師, 書記, 技手, 囃託, 事務員, 技術員, 現業員, 計, 臨時員.

現在職員は管理者以下二四八名で外に臨時職員一七一名となつてゐるが、この中職員一三名と臨時職員六名が欠員となつてゐた。

昭和二十八年一月二十七日規程の改正により、会計課が総務課より分課したためであるが、会計、料金、徴収の三係を統轄する会計課長の任務は極めて重要なものがあるからすみやかに補充すべき要があるものと認められた。

課名	工事名称	直営 請負	設計額	請負額	着工竣工 年月日	翌年度 繰越額	支出額	差引 不用額	不用の 理由
施設	西白島町外2カ所配水管移設工事	請負	997,000	950,000	27.12.25 28.1.29				
"	段原小学校々内外1カ所配水管移設工事	"	1,269,624	1,214,000	28.1.30 " 2.20				
"	段原町外1カ所配水管移設工事	"	975,500	940,000	28.3.11 " 3.27				
"	祇園取水場接合井取水井ポンプ排水井内排砂工事	"	100,000	96,000	28.1.30 " 2.28				
"	給水課倉庫改修工事	"	172,600	172,500	27.12.26 28.1.23				
"	車庫並工員詰所新築工事	"	3,900,000	3,760,000	28.1.20 " 4.9	864,000	864,000	0	
"	沈澱池敷地土工	"	4,900,000	4,800,000	27.12.10 28.3.19				
"	牛田浄水場内600ミリメートル配水管移設工事	"	2,400,000	2,320,000	28.3.13 " 4.25	2,320,000	2,320,000	0	
"	牛田浄水場倉庫移築その他工事	"	235,000	217,000	28.3.3 " 4.10	217,000	217,000	0	
"	下柳町外3カ所配水管移設工事	直営	1,464,909	1,447,277	28.2.2 " 3.14				
"	金屋町外2カ所	"	1,200,000	1,199,531	27.12.17 28.2.14				
"	舟入河原町地区	"	405,000	402,794	27.12.1 28.1.6				
"	河原町	"	915,000	857,537	27.11.17 28.1.10				
"	東白島町外5カ所	"	963,500	963,500	28.2.20 28.3.31				
"	東観音町	"	500,000	500,000	28.2.25 " 3.30				
"	庁舎浴槽改造工事	請負	49,000	46,000	28.2.3 " 2.12				
"	会計課内部間仕切設置工事	"	44,000	42,000	28.2.7 " 2.16				
給水	栄橋水管及び水管橋塗装工事	"	123,000	119,500	27.6.24 " 7.18				
"	明治橋水管補修工事	"	370,000	354,500	27.7.22 " 8.20				
"	西大橋	"	43,000	42,000	27.7.22 " 8.5				
"	万代橋	"	51,000	49,500	" 10.11 " 11.10				
"	西平和大橋	"	203,000	194,000	" 10.11 " 11.9				
"	新観船橋々脚箇所配水管線路模様替工事	"	50,000	40,000	" 10.24 " 10.27				
"	水匠試験場上屋鉄骨塗装工事	"	28,300	27,400	" 11.15 " 11.24				

課名	工事名称	直営 又請負	設計額	請負額	着工竣工 年月日	翌年度 繰越額	支出額	差引 不用額	不用の 理由
施設	住吉橋 500ミリメートル流失鉄管引揚工事	直営	200,000	32,535	27.10.24 " 11.28				一時工事中
"	富士見町配水管移設工事	"	214,000	203,120	27.7.19 " 7.30				
"	公舎修理工事	請負	180,000	134,000	27.8.28 " 9.24				
"	牛田浄水場在庫鉄管類清掃並びに整理工事	直営	160,000	150,560	27.9.16 " 9.30				
"	観音本町外一カ所配水管移設工事	請負	989,000	950,000	27.9.30 " 10.29				
"	鍛冶工場新築工事	"	850,000	798,000	27.9.25 " 12.27				
"	舟入本町配水管移設工事	"	977,610	755,000	27.9.29 " 10.17				
"	周囲柵設置並びに補修工事	"	260,000	244,800	27.11.1 " 12.0				
"	取水栓復旧工事	"	7,250,000	7,750,000	27.1.7 " 11.15				
"	祇園取水場海床整理並びに取水栓及び集水井内除砂工事	直営	1,370,000	2,309,771	27.12.1 28.2.5				
"	住吉橋上流 450ミリメートル管伏越工事	請負	14,630,000	14,461,000	28.1.7 " 6.30	14,461,000	14,461,000	0	
"	稲荷町外4カ所配水管移設工事	直営	1,283,000	1,215,955	27.4.17 " 5.30				
"	土橋舟入本町間配水管移設工事	請負	3,750,000	3,698,000	27.5.1 " 6.29				
"	土橋広瀬町間西側	"	2,600,000	2,536,500	27.7.1 " 9.8				
"	鶴見宝町地区	直営	3,571,000	3,138,414	27.7.2 " 9.30				
"	広瀬北町新市町地区	"	1,350,000	1,255,300	27.9.26 " 11.19				
"	白島町	"	431,000	407,441	27.10.30 " 11.28				
"	送水ポンプ室新築二次工事	請負	3,370,000	3,257,600	27.5.27 " 9.30				
"	送水ポンプ移設工事	"	7,100,000	6,290,000	27.1.20 " 9.30				
"	ポンプ室3トン起重機製作並びに設置工事	"	950,000	6,991,000	27.7.18 " 9.15				
"	牛田浄水場内800ミリメートル送水管布設工事	"	12,000,000	11,900,000	27.7.16 " 11.4				
"	送水ポンプ附属配管工事	"	4,517,000	4,422,500	27.10.10 " 12.10				
"	浄水場油庫補修その他工事	"	110,000	107,000	28.1.30 " 2.28				
"	牛田浄水場公舎板塀補修その他工事	"	150,000	146,000	27.12.19 28.1.17				

課名	工事名称	直営 請負	設計額	請負額	着工竣工 年月日	翌年度 繰越額	支出 込額	差引 不用額	不用の 理由
給水	基町市営住宅給水工事	請負	40,000	29,900	27.11.29 " 12.1				
"	江波下地区市営住宅	"	1,200,000	1,178,000	27.12.21 28.2.4				
"	江波E地区	"	397,000	369,000	28.1.28 " 3.9				
"	楠木町災害第1, 2, 3区外1カ所市営住宅	"	280,000	255,000	" 1.24 " 3.31				
"	江波ポンプ場	"	116,000	109,000	" 1.24 " 1.31				
"	西新町配水本管及支管伏越工事	"	109,000	103,000	" 1.24 " 2.4				
"	若草町第6区外災害市営住宅給水工事	"	228,000	220,000	" 3.1 " 3.20				
"	千田小学校	"	700,000	649,000	" 3.14 " 3.31				
"	庚午中学校	"	930,000	910,000	" 3.14 " 3.26				
"	段原小学校	"	500,000	480,000	" 3.20 " 3.31				
"	庚午町土地区画整理事務所	"	9,700	8,950	" 3.25 " 3.27				

直営請負を分類して見ると次の通りとなる。

主管課	区分	件数	設計金額	請負若しくは精算金額
浄水課	直営	4	1,173,000	1,048,948
	請負	2	523,000	508,000
施設課	直営	17	17,989,409	16,648,586
	請負	32	82,888,334	79,810,686
給水課	請負	42	14,264,850	13,664,500
合計		97	116,838,593	111,680,720

課名	工事名称	直営 請負	設計額	請負額	着工竣工 年月日	翌年度 繰越額	支出 込額	差引 不用額	不用の 理由
給水	合金鉛管加工工事	請負	100,000	65,150	27.4.20 " 5.19				
"	江波山公園西側堤防配水管増設工事	"	650,000	599,000	" 6.25 " 7.25				
"	仁保町淵崎市役所出	"	640,000	630,000	" 7.3 " 8.11				
"	旭町翠町間配水管連絡工事	"	850,000	824,000	" 7.5 " 8.13				
"	江波町福島町配水管給水幹線敷設工事	"	292,400	268,000	" 9.2 " 9.12				
"	仁保町淵崎配水管増設工事	"	207,000	207,000	" 9.25 " 10.23				
"	仁保町青崎配水管移設工事	"	23,000	22,000	28.1.15 " 1.19				
"	尾長町字山根及び丸山地区配水設備新設工事	"	155,000	151,500	" 1.13 " 1.19				
"	舟入川口町外2カ所給水幹線布設工事	"	167,000	162,800	" 2.17 " 2.21				
"	吉島埋立地配水支管及幹線増設工事	"	575,950	558,000	" 1.27 " 2.23	329,000	329,000	0	
"	東雲町配水支管敷設工事	"	338,000	329,000	" 3.31 " 4.18				
"	富士見町外1カ所給水管線布設工事	"	112,000	107,000	" 3.3 " 3.9				
"	尾長町若草園配水支管増設工事	"	122,000	118,000	" 3.13 " 3.25				
"	皆実町三丁目給水幹線布設工事	"	247,000	241,000	" 3.12 " 4.10	241,000	241,000	0	
"	仁保町柞木外2カ所	"	367,000	355,000	27.9.8 " 10.6				
"	保健所給水工事	"	750,000	724,000	" 3.5 " 9.25				
"	天満小学校給水装置増設工事	"	450,000	430,000	" 3.10 " 8.10				
"	広島市中央卸売市場内量水機設置工事	"	135,000	135,000	" 5.27 " 6.19				
"	若草町災害市営住宅給水工事	"	354,000	339,000	" 3.22 " 5.31				
"	楠那保育園	"	82,000	63,500	" 7.1 " 7.7				
"	若草町第4, 5区災害市営住宅	"	222,000	194,000	" 8.26 " 9.12				
"	広島市大手町第2児童公園	"	17,500	14,400	" 8.25 " 8.30				
"	広島市競輪場	"	1,950,000	1,930,000	" 9.17 " 12.4				
"	自動三輪車々庫	"	80,000	58,400	" 10.14 " 10.21				

事務處理について

一 予算整理簿において不用打切額を生じた場合の整理ができていない、また経費支出額を正した際概算額に記入せず整理しているものがあつたが妥当でない。

二 昭和二十七年十二月十八日市長室の発議により、建設局と水道局双方負担による食糧費の支出額をたて、公営企業切替後の一月二十八日に水道局へ廻付し水道局では同額の写を作成の上支出していたが、これは水道局として別途に何れを起し支出すべきであつた。

三 証明願に貼付してある収入証紙の消印のないもの又は旧年度の証明番号を付したものがあつたが注意すべきである。

なお、当局においては公営企業切替後も市の収入証紙を使用しており、その使用高は現在一カ月約二十万円ないし二十五万円程度に達しているようであるが、これが証紙については将来水道局専用ものを発行するか、あるいは現金納付の制度に切り換える等考究すべき要があることを認めた。

四 職員の出勤簿押印は本庁同様支出入口において行つてゐるが、現場関係職員は裏門守衛所に印判を一括保管し、登庁の際本人に押印しているがこれは正規の場所において捺印するよう厳に注意しなければならぬ。

五 所有土地の台帳記載坪数は取得当時のままとなつてゐるため、過小土地が相当あり、なかには一坪未満の土地もあるが、これらについては合筆して一口ごとにまとまつたものにしておく必要があり、また実測も逐次行つて台帳坪数と合致するようにせられたい。

一 現在水道使用料の徴集員は二四名でその中一七名は臨時職員を充当しているが、これら徴集員が取り扱ふ現金は一人一日平均約二、三万円となつており、これが取扱保管については特に万全を期せられたい。

会計課

一 現在水道使用料の徴集員は二四名でその中一七名は臨時職員を充当しているが、これら徴集員が取り扱ふ現金は一人一日平均約二、三万円となつており、これが取扱保管については特に万全を期せられたい。

なお、局内臨時職員の賃金は、次表の通りとなつてゐる。

職 名	人 員	総 賃 金 額	平 均 額	最 高	最 低
臨時事務員	一〇八	三三、六〇五	二二八・五〇	三三〇	一七五
技 術 員	一六	三、八七〇	二四一・八八	三七〇	一九〇
現 業 員	六三	一五、四〇五	二四四・七六	三三〇	一六〇
計	一八七	四二、七〇〇	二二八・三二		

なお、現在一七名の臨時職員は現金を取り扱ひながら臨時という理由により現金取扱員に任命してないが、たとえ臨時といえども管理者において採用した以上企業職員として交りわなければならないから、現金取扱員として正式に任命し、報償金等も他の事務員同様支給されるよう考慮すべき要があり、また一方本人の職務上の責任については他の職員となら交りないことはいうまでもないことである。

二 現金預金の手持高は公営企業切替以来一、五〇〇万円以上となつており、これは工事請負金支払に要するための手持準備金と称しているが、資金運用の面において拙劣の点なしといえないものがあるから、これが運用についてなお一層研究に努めると共に、差し当り必要でない現金は定期預金その他適当な方法により死蔵することのないよう処理に遺憾なきを期せられたい。

三 昭和二十八年一月一日公営企業として発足するに際し法に基く資産の再評価をしてゐるが減価償却費を水道使用料の約一割にとどめるため、評価額の八〇%としているのであるが一律に八〇%とすることなく実情に応じ五〇%あるいは一〇〇%のものもあるという処理方法が適当であつたと思考される。

また再評価係数の見違ひにより評価額の相違するものは決算期において修正すべきである。

なお、減価償却は定額法によらず定率法によるべきである。

二 現金預金の手持高は公営企業切替以来一、五〇〇万円以上となつており、これは工事請負金支払に要するための手持準備金と称しているが、資金運用の面において拙劣の点なしといえないものがあるから、これが運用についてなお一層研究に努めると共に、差し当り必要でない現金は定期預金その他適当な方法により死蔵することのないよう処理に遺憾なきを期せられたい。

三 昭和二十八年一月一日公営企業として発足するに際し法に基く資産の再評価をしてゐるが減価償却費を水道使用料の約一割にとどめるため、評価額の八〇%としているのであるが一律に八〇%とすることなく実情に応じ五〇%あるいは一〇〇%のものもあるという処理方法が適当であつたと思考される。

また再評価係数の見違ひにより評価額の相違するものは決算期において修正すべきである。

なお、減価償却は定額法によらず定率法によるべきである。

あつて、車輛運搬具、機械等は全体の資産金額の割合から見れば少額ではあるが得る限り正確を期するためには、個々の物品につき実情に応じた減価償却をなすべきが妥当であると思はれる。

財産台帳の再評価額並びに減価償却額の算出の基礎は備考欄に記入し、また倍数表通り行つていないものは註記しておかれたい。

昭和二十七年六月譲渡を受けた旧軍用施設の内、配水管の延長メートル数は調査未済のため記入してないが、早急に現地調査の上整理しておかれたい。

四 器具備品と消耗品との区別は購入価格一万円を限度とし、一万円以内のものは消耗品として備品台帳に記載してないが、価格の面でのみ分類すると耐用年数と矛盾を生ずるものもあり品名録を作製して価格の面と双方より斟酌して分類をなし、努めて実情に合うようにしなければならぬ。

五 収入支出並びに振替伝票は会計課長が証拠書類に基いて発行することになつてゐるが、各課においては伝票に類似した調書を発行し、決裁を受けたものを会計課に廻し会計課はこれにより伝票を発行してゐるのであるが、この調書は不必要であり各課で証拠書類に基き伝票を発行する方が能率的である。

六 現在手持現金はすべて銀行預金としており出納帳残高は銀行預金残高となつてゐるが、預金は一般預金と預り

金と二口になつており、預り金は税金、あるいは下水道使用料等水道局の会計に属さない現金とし、貸借対照表中「預り」と一致しているものであるが元帳の記帳処理に誤りはないが、銀行に預け入れを誤り、預り金を一般預金に入れる等二口あるためかえつて煩雑になつてゐると思はれるから一口にまとめるを要する。

七 水道料金の調定は調査員が戸割に調査し、これを基礎とし各期の調定をしてゐるが、二十八年一月末現在における調定件数二九〇、一一一件に対し減額調定は一三、〇八〇件で約四・五%となつてゐるが調定に際しては得る限り正確なる資料により減額調定件数の削減に努められたい。

給水課

一 水道事業の維持管理は水道使用料で賄うのが原則であつて工事で収益を上げてはならないのである。

当課においても主要業務である給水管の維持管理殊に修理はでき得る限り直営でなし請負を避けてゐるが終戦後物価の不規則なる変動により、企業の観点よりすると著しく矛盾を感じられるものがある。

即ち、市民に請求する材料代はすべて市の仕入価格に割の雑費を加えたものとしてゐる関係上仕入時期によつて相当の高低があり市民感情の上からも好ましくないものがあるから、ある程度時価を考慮し材料代を調定する要があると認めたい。

二 量水器の普及は維持管理、特に節水上義務であるが、現在給水戸数六万戸に対し僅か八千戸に過ぎない状態である。しかしながら終戦前の七千戸に比すれば一千戸の増加となつており相当努力が払われているようであるが、将来の飛躍を考へ、且つ、使用料の合法的徴収という点よりしても、今後これが普及には特段の努力を要するものである。

なお、本年度において二千個の増設を予定しているが仮に全戸を計量制とする場合は更に二億五千万円という巨額の経費を必要とすることとなり、これが財源について

二 量水器の普及は維持管理、特に節水上義務であるが、現在給水戸数六万戸に対し僅か八千戸に過ぎない状態である。しかしながら終戦前の七千戸に比すれば一千戸の増加となつており相当努力が払われているようであるが、将来の飛躍を考へ、且つ、使用料の合法的徴収という点よりしても、今後これが普及には特段の努力を要するものである。

なお、本年度において二千個の増設を予定しているが仮に全戸を計量制とする場合は更に二億五千万円という巨額の経費を必要とすることとなり、これが財源について

ても特別な措置を講じなければならぬこととなるのである。

量水器の取締、検針等料金に關しては会計課で、維持管理の面では給水課においてそれぞれ所管してゐるのであるが、営業体として能率を向上させるためにはこれが機構の点についても将来研究改善の要がある。

三 指定水道工事は規程に基き管理者が許可してゐるのであるが、工事店が許可申請した場合個人、法人を問わず一律に個人に許可を与えたことになつてゐるが、法人の場合は必ず定款を必要とするのであつて、従来のように指定工事店の許可を受けた後において会社を設立するといふようなことは、現行規程においては認められていないから注意されたい。

四 当課で取り扱つてゐる貯蔵品は約六六〇余種あり、これが出納保管には相当の努力を要するものであるが係員はよくこれを整理し、概ね良好と認められたが次の点について注意しなければならぬ。

(一) 棚卸しは必要に応じて実施しなければならぬが殊に期末決算の際の棚卸しは厳正でなければならぬ。これがためには棚卸しの方法は勿論保管方法、品分類方法等に一層研究、改善を要する。

(二) 現在物品は先入先出の方法により出庫しており、昭和二十八年一月一日以前に購入したものをA、以後のものをBと分類しているが、既にBはないのに出庫伝票を発行し、しかも元帳はAを出庫したことになつてゐるもの、又はAを出庫すべきをBを出庫してゐるものなどあり注意を要する。

(三) 物品を入庫して台帳に記入せず直ちに在庫してゐるものがあり、また撤去品は倉庫に入れ修理加工の後貯蔵品となるまでは中間に浮いてゐる形となつてゐるが、これは一応未整理品として整理しなければならぬ。

四 出入庫伝票を発行した後誤りを発見し、訂正伝票を発行してゐるも元帳に記載してないものがあつたが

四 出入庫伝票を発行した後誤りを発見し、訂正伝票を発行してゐるも元帳に記載してないものがあつたが

注意を要する施設課

一 資金前渡金出納帳において残高においては相違はないが、公営企業に切替時の整理に実際と喰違つたものあり訂正を要する。なお、賃金支払に当り預金より直接支払つたような取り扱ひになつてゐるが妥当でない。

二 認承事業において工事の最終日に賃金を操作して申請額に一致してゐるが、賃金で操作せず事務費若しくは工事雑費で操作するようにされたい。

三 当課で取り扱つてゐる貯蔵品は約五一〇種類あり、且つ、購入品のみでなく再用品もあり、しかも材料置場として市内五カ所に集積してゐるが撤去品中配水管に類するものは一度水圧試験に合格したものを貯蔵品として振替へ、不合格品は屑鉄として処理されてゐるがその取扱は適切であると認められたが、合格品は検査終了するまで、不合格品は換価処分するまで一応未整理品として帳簿に記載されてゐるも勘定上つてゐないが適当でない。

四 現在当課で所管する貯蔵品は昭和二十二年完工予定の第四期拡張工事の關係もあつて、二五、一六九、〇〇〇余円という額になつてゐるが公営企業切替を契機に貯蔵品の再検討をなし、死蔵、滞蔵品の整理を積極的に実施する要があると認めたい。

五 認承事業中配水管移設工事の鉄管は、元の古鉄管七〇%、新品補充三〇%と規定されているが、検査不合格その他都市計画の關係等により撤去不可能のものもあり事上新品補充五〇%の率となつており設計変更もまたやむを得ざる状態となつてゐる。

しかしながら移設工事を行つたからと総延長に変化を来すものでなくまた使用料等も従前より上廻るもので

四 現在当課で所管する貯蔵品は昭和二十二年完工予定の第四期拡張工事の關係もあつて、二五、一六九、〇〇〇余円という額になつてゐるが公営企業切替を契機に貯蔵品の再検討をなし、死蔵、滞蔵品の整理を積極的に実施する要があると認めたい。

五 認承事業中配水管移設工事の鉄管は、元の古鉄管七〇%、新品補充三〇%と規定されているが、検査不合格その他都市計画の關係等により撤去不可能のものもあり事上新品補充五〇%の率となつており設計変更もまたやむを得ざる状態となつてゐる。

しかしながら移設工事を行つたからと総延長に変化を来すものでなくまた使用料等も従前より上廻るもので

四 現在当課で所管する貯蔵品は昭和二十二年完工予定の第四期拡張工事の關係もあつて、二五、一六九、〇〇〇余円という額になつてゐるが公営企業切替を契機に貯蔵品の再検討をなし、死蔵、滞蔵品の整理を積極的に実施する要があると認めたい。

五 認承事業中配水管移設工事の鉄管は、元の古鉄管七〇%、新品補充三〇%と規定されているが、検査不合格その他都市計画の關係等により撤去不可能のものもあり事上新品補充五〇%の率となつており設計変更もまたやむを得ざる状態となつてゐる。

しかしながら移設工事を行つたからと総延長に変化を来すものでなくまた使用料等も従前より上廻るもので

はないが、逆に資産は大となり同時に償却費も平行して大きくなるという結果が生れるものと思考せられるのでこれが取扱については今後充分研究、対策を講じる必要がある。

なお、取換資産として撤去費を損費に計上し、固定資産価額の異動整理を行わない、いわゆる更新法によることも一方法と思われ、殊に口径の小さい配水管等は取替も多く、量水器に採用している本法を適用して処理するがよいと思われる。

浄水課

一 簿外備品、消耗品の出庫に当り急を要するものは控書にし、後に出庫伝票を発行しているが、記帳だけして伝票を落しているものあり、伝票はすべて勘定の基となるものでありこの点取扱者に対し充分徹底せしめる要がある。

また出庫伝票は決裁後綴り込んでいるが現品は出なかつたとのことで記帳せず保管しているものなどあり注意しなければならぬ。

二 簿外物品整理簿には員数のみ記載し、価格を記してないが簿外物品も毎年四月末日までに管理者に報告するよう規程で定められているのであるから、常に整理しておくかなければならぬ。

なお棚卸しは帳簿の棚卸しのみでなく現品についても必ず行い、帳簿と現品と照合しその一致を確認しなければならぬ。

工事関係

一 昭和二十六年十月十六日ルース台風により流失した住吉橋仮木橋に添架してあつた五〇〇ミリメートル管の引揚工事に着工せるも、橋体取りこわし後でなければ工事不能と判明し、翌十一月十五日一応これを打ち切り、橋体取こわし後の昭和二十七年十一月二十四日再び着工、翌二十八年三月三十一日には障害物のため更に中止届を出しているが、実際は着工後間もない十一月二十八日に工事不能となり中止しているものである。

本件については着工前の調査も不充分と思われ、且つ、実際に工事中止となつた時期等よりすれば当然企業会計切換までに精算すべきであつた。

二 各工事の精算は工事監督が責任者となつているが竣工後すみやかに精算しなければならぬ。なお、精算金額は関連費を除く会計の資産への振替金額と一致しなければならぬ。

諸負工事の精算書は従来作成されていなかったが直営工事同様工事監督は精算書を作り、会計課で工事勘定を資産勘定に振り替える伝票金額と照合ができればならぬ。

三 工事の発生品を貯蔵品若しくは不用品に振り替えるには工事監督が工事日報に撤去品を記入して、これを貯蔵品倉庫に送り清掃若しくは修理をして、水圧試験その他の検査をなし、合格したものを貯蔵品に、不合格品を屑鉄又は不用品に振り替えているが、この工事はすべて設計書に組んであり工事監督の責任となつているが、実際は倉庫に送付した時既に工事監督の責任を離れておるから、工事監督と倉庫主任との受渡は伝票により書類の上からも明らかにするよう取扱を規定しなければならぬ。

四 工事設計書に記載する材料の名称、分類、単位等は貯蔵品元帳のそれと一致すべきであるがこれが一致していないため金額も正確に出ず、また設計変更をした場合、元帳と照合できない場合もあるから注意されたい。

五 直営工事において精算書には諸資材費と労務賃金の集計額となつているが、失対人夫の失業保険料を含んでいないため、会計の工事勘定より資産勘定への振替金額より関連費を差し引き、撤去費を加えた額と一致しないから精算書には精算金額と竣工金額とを別にし、なお精算金額は会計の振替金額と一致するよう取り扱われたい。

むすび

以上監査結果の概要を述べたのであるが公営企業法が実施されて以来未だ日も浅く、且つ、本法は実際に運営して

見るに実情に即しない面もあり、殊に東京、大阪のごとき大都市にもまた辛うじて本法の適用を受ける小都市にも本法が画一的に適用せられることは実情に即せず不合理の点もあり、将来再検討をなし適正化する要ありと認められた。

しかしながら全職員はよく立法精神に則し法の運用に最善を尽し、その基準原理たる公共性及び経済性の確立に向つて鋭意努力しており、将来公営企業体として健全なる発展を遂げるものと確信するものである。

この条例は、公布の日から施行する。

機 関	目 的
広島市賠償審査会	市長の諮問に依り、市の賠償又は補償に關し必要な事項を審査すること。
広島市競輪競馬運営委員会	市長の諮問に依り、市営の競輪及び競馬に關する重要事項を審議すること。
広島市財政調査委員会	市長の諮問に依り、市財政全般の調査研究をすること。
広島市寄附財産管理委員会	市長の諮問に依り、市に寄附された寄附財産の使用方法について審議すること。
広島市平和記念都市建設協議会	市長の諮問に依り、広島平和記念都市建設法に基き建設計画及び建設事業の促進と完成に關し協議すること。
広島港港務委員会	市長の諮問に依り、広島港港務振興促進のための重要事項について立案審議すること。
広島市町界町名地番整理審議会	市長の諮問に依り、広島市町界町名地番整理審議会に關し、必要事項を審議すること。
広島市失業対策事業就業者就職資金貸付審査委員会	市長の諮問に依り、失業対策事業就業資金貸付審査委員会に關し、必要事項を審議すること。
社会保険広島市市民病院運営委員会	市長の諮問に依り、市民病院の運営に關する事項について審議すること。
広島市中小企業融資委員会	市長の諮問に依り、中小企業の融資に關し主要事項を審議すること。
広島市農業生産施設再建融資委員会	市長の諮問に依り、市農業生産施設再建融資制度の適正な運営を期すること。
広島市中央卸売市場運営委員会	市長の諮問に依り、市場の運営に關し、基本的な重要事項を審議すること。

広島市同和対策推進審議会
市長の諮問に依り、同和対策事業推進立案審議すること。

広島市中小企業設備近代化融資諮問委員会
市長の諮問に依り、広島市中小企業設備近代化融資制度の運営に關する事項を調査審議すること。

広島市更生資金運営審議会
市長の諮問に依り、更生資金及び生業資金の運営に關する事項を調査審議すること。

広島市消防委員会
市長の諮問に依り、市消防団の重要事項に關し、審議すること。

審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第三十六号
審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例

第一条 審査会、審議会及び調査会の委員その他の構成員（以下「委員等」といふ。）に対する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法に關しては、他の条例に特別の定めがあるものを除く外、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十三條の規定に基き、この条例の定めるところによる。

第二条 報酬は日額とし、勤務一日につき三百円とする。

2 委員等が、本市から地方自治法第二百四條に規定する給料又はこれに準ずる手当を受けているときは、前項の規定にかかわらず、報酬は、これを支給しない。

3 報酬は、毎月月上旬に、前月分を支給する。

第三条 委員等が、その公務により広島市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の費用弁償額は、広島市職員等の旅費に關する条例（昭和二十七年広島市条例第十七号）中別表第一に掲げる十一級の職務にある者相當の旅費額とし、その支給については、同条例の規定を準用する。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

昭和二十八年八月十八日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第三十七号
広島市東部復興土地地区画整理委員会委員の報酬及び費用弁償条例をここに公布する。

（この条例の趣旨）

第一条 広島市東部復興土地地区画整理委員会委員（以下「委員」といふ。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に關しては、この条例の定めるところによる。

（報酬）

第二条 報酬は、月額三千五百円とし、毎月下旬に支給する。

2 報酬は、新任者及び退任者とも当月分を支給する。

第三条 委員が、その公務のため広島市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の費用弁償額は、広島市職員等の旅費に關する条例（昭和二十七年広島市条例第十七号）中別表第一に掲げる十三級の職務にある者相當の旅費額とし、その支給については、同條例の規定を準用する。

附則
この条例は、公布の日から施行する。

広島市保育園条例の一部を改正する条例をここに

に公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市条例第三十八号

広島市保育園条例の一部を改正する条例

広島市保育園条例（昭和二十三年十月四日広島市条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

「幼児」を「乳幼児」に改める。

第十条を第十一条とし、第九条の次に第十条として次の一条を加える。

第十条 市長は、民間の社会事業経営者又は団体に保育園の経営を委託することができる。

別表青崎保育園の項位置の欄中「広島市仁保町堀越」を「広島市仁保町字洋」に改め、同表中こぼと保育園の項の次に次のように加える。

庚午	若草町
わかさ	南三篠町
南三篠	千田町
千田	

附則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

広島市財政調査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第四十三号

広島市財政調査委員会規則の一部を改正する規則
広島市財政調査委員会規則（昭和二十七年広島市規則第

十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市財政調査委員会（以下「委員会」といふ。）の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

第三条を削り、第四条を第三条とし、以下順次繰り上げ

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市消防委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第四十四号

広島市消防委員会規則の一部を改正する規則

広島市消防委員会規則（昭和二十七年広島市規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市消防委員会（以下「委員会」といふ。）の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

第二条を削り、第三条を第二条とし、以下順次繰り上げ

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市同和対策推進審議会規則の一部を改正する

規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第四十五号

広島市同和対策推進審議会規則の一部を改正する規則

広島市同和対策推進審議会規則（昭和二十八年広島市規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（この規則の趣旨）

第一条 広島市同和対策推進審議会（以下「審議会」といふ。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

広島市寄附財産管理委員会規則をここに公布す

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第四十六号

広島市寄附財産管理委員会規則

（この規則の趣旨）

第一条 広島市寄附財産管理委員会（以下「委員会」といふ。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基き、この規則の定めるところによる。

第二条 委員会は、市長の諮問に応じ、寄附財産の使用方法について審議するものとする。

第三条 委員会は、委員十五名以内で組織する。

2 委員は、左に掲げる者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

一 市職員

二 市議会議員

三 学識経験者

3 委員（市職員である委員を除く。）の任期は、一年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 委員のうち一人を委員長とする。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（公議）

第五条 委員会は、委員長が招集する。

第六条 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶務）

第七条 委員会の庶務は、市長室において処理する。

（委任規定）

第八条 この規則に定めるものの外、委員会に關し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第四十七号

広島市賠償審査会規則の一部を改正する規則

広島市賠償審査会規則（昭和二十七年広島市規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（この規則の趣旨）

第一条 広島市賠償審査会（以下「審査会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第四十八号

広島市保育園条例施行細則の一部を改正する規則

広島市保育園条例施行細則（昭和二十三年十月四日広島市規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

「幼児」を「乳幼児」に改める。

第四條中「青崎保育園 一〇〇」を「青崎保育園 六〇」に「己斐」一五〇」を「己斐」一九〇」に改め、「こぼと」六〇」の次に次のように加える。

庚午 " 五〇

わかさ " 四〇

南三篠 " 四〇

千田 " 五〇

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市更生資金運営審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第四十九号

広島市更生資金運営審議会規則の一部を改正する規則

広島市更生資金運営審議会規則（昭和二十八年広島市規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（この規則の趣旨）

第一条 広島市更生資金運営審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市町界町名地番整理審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十号

広島市町界町名地番整理審議会規則の一部を改正する規則

広島市町界町名地番整理審議会規則（昭和二十七年広島市規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改正する。

第一条中「広島港湾委員会（以下委員会という。）は」を「委員会は」に改め、同条中「立案」を削り、同条を第二条とし、以下順次繰り下げ、第二条の前に第一条として、次の一条を加える。

第一条 広島港湾委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪運営委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十四号

広島市競輪運営委員会規則の一部を改正する規則

広島市競輪運営委員会規則（昭和二十七年広島市規則第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市競輪馬運送委員会規則

第一条を次のように改める。

第一条 広島市競輪馬運送委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市競輪関係者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十五号

広島市競輪関係者規則の一部を改正する規則

広島市競輪関係者規則（昭和二十七年広島市規則第七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

広島市競輪関係者規則

第一条を次のように改める。

第一条 広島市競輪関係者（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十三号

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則

広島市賠償審査委員会規則（昭和二十七年広島市規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条を次のように改める。

（この規則の趣旨）

第一条 広島市町界町名地番整理審議会（以下「審議会」という。）の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市中小企業融資委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十一号

広島市中小企業融資委員会規則の一部を改正する規則

広島市中小企業融資委員会規則（昭和二十七年広島市規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市中小企業融資委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市中小企業融資委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十二号

広島市中小企業融資委員会規則の一部を改正する規則

社会保険広島市市民病院運営規則（昭和二十七年広島市規則第六十一号の二）の一部を次のように改正する。

（病院運営委員会）

第五条 市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第二条の規定により設置された社会保険広島市市民病院運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、左に掲げる委員をもつて組織する。

一 市長の事務部局（病院を除く。）の職員二名

二 病院の職員 二名

三 市議会議員 二名

四 被保険者を代表する者 二名

五 事業主を代表する者 二名

六 公益を代表する者 二名

2 前項の委員は、市長が任命又は委嘱する。但し、第四号及び第五号の委員の委嘱については、広島県知事（以下「知事」という。）と協議するものとする。

第八条を次のように改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十三号

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則

広島市賠償審査委員会規則（昭和二十七年広島市規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市賠償審査会（以下「審査会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

広島市規則第五十四号

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則

広島市賠償審査委員会規則（昭和二十七年広島市規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 広島市賠償審査会（以下「審査会」という。）の組織、所掌事務及び委員並びにその運営に關しては、市長の附屬機関の設置に關する条例（昭和二十八年広島市条例第三十五号）第三条の規定に基づき、この規則の定めるところによる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

広島市賠償審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者

広島市助役 高山 一 三

二 新制高等学校若しくは旧制中等学校(乙種農学校を含む)を卒業した者又はこれと同等の学力を有する者

第三條 研究生の定員は、十名とする。

第四條 研究生の修業期間は、一年とし、毎年四月に始まり翌年三月に終るものとする。

第五條 授業料は、徴収しない。

第六條 修業事項は、左の通りとし、講習及び実習によりこれを行う。

- 一 温室園芸及びその経営に関する事項
- 二 園芸作物に関する事項
- 三 種芸に関する事項
- 四 病害虫に関する事項
- 五 土壌及び肥料に関する事項
- 六 その他園芸に必要な事項

(講師)

第七條 講習及び実習の指導は、主として指導所の職員が行う外、必要に応じ、専門技術者を招いてこれを行う。

(入所の手続等)

第八條 入所希望者は、入所願(第一号様式)に履歴書(第二号様式)及び最終学校の卒業証明書添えて、毎年三月十五日までに指導所長に提出しなければならない。

第九條 入所の許可は、前条第一項の入所希望者について人物審査及び身体検査を行い、指導所長が決定する。

前項により入所の許可を得た者は、許可を得た日から一週間以内に、誓約書(第三号様式)を指導所長に提出しなければならない。

第十條 指導所長は、研究生が左の各号の一に該当する場合において、退所を命ずることがある。

- 一 成績が著しく不良で修業の見込のないとき。
- 二 指導所長の命に従わないとき。
- 三 疾病又は事故により一月以上休業したとき。

第十一條 研究生が修業期間を満了したときは、成績を審査して、修了証書(第四号様式)を授与する。

第十二條 この規程に定めるものの外、修業に関する必要な事項は、指導所長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 昭和二十八年度の修業期間は、第四條の規定にかかわらず、昭和二十八年九月から昭和二十九年三月までとする。

様式第二号

履歴書

本籍 氏 名
現住所 氏 名
年月 日生

- 一、学業
- 一、賞罰

右の通り相違ありません

年月 日 氏 名

様式第一号

入 所 願

この度貴所研究生として入所致したので別紙履歴書、卒業証明書を添えてお願い致します。

年月 日 氏 名

廣島市園芸指導所長氏名殿

様式第三号

誓約書

この度入所を許可されましたについては規程等を堅く守り専心研究することを誓います。

- 本籍
- 現住所

年月 日 氏 名

廣島市園芸指導所長氏 名殿

様式第四号

第 号

修了証書

氏 名

年 月 日生

右の者は本所所定の課程をおさめ、これを修了したることを証する。

廣島市園芸指導所長氏 名

廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年八月十八日

廣島市長職務代理者

廣島市規則第六十号

廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

第六号様式之二(第二十二條之二)

月分歳入(出) 予算執行状況報告 局 課

款項	目 節	本年(算) 額		前月(算) 額		本月(算) 額		前月(算) 額		摘要
		計	計	計	計	計	計	計	計	
歳入	歳入	()	()	()	()	()	()	()	()	
歳出	歳出	()	()	()	()	()	()	()	()	
合計	合計	()	()	()	()	()	()	()	()	

廣島市失業対策事業就労者就職資金貸付条例施行規則(昭和二十七年廣島規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 左の各号に掲げる要件を備えている者は、条例第三條第一号に規定する資格を有するものとする。

一 公共職業安定所において、日雇労働者の登録を受けてから二月以上の期間を経過した者。

二 同一事業所に三月を越えて引き続き雇用されること(日々雇い入れることを除く)が明らかとなつたこと。

三 就職後、最初に支払われる賃金を受けるまでの生計を維持することが、困難と認められること。

四 就職が確定した日の属する月の前二月における、その者の公共職業安定所の紹介による就労日数が、それぞれ十八日以上であること。

五 就職後に支払われる賃金が、七日以上の期間を以て支払われること。

六 就職することが確定した事業所の所在地、信用度及び就職後、その者に支払われる賃金からみて、貸付金

の返還が確実と認められること。

2 前項の規定にかかわらず、前項各号の要件のうち、第一号又は第四号のいずれか二の要件を欠く者であつても、市長が特に必要と認めるときは、就職資金の貸付を受ける資格を有する者とみなす。

第十二條を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

廣島市予算、決算及び会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月一日

廣島市長職務代理者

廣島市規則第六十一号

廣島市予算、決算及び会計規則(昭和二十五年八月十四日廣島市規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六号様式之二を次のように改める。

記載上の注意

- 1 本規則は、各款ごとに調整し5日までに提出すること。
- 2 () 内には、資金関係事項を記入するものとし、款項のみを記載する。資金訓令の款項の別り振りは、適宜行うものとし、将来への拘束はないものとする。
- 3 支出額額は、予算に於ては同様のものを含み、資金については、会計課へ命令送達した額とする。
- 4 収入額額は、予算に於ては確定(即ち収入命令額)を、資金に於ては現実に収納した額とする。
- 5 提出期限は、2部とする。

この規則は、公布の日から施行する。

広島市消防職員及び消防団員の消防操法に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月一日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市規則第六十二号

広島市消防職員及び消防団員の消防操法に関する規則

広島市消防職員及び消防団員の消防操法については、別に定める場合を除き、消防操法の準則(昭和二十八年七月二十三日国家公安委員会告示第三号)による。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

◎ 告 示

広島市告示第十号
建築基準法第五十四条の規定に基づき左記の通り公開による聴問を行う。

昭和二十八年八月十七日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

- 一 開催日時 昭和二十八年八月二十日午前十時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九
広島市庁舎内建設局長室
- 三 申請者住所 広島市大手町九丁目二二四ノ二
- 四 申請者氏名 笠原 真 一
- 五 建築場所 広島市吉島本町東新地七九八ノ三
- 六 用途概要 製材工場、木造二階建、延二四・五平
- 七 地 域 住居地域
方メートル、動力二十三馬力
- 八 抵触法令 法第四十九条第一項(別表(イ)項第二号)

- 一 開催日時 昭和二十八年八月二十日午後二時
- 二 開催場所 広島市国泰寺町三九
広島市庁舎内建設局長室
- 三 申請者住所 広島市南観音町北一丁目六六四
- 四 申請者氏名 田 中 繁
- 五 建築場所 広島市南観音町北一丁目六六四
- 六 用途概要 木工場、木造二階建、延一八・五坪動力二馬力
- 七 地 域 住居地域
- 八 抵触法令 法第四十九条第一項(別表(イ)項第二号)

広島市告示第十一号
社団法人全国市有物件災害共済会から、昭和二十七年事業経営状況について、左記報告書を受けたので、地方自治法第二百六十三条の第三項の規定に基づき、これを公表する。

昭和二十八年八月十八日

広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

社団法人全国市有物件災害共済会
法人 昭和二十七年事業経営状況報告書

本会が、昭和二十四年一月四日地方自治法第二六三条の規定により、内閣総理大臣の許可を受け同月一八日より市有物件の火災共済の業務を開始し、次で昭和二十七年七月二日以内閣総理大臣の認可を受け、同年八月一日より、市有自動車損害共済の業務を開始して、本日ここにこれらを包括した第四年度の決算を報告し得ることは、誠に同慶の至りに堪えない。

(一) 火災及び自動車事故の全国的概況
昭和二十七年は、全国的に火災が多かつた年で次表のよう件数としては、二二、〇七五件に達する多事な年であった。

全国火災件数累年比較

年次	実数	指数	年次	実数	指数
昭和16	14,815	89.6	大正15	16,541	100.0
" 17	16,596	100.3	昭和2	16,274	98.4
" 18	15,456	93.4	" 3	16,422	99.3
" 19	12,483	75.5	" 4	17,546	106.1
" 20	9,924	60.0	" 5	17,279	104.5
" 21	14,460	87.4	" 6	16,286	98.5
" 22	18,806	113.7	" 7	18,477	111.7
" 23	17,022	102.9	" 8	18,715	113.1
" 24	18,484	111.7	" 9	19,432	117.5
" 25	19,243	116.3	" 10	18,335	110.8
" 26	21,223	128.3	" 11	18,125	109.6
" 27	22,075	133.4	" 12	17,846	107.9
			" 13	17,308	104.6
			" 14	17,069	103.2
			" 15	16,845	101.8

二 しかしてこれを、市部対郡部の割合より観察すると、郡部の火災八、三七九件(三七・九六%)に対し、市部の火災件数が町村のそれよりも約二割四分程度多く、しかもそれは前年に比較して増加の傾向にあることは、例えその間新市の増加ありとするも、われわれの大に留意しなければならぬ点である。

しかも同年中の全国建物火災件数一八、三五〇件中、官公庁、学校等の公有物件に割合に火災が多く、なお前年に比較して学校火災が多くなつてきていることは、われわれの更に注意を深くしなければならぬ点である。

三 かく、昭和二十七年内に火災が多かつたことの原因は、国家消防本部の調査によると原因不明のものを除いて、多く煙突・漏電・煙草・油引火・弄火・焚火・取灰等の不始末又は防火の疎漏による事故と放火に起因するようであるが、今期における市有物件の火災原因は、次

表の如く類焼よりも自火若しくは原因不明等の失火によるものが多く、次で残火の不始末・煙突の過熱・漏電・放火及び煙草の吹散によるものが比較的多い。これは、焼すところ公有物件に対する防火思想の乏しいことを裏書すると同時に、出火原因の探索並に火災責任追及の不徹底なることを意味し、真に遺憾に堪えない。

四 融つて、自動車損害共済の対象である市有自動車は、終戦後公私自動車数の激増に伴い各市の自動車事故も比年増加し、その原因、損害ともに漸く多角的にならうとしている。即ち、全国自動車の交通事故は、昭和二十六年においては四一、四二二件に達し、その事故は多く追越の不注意・優先交通権の無視・ハンドルの操作不確実及び徐行の不履行等に起因しているようだが、市有自動車の今期八箇月間における事故原因は、多くハンドルの操作不確実と追越の不注意に起因するが如くである。しか

これが事故原因は自動車そのものの性質上、善良な市職員の見守りのいかんにかかわらず、相手方の過失によりても惹起せられるものであるから、この点につき一層各市当局者の関心を求めざるを得ない。

(二) 共 済 事 故

五 設立四年度を終えまだ試練期にある、本会は、かかる状況下において、当事者は市有物件に火災その他の事故の少なからんことを神かけて祈つた。しかし天災ならぬこの災害は年度中に次表の如く惹起され、これが災害共済金の支出は総額金一六八、七八〇、七三〇円、一四〇〇件(内訳・火災共済金一六六、八五三、四五一円、一〇二件・自動車損害共済金一、九二七、二六九円、一九件)に達した。この数額は火災共済については前年度支出額九八、一七五、二三五円、一〇二件に比較して、金額において六八、六七八、二一六円、件数において一九

件の増加に相当する。

本会は、各市よりこれ等罹災の急報ある毎に、本・支部職員を現地に派し又は調査の適正、敏速を図り、遅滞なく災害共済金を当該市に支払いもつて相互救済の使命を完了した。

六 かくて、支払共済金総額の共済基金分担金総額に対する割合は五〇・七%、総収入に対する割合は四五・〇%であり、更にこれを細分すると、火災共済による支払共済金総額の共済基金分担金総額に対する割合は、前年度の四三・五%に対し五〇・六%、即ち七・一%の増率であり、自動車損害共済のそれは五三・〇%であるが、これは既に事業計画の当初において測定された損害率内のものであり、固より事業の基礎に何等の動搖を与えるものではない。

市別・物件別・共済金別・共済事故表

月 日	市 別	物 件	罹 災 坪 数 等	原 因	災 害 共 済 金	支 払 月 日
昭和二八年 一・一九	函 館	函 館 中 学 校	四一六・五〇	失 火	四、八〇三、四六二	一月二六日
三・二六	帯 広	西十條南十三丁目 市営住宅	〇・五〇	漏 電	二〇、一四〇	四月三日
計	二市	二件	四一七・〇〇		四、八二三、六〇二	
東 北						
昭和二七年 五・一五	若 松	城西小学校	屋根約一〇・〇〇	煙突の飛火	二六、三六四	六月一七日
一〇・四	白 河	屠 殺 場	四・五〇	コルタール燃解 中引火	三三、五〇〇	一〇月一八日
一一・一〇	青 森	油川警部補派出所	壁・畳等焦損	コタツの不始末	一六、四〇〇	十一月九日
一一・二二	仙 台	岡田小学校	屋根・天井等焦損	煙突の過熱	三〇、七〇〇	十一月一日
昭和二八年 一・七	仙 台	バス案内所	屋根、窓ガラスの焦損	頂 上 焼	二五、〇〇〇	二月一六日
一・二二	秋 田	川尻町泉引揚者住宅	屋根・壁等焦損	焚火の不始末	一四、八〇〇	二月七日

昭和二七年 四・一九	直方	下境診療所	・五〇	漏電	七、〇八五	四月三〇日
六・二	佐賀	大財町庶民住宅	一・〇〇〇	失火	一七、四二五	六月三〇日
七・二二	荒尾	高等学	二四六・五〇	失火	四五六、〇〇〇	七月二三日
七・三一	久苗米	母子寮	八二・五〇	類焼	九〇八、〇〇〇	八月八日
九・四	日田	日限小学校	七一一・七五	煙草の火の不始末	一、〇七五、〇〇〇	九月一日
一〇・九	門司	簡易裁判所庁舎	一二七・七三	失火	五八二、〇〇〇	一〇月一三日
一一・九	久苗米	江南中学校	五三三・七五	始末の火の不始末	四、四九三、〇三三	一一月一〇日
計	七市	七件	一、六五九・〇七四		一八、二五五、三七五	
昭和二八年 一・一	八幡浜	松蔭小学校	九六四・七五	放火	八、一三四、一〇〇	一月一四日
一・一六	今治	港湾倉庫	六・二五	失火	九八、〇〇〇	二月二三日
二・二〇	松山	城東中学校	〇・八〇	放火	三九、〇二五	三月三日
三・一六	徳島	渭北保育所	五・〇〇	煙突の亀裂	二、一五〇	三月二八日
三・二九	宇和島	築地庶民住宅	五・〇〇	類焼	四三、一〇〇	四月六日
計	七市	七件	七、二二五・九九		五三、〇八七、八九九	
昭和二七年 一〇・二八	高知	市設火葬場	〇・八〇	焚火の不始末	八、〇〇〇	一一月一七日
一一・二二	高松	栗林小学校	六八一・四七四	失火	九、九三一、〇〇〇	一月七日
二・二	広島	基町庶民住宅	疊・扉の焦損	火鉢の不始末	八九二	二月七日
二・四	広島	江波住宅	天井・襖等焦損	子供の弄火	四、三九四	二月二日
三・二	宇部	神原中学校	一、七一五・五〇	失火	一一、六九五、二二六	三月一〇日
三・三〇	呉	坪内小学校	四二二・一五	失火	一一、二七四、二六八	三月三日
計	一〇市	三九件	七、二二五・九九		五三、〇八七、八九九	

昭和二七年 四・一七	鳥取	豊風小学校外 二一	三、〇一四・六七	類焼	二五、一七七、五九五	四月二五日
七・一〇	広島	乳児院	二・〇〇	乾燥場の不始末	一六、六〇〇	七月二〇日
八・二三	広島	宇品引揚者住宅	二一・〇〇	炊事場の不始末	二五四、六六七	八月八日
九・二三	防府	松原庶民住宅	二・〇〇	煙突の過熱	五、四〇六	一〇月六日
九・二六	宇部	西岐波小学校	五・〇〇	煙突の飛火	二一、九七〇	一〇月六日
一一・二六	福山	樹徳小学校	一八・〇〇	消炭の不始末	四〇、九九四	一一月二二日
一一・二六	呉	市庁舎自動車庫	二四・〇〇	鍛冶場の不始末	一〇、一〇八	一月七日
一二・二八	岡山	旧汽車製造RK岡山製作所内住宅	一・〇〇	残火の不始末	一一、一四三	一月二六日
一二・三一	岡山	並木町二丁目引揚者集同疎開住宅	一・〇〇	残火の不始末	一一、三〇二、五〇〇	一月二三日
昭和二八年 一・一三	下関	本村小学校	一、六八四・一七	失火	三、三七〇、七四六	二月九日
一・二五	広島	仁保小学校	二九九・五〇	失火	七、一二四	三月二三日
一・二七	児島	赤崎保育園	三・〇〇	煙突の過熱	七、一二四	三月二三日
計	一〇市	二〇件	二、四五四・八三		三九、二七七、四七五	
昭和二八年 一・二四	大分	南百済小学校	九一四・三八	失火	一六、九七二、二〇六	二月二三日
二・九	大分	日東住宅	一〇・〇〇	七輪の不始末	一八二、七三三	三月二二日
二・一三	神戸	水上児童寮	壁の焦損	煙突の過熱	一、〇八〇	三月三日
二・二二	和歌山	中之島小学校	一七〇・〇〇	失火	三四〇、〇〇〇	三月六日
二・二四	八尾	用和小学校	壁・下見板・間柱焦損	竈の火の不始末	一〇、〇〇〇	三月七日
二・二六	吹田	千里第一小学校	床・腰張り焦損	焚火の不始末	五、四〇〇	三月六日
二・二八	吹田	榎坂庶民住宅	〇・五〇	煙突の過熱	五、二五〇	三月二三日
三・一七	岸和田	競輪場	一七四・六〇	煙突の過熱	四、二九〇、〇〇〇	三月二三日
計	一〇市	二〇件	二、四五四・八三		三九、二七七、四七五	

昭和二八年 一・二五	直方	感田小学校	四・〇〇	放	煙突の過熱	七・一一三	一月一六日
昭和二八年 一・二九	枕崎	別府診療所	三九・七五	放	ストーブの過熱	二一、〇〇〇	二月五日
二・二	直方	中央診療所	一一・〇〇	放	煙突の過熱	四〇六、七八七	二月一六日
二・六	門司	後楽町ろ号住宅	五六・〇〇	放	瓦斯の不始末	二〇三、六二二	三月二日
二・一〇	小倉	菊陵中学校	一三・〇〇	放	焚火の不始末	四四一、六〇〇	二月二日
二・一六	飯塚	東町巡査駐在所	二〇・〇〇	放	類焼	一四〇、四〇〇	三月二日
三・二九	熊本	花陵中学校	三五三・一〇	放	火	三〇、八二三	三月三日
計	一三市	一七件	三、九六三・五三	失	火	二、九四六、四五五	四月四日
合 計	七三市	一二二件	一九、七二一・〇五六			一四、一七〇、六一九	

(備考) 原因欄に失火としてある中には、放火の疑あるもの又は原因不明のもの等を含んでいる。

(二) 自動車損害共済

昭和二七年 一・一八	川崎	警備用自動車	相手方傷害	進行中接触	炎害共済金	七〇、〇〇〇	二月一五日
昭和二八年 二・九	青森	乗合自動車	相手車損傷	進行中接触	炎害共済金	一〇、四五六	四月二〇日
計	二市	二件				一一、六八九	
昭和二七年 一・二二	足利	乗用自動車	前部大破	街路樹に激突	炎害共済金	一二九、六七四	二月一日

昭和二八年 一・一三	新潟	貨物自動車	相手車・自車損傷	追	炎害共済金	一一、五〇一	二月一九日
計	一市	一件				一一、五〇一	
昭和二八年 一・一八	川崎	乗合自動車	相手車・自車損傷	追	炎害共済金	三、一三八	九月二〇日
計	三市	六件				三、一三八	
昭和二八年 一・二二	川崎	乗合自動車	相手方物件損傷	追	炎害共済金	一、七〇〇	三月二三日
計	三市	六件				一、七〇〇	

昭和二七年 一・一五	和歌山	貨物自動車	相手方傷害	進行中接触	炎害共済金	七五〇	三月一八日
昭和二七年 一・二二	和歌山	貨物自動車	相手方傷害	進行中接触	炎害共済金	五六三	一月二二日
昭和二七年 一・二二	和歌山	三輪貨物自動車	土塀損傷	進行中接触	炎害共済金	九三八	一月二二日
昭和二七年 一・二二	和歌山	貨物自動車	相手方傷害	進行中接触	炎害共済金	五、五一六	一月二二日
昭和二七年 一・二二	和歌山	貨物自動車	相手方物件損傷	進行中接触	炎害共済金	四〇〇	四月三〇日
昭和二七年 一・二二	和歌山	貨物自動車	相手方物件損傷	進行中接触	炎害共済金	二九、九二四	四月三〇日
昭和二七年 一・二二	和歌山	貨物自動車	相手方物件損傷	進行中接触	炎害共済金	八、三四四	四月二〇日
計	三市	七件				四六、四三五	

昭和二七年 一・二六	岩国	消防自動車	外部大破	土手より顛落	炎害共済金	六八、六六〇	一〇月二四日
計	一市	一件				八一、五七七	一二月一九日

広島市告示第十七号

昭和二十八年九月九日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三
漂流物拾得について
左記の物件について、拾得の届出があつたから、心当りの方は広島市役所社会課に申し出られたい。

- 一、品名 小舟(五枚ぶね) 一隻
全長二十尺位 幅六尺位
一、拾得場所 広島市宇品町埋立地水産試験場前沖
一、拾得月日 昭和二十八年八月十四日
一、拾得者 広島市宇品町厚有埋立地 常光 徹
二、品名 川舟(舳に火災の形跡あり) 一隻
長さ一間半位
一、拾得場所 広島市牛田町工兵橋下手
一、拾得月日 昭和二十八年八月二十四日
一、拾得者 広島市牛田町鉄道官舎南二五の二 矢野 浩

広島市告示第百十八号

左記建物を、一般競争入札の方法をもつて売却するから、入札希望者は、次の事項承知の上、入札書を差し出されたい。
昭和二十八年九月十日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

- 一、売却物件所在地 広島市河原町二一八番地
一、売却物件 旧市宮住吉住宅 木造セメント瓦葺 平家建 宅棟九戸建 建坪七十二坪
一、売却条件 解体の上撤去すること。

訓令

広島市訓令第三十三号

庁中一般
広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規程(昭和二十七年広島市訓令第二十四号の三)は、廃止する。
昭和二十八年八月十八日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

広島市訓令第三十四号

産業局
広島市農業生産施設再建融資諮問委員会規程(昭和二十七年広島市訓令第三十五号)は、廃止する。
昭和二十八年八月十八日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

市議会規程

広島市議会議事務局事務分掌規程
第一条 事務局長(以下「局長」という)は、議長の命を受け、局務を統理し、所屬職員を指揮監督する。
第二条 事務局長次長(以下「次長」という)は、局長を補佐し、各課の事務を監督する。
第三条 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

水道局規程

この規程は、昭和二十八年八月十三日から施行する。
附則
一、議会議事室に関する事項
二、その他調査研究に関する事項

昭和二十八年六月十五日
広島市水道事業管理者
広島市水道局長 寺西 正雄

広島市水道局規程第二十一号

広島市水道局労働安全衛生委員会規程
(設置)
第一条 労働安全衛生規則(昭和二十二年労働省令第九号)第八條及び第二十條の規定に基づき、広島市水道局労働安全衛生委員会(以下「委員会」という)を置く。
(委員会の任務)
第二条 委員会は、水道事業管理者(以下「管理者」という)の諮問に應ずる外、次の事項を調査審議する。
一 危害防止に関する事項。
二 発生した災害原因及び対策に関する事項。
三 消防及び避難の訓練に関する事項。
四 傷い疾病の予防並びに治療に関する事項。
五 労働環境衛生に関する事項。
六 安全衛生思想の普及及び教育に関する事項。
七 その他安全衛生上必要な事項。
(委員)
第三条 委員会の委員は、次に掲げる者について、管理者が命ずる。
一 課長
二 係長で特に必要と認められる者 若干名
三 安全管理者を代表する者

市議会規程

広島市議会議事務局事務分掌規程
第一条 事務局長(以下「局長」という)は、議長の命を受け、局務を統理し、所屬職員を指揮監督する。
第二条 事務局長次長(以下「次長」という)は、局長を補佐し、各課の事務を監督する。
第三条 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

訓令

広島市訓令第三十三号
庁中一般
広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規程(昭和二十七年広島市訓令第二十四号の三)は、廃止する。
昭和二十八年八月十八日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

市議会規程

広島市議会議事務局事務分掌規程
第一条 事務局長(以下「局長」という)は、議長の命を受け、局務を統理し、所屬職員を指揮監督する。
第二条 事務局長次長(以下「次長」という)は、局長を補佐し、各課の事務を監督する。
第三条 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

委任規定

この規程は、公布の日から施行する。
附則
一、議会議事室に関する事項
二、その他調査研究に関する事項

市議会規程

広島市議会議事務局事務分掌規程
第一条 事務局長(以下「局長」という)は、議長の命を受け、局務を統理し、所屬職員を指揮監督する。
第二条 事務局長次長(以下「次長」という)は、局長を補佐し、各課の事務を監督する。
第三条 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。

訓令

広島市訓令第三十三号
庁中一般
広島市失業対策事業就労者就職資金貸付審査会規程(昭和二十七年広島市訓令第二十四号の三)は、廃止する。
昭和二十八年八月十八日
広島市長職務代理者
広島市助役 高山 一三

市議会規程

広島市議会議事務局事務分掌規程
第一条 事務局長(以下「局長」という)は、議長の命を受け、局務を統理し、所屬職員を指揮監督する。
第二条 事務局長次長(以下「次長」という)は、局長を補佐し、各課の事務を監督する。
第三条 課長は、上司の命を受け、課務を掌理する。
(委任規定)
第九条 この規程に定めるものの外、委員会に必要な事項は、委員長が定める。
附則
この規程は、公布の日から施行する。
広島市水道局土地評価委員会規程
(設置)
第一条 この規程は、土地を取得又は処分するとき、その評価の適正を期することを目的とする。
第二条 前条の目的達成のため、広島市水道局土地評価委員会(以下「委員会」という)を置く。
(委員会の任務)
第三条 委員会は、水道事業管理者(以下「管理者」という)の諮問に應ずる外、次の事項を調査審議する。
一 土地取得又は処分に関する事項。
二 評価の適正に関する事項。
三 その他水道事業上必要な事項。
(委員)
第四条 委員会の委員は、次に掲げる者について、管理者が命ずる。
一 課長
二 係長で特に必要と認められる者 若干名
三 安全管理者を代表する者

広島市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和二十八年八月二十四日

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 寺 西 正 雄

広島市水道局規程第二十三号

広島市水道局事務決裁規程の一部を改正する規程
広島市水道局事務決裁規程(昭和二十八年広島市水道局規程第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第四条第七号を次のように改める。

第四号第七号を次のように改める。

職員(日雇い入れられる労働者を除く)の任免、進退、賞罰服務、給与及び公傷認定その他重要又は特殊な人事に関する事。

第五条課長共通事項の第一号を次のように改める。

日雇い入れられる労働者の雇入、服務及び公傷認定に関する事。

附則

この規程は、昭和二十八年九月一日から施行する。

◎ 辞 令

象 面 軍 藏
赤 井 喜 市
伊 藤 一 二 三
青 山 弘
技術吏員 伊 藤 一 二 三
技術吏員 青 山 弘
広島市狂犬病予防員を命ずる
広島市狂犬病予防員を命ずる
昭和二十八年八月二十二日(各通)

事務吏員 永 井 要
技術吏員 黒 田 博
願により本職を免ずる
昭和二十八年八月三十一日(各通)

事務吏員 羽 田 増 造
広島競輪開催番組編成委員を免ずる

事務吏員 沢 田 鎮 雄
広島競輪開催総務委員を免ずる

事務吏員 桑 原 茂
広島競輪開催場内取締委員を命ずる

事務吏員 小 川 善 行
昭和二十八年九月三日(各通)

技術吏員 岡 崎 行 雄
西診療所長を命ずる
昭和二十八年九月七日(各通)

阿 須 賀 深 咲
広島市技術吏員に任命する
技師に補する
九級五号を給する

栗 原 儀 郎
広島市技術吏員に任命する
技師に補する
八級四号給を命ずる

藤 原 勇
福祉事務所勤務を命ずる
昭和二十八年九月十五日(各通)

◎ 雑 報

出張所々管区域別人口及び世帯状況について (二八、九、一現在)

出張所別	人	口	世帯	世帯
		(増)	(増)	(増)
牛田	九、九一〇	△	二、五二六	〇
尾長	一四、七八七	△	三、六四五	〇
青崎	一〇、一四一	△	二、四八一	九
段原	二一、七八四	△	五、八三七	一
比治山	一八、一一七	△	四、五〇一	一
仁保	五、八六四	△	一、五一一	△
大河	一一、〇二〇	△	二、九八九	〇
皆実	一七、八四一	△	四、四二四	一
宇品	二五、八四八	△	六、七三五	〇
似島	二、一七八	△	四九三	〇
基町	三一、一七一	△	八、〇六四	一
本庁直轄	四五、八〇九	△	一二、二一五	八
区	二二、九五二	△	五、七五九	三
十日市	一六、一七六	△	四、一九四	一
舟入	二〇、五四五	△	四、九五六	〇
観音	一九、七〇〇	△	五、三六五	一
己斐	一七、七〇三	△	四、五七二	〇
三篠	一三、八一八	△	三、三五九	〇
草津	三二、六二八	△	八、三、六二六	二
合計	三二六、三六〇	△	八三、六二六	二七

戸籍上の市勢について

種別	件数	同 上		前年同	増減
		最大	最少		
婚姻	(一三、九)	(一七、九)	(一、)	(一、)	(一、)
離婚	(三、七)	(四、五)	(一、)	(一、)	(一、)
出生	(三、七)	(三、七)	(一、)	(一、)	(一、)
死亡	(三、七)	(三、七)	(一、)	(一、)	(一、)
計	(一、)	(一、)	(一、)	(一、)	(一、)

一、本市の出生と死亡から見た増数
男 一五三人 女 一七六人 計 三二九人
一日平均一〇、六人

一、前年右同
男 一七六人 女 一三三人 計 三〇九人
一日平均九、九六人

一、謄抄本作製数 五、八九四枚

◎ 正 誤

昭和二十八年八月三十一日付広島市報号外「監査結果の公表」中、第一頁上段第八行目「本山正二」とあるは「木山正二」の、第二頁文書の取扱状況の表收受欄「官報」とあるは「電報」の、第三頁中欄第一行目「引き継ぎ」とあるは「引き継ぎ」の、第十頁中欄第十二行目「建設事業」とあるは「建設事業」の、同頁同欄第二十三行目「職員は含まず」とあるは「職員費は含まず」の、第十三頁上欄第十六行目「正確」とあるは「正確に」のそれぞれ誤り。